[国労読本4]組織編]

### 国鉄労働者の組織と運動

ーその歴史と課題―

篠藤光行 監修 国鉄労働組合 編



[国労読本/組織編]

### 国鉄労働者の組織と運動

―その歴史と課題―

篠藤光行 監修

国鉄労働組合 編



今日、八○年代を迎えようとしている独占資本は、スタグフレーションの例にみるまでもなく、

経済的・政治的危機を深めつつある。

基調は労働者と労働組合の体制内化であり、その一環として労使正常化攻撃が強まっている。そ 反面、それだけに労働組合にたいする思想攻撃、組織攻撃が一段と強化されてきている。その

れは「みせかけの譲歩」であり、かれらの労務管理政策は浸透しつつあるといえる。 日常的に職場と地域を土台に、組織強化・運動強化について一層力をそそいでいかなければな

らない。

そういう時期に、との「組織編」が出ることになったととは、和織論・運動論を強めるうえで

企業別労働運動から産業別労働運動へ。

国鉄労働組合のたたかいの歴史で、組織論・運動論で討論してきた課題は、

統一的把握。 労働組合の本来の任務と「領域の拡大」、そして政党とのあり方=経済闘争と政治闘争の

人べらし、労働強化・実質的低質金・健康破壊などをもたらす体制的合理化反対のたたか 質金闘争における要求づくりと総評における統一行動。春園の戦略般術。

ζĵ o

▽ スト権奪還のたたかい。

思想攻撃・組織破壊攻撃をふくむ労務管理(マル生など)とのたたかい。 職場に労働運動、職場闘争。 国鉄経営民主化のたたかい。

かりませいます。なぎります。一般力と労働組合のあり方。一権利点検関争、安全規制関争。

などであるが、基本的に「階級的労働運動」を踏まえ、これら諧課題を正しく処理してきたと 労働戦線の統一、政治的統一戦線。

いえる。本「組織編」は、それら諸課題について日本労働運動の視点を主軸にすえ、国際労働運

動からも種々教訓をとり入れ、国労の運動を肉付けしたといえる。 なお、付論として国際労働運動の歴史を叙述してもらった。学習資料として大いに活用された

願った方々に謝意を表します。 末筆ながら監修・執筆で甚大な御努力を賜わった篠藤光行先生に深く感謝し、併せて御協力

一九七八年四月一九日(『春聞24時間ストの日)

国鉄労働組合 中央執行委員会

第一章

労働組合の組織原則とその展開

					2			1
V	iv	iii	ii	i		ii	i	
統一戦線の構築をめざしてニー	六〇年代三池から七〇年代国労へ	六○年岡争と職場関争の伝統	ストライキ闘争の先駆的役割	戦後直後の国労の迎助	日本労働運動と国労運動の前進	公企体・国鉄関係の組織概況 五	組織概況と四つの全国組織j=	日本労働組合の組織概況

13 国	12 共	11 戦	. 10 統 一	9 職	8 産	7 産	6 労	5 階	4 職	3 職	2 個	1
国家独占資本主義と労資協調の新しい形態三	共同決定法と労資協議制 究	戦後危機と国際労働運動の分裂	一戦線と労働組合の統一	職場委員会=ショップ・ スチュアード運動	産業別労資協議制	産業別労働組合と工場委員会	労働組合と国際的団結型	階級的労働組合と産業別組織	職能的利害から階級的団結へ	職能別労働組合とその限界	個人加入が組織原則	自然発生的な抵抗と団結

o Kulpa kaliforyaya (h. 1700) Maria 

·Ⅳ 炭労・電産・鉄鋼労連の統一闘争の敗退 ····································
Ⅲ 総評組織網領草案──職場闘争と産業別統一闘争  0
ii 鉄鋼労連、私鉄総連の統一賃金闘争100
i 地域ぐるみ闘争と産業別統一闘争――咨闘
6 産業別統一闘争と産業別組織化への道
5 産業別連合組織と共同闘争――炭労・電産のたたかい空
4 総評と中産業別組織方針
3 大産業別か業種別か
2 企業別労働組合として出発
1 問題窓識
第二章 戦後日本労働運動の組織論的課題
14 統一戦線と経済民主主義・「民主的規制」

· 1000年,中央政策中央发展的中

三	11 正常化路線との対決	
充	10 現場協議制の現代的位置	
交	9 マル生・職場点検摘発闘争	
盗	ii 職場関争の前進と現場協議制	
夳	1 六・四ストと岡山大会	
夳	8 「現場協議制」と職場団交権の確立	
丟	7 長期抵抗路線と「不調印闘争」	
3:1	6 職場闘争の否定と産業政策	
푱	〒「団交重視路線」と「抵抗路線」	
鬥	- 1 「職場闘争至上主義」論の台頭	
鬥	5 三池闘争後における職場闘争の批判・回避	
   125   12	11 組織原則と職場闘争	
霻	1 生産性向上運動との対決	

第 3 2 1 四 iii ii ii ii ii 章	組合民主主義と職場闘争の諸形態    組合民主主義とはなにか
	要求の「掘りおとし」と一人一要求
.,	職場の世話役活動
	職場点検活動
3	職場団交権確立のたたかい 1-20
4	職場闘争と到達闘争
5	職場闘争と産業別統一闘争
6	生活点検闘争
7	組合青年部の組織と運動

H. Histor

80.00

2.1 全的推算多种影片。

		4			3	2	1	71			
ii	i	<b>-</b> 4-	ii	i				五章	iii	ii	i
困労新網値がめざす道	闘争領域の拡大と反自民・反独占国民春闘ニニニニ	政治的統一戦線と労働運動の統一	右双的戦線統一運動と社公民路線 三元	IMF・JCの結成	帝国主義と反共・戦線統一ニ	統一戦線の歴史的教訓と現代ニ	歴史の流れと労働者階級の勝利 三元	・ 統一戦線と労働組合	近代的労務管理に対決する組織運動	背年部巡動の歴史と問題点   兄	「親組合」と背年部の問題
壽	三	霻	ブレ	灵	듳	≣	ナレ		≣	윘	$\cong$

# 付鈴

### 序 章

 $O((q_j^{\lambda_j}c_j^{\lambda_j},c_j^{\lambda_j}))$ 

日本労働組合運動と国鉄労組

○○○名で、組織率は○・五%でしかない。

## 1 日本労働組合の組織概況

### 日本の労働組合は、とんにち(一九七六年六月現在)、七万三九組合で労働組合員数は一二五 i 組織概況と四つの全国組織

織数は二二〇万九〇〇〇名、組織率は一七・七%である。中立労連(中立労働組合連絡会議)は、 める総評の比率は三六・六%である。それについで大きいのが同盟(全日本労働総同盟)で、 人に一人が労働組合に組織されているわけである。 一三五万四〇〇〇名で組織率は一〇・八%であり、新産別(全国産業別労働和合連合)は六万六 その中心勢力は、総評に結集する四五七万九〇〇〇名の労働者である。組織労働者のなかに占

〇万九〇〇〇名を数えるにいたった。組織率は三三・七%に述する。つまり、労働者のなかで三

般に「労働四団体」と称されている。 もちろん、組織原則論からすれば、「一国一全国組織」が のぞましいが、四団体に分裂しているのにはそれなりの理由がある。

いまのべた総評、同盟、中立労連、新産別の四団体が、わが国における全国 組織 であり、

言でいうと、労働組合運動にかんする基本理念のちがいである。なかでも総評と同盟は対極 13

五九年から、総評とともに春闘共闘委員会を結成してたたかってきている。また最近では、中立 委員会に役員を派遣している。中立労連と新産別はその中間に位置しているが、中立労連は一九 をなす。すなわち、総評は労働者の生活と権利をまもるためには、生産性向上運動に反対すべき であるという立場にたつが、同盟は積極的に賛成し、日本生産性本部が設置した生産性向上協力

JC(全日本金属産業労働組合協議会)がある。その組織人員は一九○万三○○○名となってい る。同じ傾向をもつものとして、ICEF・JAF(国際石油化学・エネルギー一般労逃日本加 なお、全国組織とはいえないが、全国組織と同じような動きをおとなっているものにIMF・

労連と新産別の合併が取り沙汰されている状況にある。

盟組合協議会)も発足した。 総評に結集する組織を大まかに分類すると、民間一六○万三○○○名、公労協八八万六○○○

公務員関係は二万五○○○名でしかない。中立労連、新産別はほとんど民間だけである(第1表 線で同盟が総評を上回ったのは一九六七年以降である。同盟に属する公労法関係労組は一三万名、 同盟は圧倒的部分が民間で、その数は二〇五万四〇〇〇名と総評を上回っている。民間労働戦 公務員二○九万名となっており、官・公・民を統合した金国組織となっている。

ると三四七万三〇〇〇名に達し、総評の組織的比重はその他の三団体合計とくらべて一対二の割 あるのにたいし、同盟は二〇五万四〇〇〇名でそれをこえるばかりか、新産別、中立労連を加え また前麦からもわかるとおり、民間労働戦線では、総評加入組合員数が一六〇万三〇〇〇名で

加盟主要団体および適用法規別組合員数

合	計	労組法	公労法	地公労法	国公法	地公法
12, 50	8, 731	9, 072, 995	1, 024, 517	228, 640	286, 988	1, 895, 591
4, 57	8, 911	1, 602, 847	885, 875	161,677	222, 218	1, 706, 294
2, 20	8, 863	2, 053, 960	129, 526	2, 467	12, 448	10, 462
60	6, 163	66, 163		. —	_	_
1,35	4, 183	1, 353, 208		_	975	_
4, 69	0, 237	4, 384, 384	9, 116	65, 580	52, 322	178, 835
	12, 50 4, 57 2, 20 6 1, 35	12, 508, 731 4, 578, 911 2, 208, 863 66, 163 1, 354, 183	12, 508, 731 9, 072, 995 4, 578, 911 1, 602, 847 2, 208, 863 2, 053, 960 66, 163 66, 163 1, 354, 183 1, 353, 208	12, 508, 731 9, 072, 995 1, 024, 517 4, 578, 911 1, 602, 847 2, 208, 863 2, 053, 960 66, 163 66, 163 1, 354, 183 1, 353, 208	12, 508, 731 9, 072, 995 1, 024, 517 228, 640 4, 578, 911 1, 602, 847 885, 875 161, 677 2, 208, 863 2, 053, 960 129, 526 2, 467 66, 163 66, 163 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	12, 508, 731 9, 072, 995 1, 024, 517 228, 640 286, 988 4, 578, 911 1, 602, 847 885, 875 161, 677 222, 218 2, 208, 863 2, 053, 960 129, 526 2, 467 12, 448 66, 163 — — — — — — 975

(资料) 劳硕大臣官房统计特制巡勘「劳働组合基本调查和告」FRAG52年版

公労協第二組合関係組織

組合名 組織人員 比 皐 計 100 % 総 129,526名 64,069 49.4 鉄 労 全 郵 政 55, 474 42.8 日 林 労 9,917 7.8 電電労組 66 0.0

> 国鉄関係組織 第4表

国労は全電通についで第二位となっ 組合名 組織人員 蹴 比 96 绌 쫎 366,960名 100  $\mathbf{x}$ 37 247, 171 67.4 第2表のとおり 動 穷 12.8 46,957 穷 17.5 鉄 64,069 全施労 1.4 5, 263 全動労 3,500 0.9

である。数量的にみると、 公労協に属する各単産の組織状況をみると、 ii 公企体 国鉄関係の組織概況

対一二・七%となっており、圧倒的に総評加入労組の比率は高 四〇〇〇名、同盟会議加入は一二万七〇〇〇名で、 これにたいして公労法関係労組では、 公務員関係ではさらに総評の比重は高くなる。 総評加入労組が八六万 八六・ 四%

合となっている。

1957

ばならないが、このこともまた、国鉄労資関係のきびしさを表現しているものであることを指摘 しておきたい。その組織状況をみると、第4表のとおりである。 在していることは、きわめて不自然であるといわなけれ 六三名、そして全動労三五〇〇名と五つの組合が併存し ると、こんにち国労二四万七一七一名、動労四万六九五

ているが、国鉄関係労紐である勁力車の組織数を加

### 序章 日本労働組合運動と国鉄労組

第5表 1 戦後労働運動の再編成と総評の結成まで

	1946年	1948年	1949年	1950年
産別会離	1, 630, 000	1, 228, 151	1, 020, 190	290, 087
総同盟	860,000	873, 470	913, 827	835, 115
新産別			]	54, 914
全 日 労			i	58, 964
総 評				(2, 764, 672)
上部組織に加入していない全国組合		3, 087, 400	3, 403, 086	3, 194, 405
その他		1, 488, 406	1, 318, 380	1, 461, 263

### 第5表Ⅱ 総評の結成から全労の分裂まで

	1951年	1952年	1953年	1954年
粉評	2, 921, 228	3, 101, 829	3, 292, 161	3, 003, 127
総同盟	313, 448	218, 829	243, 776	221, 531
新産別	69, 467	39, 746	40, 422	40, 951
庭別会議	46, 708	27, 401	13, 645	13, 142
上部根據米加   入全国超機	912, 764	1,038,010	821, 265	943, 733
その他	1,657,257	1, 520, 929	1,577,452	1,501,980
全 労	Ī			595, 091

### 第5表Ⅲ 総評の前進と産別会議の解散まで

		1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年
総	渁	3,093,513	3,131,551	3,410,228	3,548,921	3,666,357	3,745,096
企	97	624,251	661,965	782,459	796,455	826,642	924,076
総市	盟	237,432	242,317	256,297	273,270	283,075	303,868
新度	别	34,361	36,135	37,933	41,214	43,127	46,063
<b>隆别</b> :		11,540	12,098	12,540	…解	싽…	
上部期 入全国	砂米加 組織	969,493	1,083,314	1,029,011	1,027,143	1,082,511	1,235,815
₹ Ø	他	1,572,738	1,564,579	1,554,275	1,652,773	1,690,367	1,845,052

第5表IV 同盟結成前後(1961~65年)

	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年
라	8, 359, 876	8, 971, 156	9, 357, 179	9, 799, 653	10, 146, 872
総 評	3, 968, 123 (47, 5)	4, 122, 099 (45, 9)	4, 191, 683 (44, 8)	4, 206, 546 (42, 9)	4,249,703 (41.9)
同盟会議	1, 107, 867 (13. 3)	1,202,696 (13.4)	1, 348, 268 (14. 4)	1, 466, 278 (15. 0)	1,659,063 (16.4)
(全 労	751,497	798, 621	910,658		
総同盟	356, 370	406, 378	429, 560		
全官公		39,062	71, 673		
新 産 別	42, 897 (0.5)	56,779 ( 0.6)	49, 450 ( 0, 5)	58, 366 ( 0. 6)	60, 521 ( 0. 6)
中立労进		831,476 (9.3)	895, 475 ( 9. 6)	935, 614 ( 9. 5)	983, 572 ( 9. 7)
上部組織未加 入全国組織	1,124,217	1, 335, 392	2, 051, 123	800.451	807,970
その他	2, 133, 119 (39, 0)	2, 276, 749 (31, 0)	903, 416 (31, 6)	2, 412, 901 (32, 8)	2, 492, 236 (32. 6)

### . 第5表V 同盟結成後(1966~72年)

	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1972年	
ar ar	10, 403, 742	10. 566. 436	10, 862, 864	11, 248, 601	11,604,770	11,797,570	
報 辞	4, 247, 493	4, 208, 097	4,214,317	4, 248, 858	4, 282, 196	4, 244, 820	
	(40. 8)	(39, 8)	(38.8)	(37. 8)	(36, 9)	(36. 0)	
同盟	1,715.800	1,775,210	1,848,226	1, 962, 186	2,059,736	2, 172, 058	
	(16.5)	(16.8)	(17.0)	(17, 4)	(17,7)	(18. 4)	
新麗別	65, 876	69,839	71,280	73, 085	74,602	76,302	
	( 0. 6)	(0.7)	(0.7)	( 0, 6)	( 0.6)	( 0.6)	
t a 💢	1,020,751	1,037,908	1, 269, 769	1,344,817	1,400,023	1,349,951	
	( 9,8)	(9.8)	(11, 7)	(12.0)	(12.1)	(11,4)	
その他	3, 471, 519	3,587,963	3, 523, 296	3, 759, 187	3, 943, 676	4, 109, 550	
	(33, 4)	(34.0)	(32, 4)	(33, 4)	(34, 0)	(34, 9)	

### 序章 日本労働組合運動と国鉄労組

第5表VI 同盟結成後(1972~76年)

		1972年	1973年	1974年	1975年	1976年
라		11, 888, 592	12,097,848	12, 461, 799	12, 590, 400	12, 508, 731
総	評	4, 244, 820 (35. 9)	4, 266, 835 (35, 9)	4, 341, 265 (35, 8)	4,573,313 (36.3)	4, 578, 911 (36, 6)
問	22	2, 225, 928 (18. 7)	2,277,883 (18.8)	2, 312, 513 (18. 6)	2, 266, 087 (18. 0)	2, 208, 863 (17, 7)
新産	别	72, 891 ( 0. 6)	70,041 ( 0.6)	71, 375 ( 0. 6)	69, 678 ( 0. 6)	60, 163 ( 0. 5)
中立労		1, 392, 703 (11.4)	1,374,344 (11,4)	1,401,148 (11.2)	1, 369, 294 (10, 9)	1,354,183 (10.8)
4 団体以在 上部組合	ሃኑ ወጋ	2, 985, 589 (25. 1)	3, 316, 517 (27, 4)	3,503,943 (28,1)	3, 604, 040 (28. 6)	3,600,83( (28,8)
無加	21	1,095,510 (9.2)	1,103,040 (9.1)	1,110,286 (8.9)	1, 100, 873 ( 8, 7)	1.089.503 ( 8.7)

的権利であるスト権の回復をめざして、七五年秋闘の 動の動向を左右するほどの大きい位置を占めていると をあたえたことが証明しているといえよう。 なり、七三春聞、七四春闘の歴史的髙揚に大きい影響 以降における交通産業統一ストライキ闘争の原動力と きいものであることは、総評全体の組織比率でみれば 牽引車的役割を果たしてきた国労の位置はきわめて大 とは明らかである。なかんずく、歴史的にも公労協 する公労協の占める組織とその戦闘力は、日本労働運 下しているだけでなく、民間大手労組の戦闘力が弱 わが国における中心的な全 国 組 織であるというとと 五%程度の国労を中心としたマル生闘争が、七二春闘 ができる。しかし民間労働戦線における比重は若干低 また宮・公・民の三者を統合しているという意味で、 でもっとも大きい比重をもっているのは総評であり、 っている現況からすれば、総評のなかで約二〇%に遠 以上の概観でみられるとおり、 一九四八年七月に剝奪された労働者の基本 日本労働運動のなか

日本労働運動と国労運動の前進

る。だが、もちろん、それは量的に多数を占めさえすればよいというわけではない。階級的戦闘 けしばって総括しておきたい。もちろん、運動史が目的ではないので、組織論的な問題にかぎっ きる。したがって、まず日本労働組合運動のなかに占める国労の位置について、基本的な点にだ 組織比率は二〇%にとどまるとはいえ、総評運動のなかで果たしている階級的役割はきわめて高 力があるかないかが、重要な決め手となる。その意味からいえば、総評のなかに占める公労協の い。また、そのなかでも、国労は文字どおり、牽引車の役割を果たしてきたと評価することがで 労働組合運動が大衆組織であるかぎり、労働者の多数を組織化することはなによりも必要であ

てみていくことにする。

は、日本労働運動史上に不滅の足跡をのこしたものであったといえるのである。

参考までに戦後日本労働組合の組織的推移を概観する材料として、第5表をかかげて

なかで公労協の中心的役割を担いながら、九日間にわたるスト権奪還ストをたたかいぬいたとと

ておく必要がある。

全官公庁共闘は、

共闘体制を一歩すすめて全官公庁労働組合連絡協議会(全官公)

労働組合第一回結成大会を開催した。 った。しかし、総連合の結成当初から単一化を望む声はつよく、一九四六年一一月の国鉄総連第 六名を数えた。 三回臨時大会で単一化の方針を決定し、 れは九地方連合会と地方施設部によって構成された連合組織であった。 国鉄労働省の組織は、一九四六年二月二七日の国鉄労働組合総連合として発足した。そ 唯一の例外は、東京地方二六組合を単一体として組織した東京地方労働組 翌四七年六月五~六日、 伊豆長岡小学校において、 組織人員は五〇万八六五 合であ

i

戦後直

一後の国労の運動

日通、 交通産業別共闘組織としての全日本交通運輸労働組合協議会(全交運)を結成したことも特策し 会議の三全国組織と国労、 者の八四%を占める四四六万を結集した全労連の結成を推進したのも、 盛りあげていった。また、占領軍命令によって〝ニ・ースト〞が不発に終わったあと、 関係労組の有力組合として活動を展開した。一九四六年末に一五六万を結集して組織された全宮 合を推進母胎として、全官公共闘は二六〇万の官公庁労働者を総結集して二・一ゼネスト体制を 公庁共同闘争委員会(全官公共闘)の中心は、国鉄総連五三万と全逓三八万であった。この両組 玉 |鉄労組は、二つの全国組織である座別会議と総同盟のいずれにも加入しなかったが、官公庁 交通公社労組、 旅客自動車労働組合同盟、 全週であった。また、 一九四七年七月には、 全国貨物自動車労働組合連合会などとともに、 私鉄総連、 **産別会議、** 総同 都市交通、 組織労働 盟 日労

を結成し、

九四七年末から翌四八年の「三月闘争」にむけて闘争を展開したが、ここでもっとも大きい組

織問題となったのが、国労と全逓との闘争戦術のくいちがいであった。

片山連立内閣が提起した一八〇〇円ペース賃金に反対して、二四〇〇カロリーに達する最低賃金 全遥は産別会議の最有力組合――組織的にも三分の一を占めていた――の位置にあり、

地域人民闘争方式にもとつく地域の自主的スト戦術を方針とした。産別会議もこれを支

国労第一回大会において、現場長をも組合員とした体質によるものであったと考えられる。だが 一方、総同盟は一八〇〇円ベース支持の方向を打ち出したが、国労もまた、それに同調した。

持した。 要求と、

可決されたことを契機に、中執と中央委員会は総辞職して大会を流すとともに、本部原案支持派 国労第二回臨時大会は、その本部原案を否決し、全遇、産別会議と同じ方向での地域闘争方針 の一部が反共連盟を結成し、その主導下でおとなわれた第三回中央委は、一八〇〇円ペースを骨

子とする中労委調停案受諾の方向を決定したのである。そして、翌一九四八年一月、全官公のな かでただひとり臨時給与委員会に単独参加し、二九二〇円ベース受器の独走をおこなった。

ストライキを含む「三月闘争」を展開した。この時点では、国労は一つの汚点を残したといえる。 全굛を中心とした全官公七組合は、この裏切り的独走を非難するパンフを発行するとともに、

急速に戦闘力を失っていくが、逆に国労内部では、露骨な「反共」運動にたいして反発が生じ、 反共連盟が改称した民同内にも左派が進出し、革同の結成などを含めて、第四回定期大会で「左 ところが、「三月闘争」後、全逓と国労の位置は逆転する。全逓は内部に組織問題をかかえて

なった。つづいて同年九月、全遜でも同様な事態が発生し、ここに国労・全遢が共同歩調をとっ 激化するなかで、 行政整理などの攻撃がまず国労に集中豪雨となって襲いかかるや、「職場離脱闘争」をはじめと 旋回」をはじめる。それによって全官公の団結が回復しはじめた。 た組織再編成運動が形成され、総評結成にむけてすすむことになる。 二二日の民同派中闘連絡会議による「0号指令」の発出となり、組織の分裂・再編成は決定的と した極左的地域人民戦術の先端を国労が担うこととなった。ここで、ふたたび組織の内部混乱が しかし、 まさにその時点から、「政令二○一号」によるスト権の剝奪をはじめ、レ 中國一七名と中央委四七名の解雇問題とその資格をめぐって、一九四九年七月 ッド 18 I

with the second

### ストライキ闘争の先駆的役割

ii

国際自由労連から脱退する方向へ道をひらいたことになる。 歯止めをかけたのである。同時に、そのことが国際自由労連への一括加入を阻止し、国労自体が きた「回状」は、国連軍にたいする積極的な支持・協力であり、それはひいては、わが国におけ 朝鮮戦争の勃発と同時に、 確立したことである。周知のとおり、総評は自由労連への一括加盟を目標にしながら結成された。 る再軍備促進要請であったといえる。民同右派が「愛国労働運動」を提唱しはじめたのは、 | 呼応するためであったことは明らかである。「平和三原則」の決定は、これらの右翼的傾向 総評結成後、 国労が果たした大きい役割の第一は、第八回大会決定で「平和三原則」 自由労連の中心組織であるアメリカのAFLが、総評にむけて送って の方向 それ

とは争えない事実である。「六法全書片手の労働運動」といわれるほど、「違法」をおそれていた。 たことである。総評結成後における公務員労働組合は、合法闘争のワクのなかで萎縮していたこ 第二は、公務員関係労働組合の先端をきって、「合法のワクをひろげる」たたかいを前進させ

史的な闘争だったといえる。そのために政府・当局も三役解雇をもって弾圧してきた。 しかし、水戸中央委員会(第二八、二九回一九五二年一〇月二三~二五日)で実力行使を決定、 一九五二年一二月には一斉休暇闘争を実施した。この闘争はいわゆる〝冬の時代〟を打ち破る歴

四名の解雇という弾圧をうけたが、国労は解雇者を組織でかかえながら、さらに前進していく。 して実践されていく。その結果、一九五四年には、公労協では最初の中央幹部四名、地方幹部一 つづいて同年来闘争では、との闘争によって運休列車をつくりだすという、「音のたつ」運動と て三六協定破薬による超動拒否闘争と、運転保安規整運動と名づける順法闘争の実施を開始した。 わない」と変更したことの意義は大きい。事実、この年の夏季手当闘争のなかで、国労ははじめ 法的なあらゆる手段をとる」という立場から、「情勢によって実力行使をおこなうことをためら 一九五三年六月の第一二回大会において、国労が他の組合に先がけて、闘争手段として、「合

の公労協のなかに、国労は「実力行使」による運動をもちこんだといえる。その影響をうけなが やがて民間八単産による春闘が開始されたとき、国営企業労働者が公労協として統一的に参加 公労協傘下組合は、それぞれ「合法のワク」を拡大する運動にむけて徐々に前進しはじめた。

全林野、全専売、全印刷は総評に加盟していたが、機労、全造幣、アル専は未加入であった。こ

公労協が結成されたのは一九五三年一〇月二八日である。その当時は、國労、全遇、全電道、

るえさせた。 するたたかいとして展開されたのが、一九五七年春闘における二~四時間の時限スト=時間内く われたこのたたかいは、「前代未聞の列車ダイヤの混乱」として商業新聞に報道され、当局をふ いこみ職場大会にほかならなかった。公務員労働者にたいするゼロ回答を突き破るためにおとな きたのは、その日常的な職場闘争にささえられていたからにほかならなかった。その真価を発抑 の組合にも先がけて、職場闘争をたたかえる職場組織の確立を指導してきた。実力行使が実践で したことが、春闘の力量を急速に高めた。その間、あとで述べるように、国鉄労組は公労協のど

全林野 停職三〇、訓告三〇、全專売——停職一三、訓告五五、全印刷——訓告一〇、全造幣——戒告四、 その大きさは、他の公労協組合が、全逓――停職一六、減給一二、戒告五、訓告二、全電通 きさであった。解雇一九、停職七〇、減給五十、戒告七三、訓告三九六、計六〇九名であったが、 れた労働者がストに突入したということにある。それだけに、その報復処分も「前代未聞」の大 この闘争の最大の歴史的意義は、その戦術効果もさることながら、それ以上に、スト権を奪わ ――賃金カットと比較すれば明らかである。

いつつおこなわれてきた。 なわれた。さらに第一六回松山大会後、 処分反対闘争も激烈であった。それにはまた、解雇一を含む一万六五二六名の報復処分がおこ 「新潟闘争」にたいする弾圧が、組織分裂攻撃をともな

総評の太田議長が、来たる春閩において「三六計逃げるにしかず」という組織防衛戦術

したのは、日本労働組合運動における国労のもつ位置の大きさとその防衛のためからであった。 25

後退して、それに屈したとはいえ、当時の段階では「煮え湯を呑まされた」と表現されたように 国労が一歩後退するなかで、公労法四条三項をたてにとった「藤林あっせん寀」が出され、

るほどのものではなかった。 やむをえなかった。それはけっして国労がたたかいぬいた最初のストライキ闘争の意義を相殺す

最初の険しい道をきりひらく先駆的役割を果たしたといえるのである。 て一九六四年段階では、公然たる「半日スト」となって発展していく。国労はスト権奪還闘争の とに成功したからである。事実上の「時限スト」が公労協各組合の闘争常識となり、それがやが 分後のたたかいを「権利闘争」としてたたかいながら、ILO八七号条約批准をひっぱりだすこ 事実、翌五八春闘では、全逓が国労につづいて時間内くいこみ二時間の職場大会に突入し、

### ☆ 六〇年闘争と職場闘争の伝統

説明するまでもなく、六〇年闘争は、これまでの日本の労働者階級がかつてたたかったことのな な教訓をのこすものであった。 い一大政治闘争であった。同時に、三池闘争にあらわれた体制的合理化攻撃と反合闘争の歴史的 第三は、六〇年三池・安保闘争のなかで、果たした政治ストライキの実践であった。いまさら

的弱さがあったことは、一九五二~五三年の労闘ストをきっかけに、海員組合や全様同盟などが |総評結成時の原則に還れ」と主張して、総評を脱退して 全労を結成した ことをみてもわかる。 産別会議の「政治主義的偏向」の批判から出発した総評系組合のなかには、多分に「経済主義」

実力行使による運動の強化を先導していったたたかいの審積は、安保闘争という一次元高い政治 基地反対闘争を、砂川、内灘などでたたかいぬくという実績をもっていた。それに前項で述べた 全自交などの交通産業労働省が早朝ストを敢行した。運休客車は二二二〇本を数える空前の規模 闘争のなかでも、 と労働関係法規改悪反対闘争でしかなかったのである。 だが、早くから「平和三原則」の方針を決定した国労は、一九五四年ころから強化され いかんなく発揮された。一九六〇年六月四日、国労を中心に動労、 都市交通

original t

その労闘ストは「政治闘争」とはいっても、

労働組合運動の基本にかかわる労働基準法

評系民間労組がいっせいに政治ストライキに突入すべきであった。だが、それができなかったと 論理からいえば、民主主義の「存亡の危機」といわれたこのたたかいに、スト権をもっている総 をつつみこむかたちで、合化、全金、炭労、造船、봞湾などが時限ストに突入した。 民間労組はスト権をもっているとはいえ、政治闘争にたいするとりくみは弱かった。形式的 「総もたれ」式に闘争を避けるととなく、スト権なき国労が断固としてストに突入し、

のスト突入であった。

た。このたたかいを通じて、日本の労働組合運動は、いまようやく社会的・国民的影響力を強め 繖、農民、中小企業者、そして学生、インテリゲンツィアなど一○○万を国会周辺に結合させた 五六〇万のたたかいとなり、国会デモは一三万を数え、さらに二万軒の商店が閉店ストに突入し

評などを中心とした四六○万のたたかいは、社・共の統一行動をはじめ、民主主義的市民和

るという歴史的意義を獲得したといってよい。

れはたんに国労の戦闘的伝統の形成にとどまるものではなく、総評運助全体に本格的な政治闘争 六○年安保闘争において早くも全労働者の先頭に立ってたたかった歴史的功績は大きい。そ 九五 |七年春闘〜新潟闘争で大量処分の攻撃をくらい、 「藤林あっせん案」に一歩届した国労

をたたかう体質を注ぎこんだといっても、けっして評価のしすぎにならないであろう。

## ⅳ一六〇年代三池から七〇年代国労へ

運動との対決を避け、職場闘争を放棄する「政策転換」闘争論が強調されはじめた。 の転落をはじめた。職場闘争が放棄されはじめた。それはやがて公労協その他へも波及し、反共 化への妥協や条件闘争にとどまらず、積極的な生産性向上運動への協力を誓い、労資協調組合へ 生産性向上運動反対闘争と職場闘争とを後退させた。なかんずく、民間大手労組の一部は、合理 ・右翼「戦線統一」延動が総評のなかにも台頭した。政治闘争を排撃し、資本主義的生産性向上 六○年闘争後、総評運動には明らかに一歩後退のきざしがみられた。三池闘争の「敗北」は、

うちぬいていった。そうしたたたかいこそがスト権奪還闘争の基本的な筋道であることを明確に 評が作成した『組織網領草案』の基本路線を堅持しつづけた。六○年闘争をたたかいぬくなかで、 の強化を強調し、職場闘争を守りぬきながら、一九六五年春聞において、ついに「半日スト」を を基礎に、一九六二年の第二二回定期大会では、合理化の嵐に抗してたたかう「反合理化」闘争 さらにそれを一歩のりこえる体質をきずきあげた。そして、一九六一年の「合理化闘争指導要繹」 との右傾化路線に真向から反対の態度を堅持しつづけたのも国労であった。国労は、かつて総

九六八年には現場協議制による職場団交権の獲得に成功した。全体的にみて、職場の諸問題が苦 情処理へと矮小化されつつあったとき、職場に団交権を獲得したことの階級的意義は大きいもの があった。 は「職場に労働組合を!」確立することであった。そのねばりづよいたたかいの成果として、一 日本の労働組合運動が全体的に右傾斜しはじめた一九六五年以降、国労が一貫して追求したの

他の組合にもその影響をひろめていったのである。

原動力となっていったのである。 そして、まさにその基底的な力の蓄積が、一九七〇年代からはじまるマル生攻撃をはねかえす

制とそれに結合した小駅、赤字駅廃止の攻撃であり、「赤字経営」をテコにした一六万五〇〇〇 規模へと拡大・発展され、過疎・過密の社会的・政治的矛盾を露呈した。その焦点が、 名の人越らし合理化にほかならなかった。合理化を促進する当局の攻撃が、不当労働行為と人事 につけた階級的・戦闘的体質は、攻撃がきびしくなるなかで、逆により大きく復活した。一九七 若干の組織的勁揺がみられたことは否定できない。 しかし、国労が戦後二五年の歴史のなかで身 差別政策を基軸にすえた組織分裂攻撃であり、マル生の思想攻勢であった。この攻撃のなかで、 年の全国大会で、中川委員長が呼びかけた「坐して攻撃にさらされるより、立って反撃へ!」 日本独占資本のスクラップ・アンド・ビルド攻撃は、「新金総」の過程を通して全日本列島 新幹線体

萎縮した空気を一掃した。それもひとり国鉄労働者だけでなく、不当労働行為と権利破壊、そし

マル生攻撃に怒りを燃やす職場活動家をふるいたたせ、一部にみられつつあった

の戦闘宣言は、

て組織分裂攻撃に反撃しえていないことに不満をもつ、すべての組合の活動家に勇気と共感をあ

体の関争常識へとひろまり、七三春闘では、画期的な反合スト、スト権奪還スト、そして年金要 集団交渉による政治的統一戦線勢力の支援体制があったととにもよる。それらの総合的戦力体制 中心とした不当労働行為摘発闘争が中心であったとはいえ、ひろく全日本の組合活動家の支援体 体制へと発展した。とくに、当局が事実上のロックアウト体制をとったということは、ストライ 求をかかげた「政治スト」への発展とひろがりを示すにいたった。二四時間ストは七二時間スト 制があったからだともいえる。あるいは、一○○○名をこえるマンモス調査団と直接生産点での がマスコミをも味方にひきいれる結果となり、マル生闘争を勝利に導く要因となったといえよう。 七二春闘が交通産業ゼネストとして成功的にうちぬかれた背景には、もちろん、職場活動家を との七二春闘のなかで、国労は事実上の一日ストをたたかいぬいた。それはやがて、公労協全

闘の火となって燃えあがりはじめた。とくに国鉄よりも早く、郵政マル生の攻撃のなかで一時停 点火され、さらに、あらゆる産業、職場、そして地域における企業のワクをのりこえたマル生共 透させたことであったともいえる。いまや六○年の三池闘争は七○年の国労マル生闘争へと拡大、 滞していた全逓に大きい勇気をあたえ、いくつかの地域で国労、 国労が日本の労働組合運動にあたえた大きい影響の一つは、ストライキ闘争の階級的意義を没 動労、全逓による反マル生三者

共闘を基軸として、

「反合理化」闘争をふたたび強化していくきっかけをあたえたのである。

キへの屈服と承認を意味するものであったといえる。

### 一戦線の概築をめざして

PRES.

はその頂点に達 会的諸矛盾を噴出した。それにともなって産業公害や自然環境破壊がとめどもなく進行した。そ して七三年末の「石油危機」のなかで発生した狂乱的インフレーションによって、国民的絵憤放 とづく「新全総」は、「全日本列島総スクラップ・アンド・ビルド」といわれる過疎・過密の社 して二五%に達する異常なまでの高物価・インフレの経済矛盾をひきおこした。 九七三年から七四年にかけて、 田中内閣が提起した日本列島改造計画は、 地価級騰を基礎と また、 それにも

した。

占の政治的統一戦線の萌芽的組織であり、そうした背景のなかで七四春闘は「国民春闘」 社会的認識を高めた。この七四国民春闘は日本労働運動史上最大規模のストライキ闘争として発 の危機にさらされているすべての人びとの生活防衛をになわなければならないという、 づけをもってたたかわれることになった。 民主主義的市民組織を結集した「インフレ共聞」が結成された。それはゆるやかではあるが反独 大産業別交運統一ストライキ闘争の経験と成果は、組織労働者こそが未組織労働者や生活崩壊 **とのような背景のなかで、七四年二月には社・非・公三党と総評、** 中立労連、 新 産別、 政治的 の位置 そして

**影響力をつよめていった。また組織労働者のたたかいとそが、政治的統一戦線運動の中核をにな** したが、 七〇年代にはいって、 ストライキと公労協長期統一ストライキ闘争との結合を通じて、組織労働者の社会的 それをリードしたのは公労協の一二〇時間ストであった。 国労が先駆をつけた職場闘争とストライキ闘争の結合は、 いまや大産業

うものであることも自覚されはじめてきた。

がそうであったような「モノ取り」的性格とは大きく異なる。それだけに、九月間にわたるとの ものではない。それはまさに「権利のための闘争」であっただけに、とれまでの多くのたたかい ある。「スト権奪還スト」は、賃上げ闘争のように直接的に生活改善となってはねかえってくる 識を髙め、ついに七五年秋には実に九日間にわたる「スト権奪還スト」へと発展していったので 長期ストライキ闘争は、戦後三〇年を数える日本労働運動史のなかで、木格的な「下から」の権 さらに、スト権なき公労協が、長期ストライキをたたかいぬいた実践が、スト権回復闘争の意

**測を得た。それらのなかでも、もっとも大きく、かつ貴重な教訓が、統一戦線構築の意義と認識** 判の矢面にたたされる国鉄労働者は、その闘争を組織する過程を通じて、実に数多くの貴重な教 それだけではない。この長期にわたる『スト権奪還スト』のなかで、とくに国民世論による批

利闘争として画期的な意義をもつものであった。

礎に大産業別統一ストライキ闘争を組織し、 働組合構築にむけての道を明らかにした。 こうしたたたかいを総括するものとして、 さらに反独占統一戦線の中核をにないうる階級的労 国労は『新網領』を作成した。網領は職場関争を基

の統一を、どこから切り開いていくかという問題を提起するまでに到達した。ヨーロッ **「て革新的政治勢力がきわめて弱体であるわが国において、この課題を正しく、階級的に解決し** そしていま、統一戦線を構築するための国労運動として展開すべき実践的課題と国民的要求と にくら

### 序章 日本労働組合運動と国鉄労組

第6表 組合員数年度別一览表

	国	萝	動	労	鉄	<b>¾</b>	全则労	全施労
1976	241,	460	46,	743	70,	610	3,500	5,802
'75	232,	804	46,	492	77,	538	3,500	6,339
'74	224,	933	49,	368	88,	667	3,500	7,681
'73	219,	927	49,	406	103,	697		8,327
'72	247,	204	52,	001	93,	370	_	
'71	270,	183	55,	793	78,	488		
'70	276,	817	55,	410		541		
'69	275,	615	60,	223	新国	勞 004		
'68	276,	731	62,	079		755		
'67	276,	180	61,	622	71,	125		
'66	273,	448	58,	525	70,	766		

なければならない今後の課題はここにある。っても、避けて通ることは許されない。国労が克服しっても、避けて通ることは許されない。国労が克服し一首でいうと、反自民・反独占統一戦線運動と反合題がとりのこされている。

第 章

労働組合の組織原則とその展開

[然発生的な抵抗と団結

労働運動の組織形成・発達史を概観することからはじめる。 ると、その歴史的経験はきわめて短い。そのため、組織論的にみても遅れている側面が少なくな 治維新によってブルジョア革命を遂行したわが国では、ヨーロッパ諸国の労働組合運動にくらべ !をかちとり、労働者階級の全面的解放を達成することにある。しかしようやく一八六八年の明 したがって、まずわれわれの到達目標を明らかにする点からみても参考になる、 れわれが労働組合組織論を学習する最大の目的は、 いうまでもなく日本労働運動の階級的強 ヨーロッパ

偉大な武器は、「暴動的」、「一揆的」な形態をとったストライキであった。このたたかいをまえ 働であった。長時間労働と低賃金、そして劣悪な生活・職場諸環境はどこでも例外はない。そう みでとに描きだしている名著に、エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』がある。 した資本主義的「繁栄」がもたらす、労働者階級の物質的・社会的・道徳的「貧困」の状態を、 者階級の状態は、きわめて劣悪であった。労働時間は、どこの国でも例外なく一五~一六時間労 そこで述べられているような矛盾のなかから、 封建社会から資本主義社会へと移行する、いわゆる資本主義の「本顔的密積」 労働者の自然発生的な抵抗がはじまる。抵抗の 期における労働

にして、資本家たちはしばしば譲歩し、要求を認める約束をした。しかし、それらの譲歩や約束

絶望的な状態においこまれた労働者の自然発生的なたたかいであり、一時的団結でしかなかった は、ストライキの波が退くやいなや、いとも簡単にふみ破られた。なぜなら、そのストライキは、

からである。

みずからの恒久的・永稔的団結の必要性を理解した。恒久的な組織的団結にささえられたとき、 いくたびとなくくりかえされた、これらの長期にわたるたたかいと経験のなかから、労働者は

階級は手をこまねくことなく、「団結禁止法」を発布して弾圧をおこなった。だが長い歴史から るからである。こうして一八二四年、イギリスの労働者は世界で最初の「団結禁止法」の廃止を 契機として、労働者の自然発生的なたたかいは、意識的なものへと発展・転化していくととにな みれば、制裁と弾圧による取締りの効果は、逆作用となってはねかえる。なぜなら、そのことを ストライキ闘争が真に仰大な武器となるものであることを学びとった。もちろん、政府と資本家

個人加入が組織原則

かちとったのである。

団結運動はどのようなかたちではじまったのか? 「居酒屋から労働運動がはじま

仲間たちのなかで傷害にあって働けなくなるようなことが発生したときには、相互にたすけあう を話しあった。その「集会と討議」を通じて、彼らは賃金の一部をさいて共同の貯蓄をおこない、 むための会合をおこなった。彼らは、一ばいの黒ビールを飲みかわしながら、職場や生活の悩み ことをとりきめた。居酒屋はやがてそのための事務所となった。 った」といわれるように、一日の労働の疲れをいやすために、職人的労働者はよく黒ビールを飲 1940) Burn

織原則は、「組合費の自己徴収」にもとづく「個人加入」にあるということである。 織されたものだということである。もちろん、組合費は各自が持ち寄る。つまり、労働組合の組 ここで重要なことは、労働組合はもともと一人ひとりの労働者の「自発的な参加」によって組

が、反政府的罪悪であった当時においては、あたかも原始キリスト教の結成儀式に似た、穴ぐら ト、塩田庄兵衛他訳『イギリス労働運動史』理論社、一一ページ)と規定しているのは、その一 「兄弟分の交わり」が、「組合員は、もし組合(ブラザーフッド)の 命令に 従わなければ、心臓をスカット・シャー 製紙 大と 製鉄工がおこなった ストライキをきっかけとしてつくられた 組合規約・ のなかでの宣誓によって組合加入が認められるきびしい状況もあった。一八一〇年初頭、 つきさされるか、または腸を断ち切られるという刑罰をうけることを覚悟する」(アレン・ハッ もちろん、労働組合は居酒屋からだけ発生したものではない。労働者が組織をつくること自体 心臓を イギリ

して、こんにちもなお、ヨーロッパ労働運動にはその組織原則が基本的につらぬかれていること

労働組合の組織原則が「個人加入」にあることだけは明らかである。そ

これらの例をみても、

を指摘しておきたい。もちろん、日本でも戦前は同じであった。

「組合毀の天引き餇」にもとづく、「従業員一括加入」組織、これが特殊日本型組織形態である企 だが戦後は変わった。ここでは本題ではないので、問題意識をもつために一言だけ指摘すると、

**業別組合とのちがいである。** 

 $\overline{3}$ 職能別労働組合とその限界

靴工などが、一八五〇年代のイギリスで有力な嗾能別労働組合を結成している。もともと、それり高かった。それらの熟練労働者のうち、たとえば機械工、大工、鋳鉄工、ロンドン煉瓦積工、 らはある一定の地域において、同一職業に従事する労働者が、共通する職業的利益を守るために 労働者の地位や労働条件を守る運動としてはじまったものであった。 つくった組織である。また、徒弟としての一定の修業年限を終えて、一人前の戦人となった熟練 進歩がまだ未成熟であった初期資本主義=自由経済の段階においては、熟練労働者の位置はかな たか。それは熟練労働者による職能別組合であったということにある。資本主義の発達と技術的 ところで資本主義発達の初期に結成された労働組合の組織形態の特徴はどのようなものであっ

したがって、この組織はすべての労働者にたいして門戸を開いているものではなかった。いや

この組織形態と運動が、 にあった。 たととの意義は大きい。当時、それが「新組合主義」ないし「模範組合」と呼ばれた理由もそと うという気運がうまれてくる。そのもっとも典型的な組織として知られているのが、一八五〇~ ば地区労的な組織)が、同時に発生していたことも特徴としてあげておく必要があろう。 結成されるにつれて、それらのいくつかの組合を統合した地域労働運動センター(日本流でいえ たしたととは事実である。とくに、地域的、分散的であった組織が、 工だけの全国的な大合同組合だったわけである。これらの組合が、労働者の利益を守る役割を果 五一年に結成されたイギリスの合同機械工組合であった。いうまでもなく、この組織は熟練機械 組織であったととを指摘しておきたい。したがって、一定の地域でいくつかの職能別労働組合が 工場・企業内に閉鎖されたものではなく、企業のワクをこえた一定地域における職能的・ 的利益」を守ることを目的としたものであった。その意味での「狭隘さ」をもっていた。 むしろ非熟練の婦人労働者や徒弟的幼少年労働者を排除することによって、 だが、やがてこの職能別組合は、 だが同時に、 やがて、それらの地域的に分散している労働組合を、全国的な横断組織として統合しよ この組織が熟練工だけを対象とし、それ以外の一般労働者に門戸を閉鎖したことであ 「職能的利益」を追求するこの組織は、現在の日本労働組合がそうであるような 資本主義の客観的法則性から適脱していく内容をもっていたからである。 ある種の「保守性」へと転落していく。その最大の理由 全国横断単一組合に発展 熟練労働者の 横断的

資本主義の発達は企業間の競争を激化させながら、しだいに平均利潤率をおしさげていく。

くる。資本主義が発達するかぎり、この歴史的な流れはどうすることもできない。 は熟練労働の社会的位置を低める。非熟練労働者の数が、全労働者のなかで大きい比重を占めて

資本家は特別利潤を手に入れるために、新式の機械を手に入れることに躍起となる。機械の発達

カにおける職業別労働組合=AFLの一指導者が語った、つぎの言葉はまことに興味がかい。 の数の増加は、組合員の職業的利益をおびやかす存在として眼に移る。一八三四年ころ、アメリ にもかかわらず、職業別組合は熟練工以外には組合加入を認めない。そればかりか、非熟練工

きめてやれないような連中に組合の許可証をあたえてやろうとは思わない。」 えないようなばあいをのぞいて、下賤なものたちや、やくざや、われわれが賃金・労働条件を 「われわれは、 他の組織が無条件に彼らに 許可証をあたえようと申し出るのでそうせざるを

右の文章をみればわかるとおり、組合員以外には仕事を与えないことを、経営者たちにも承認

者周をさしてつかわれた言葉だったわけである。 賤なものたちや、やくざ」というのは、いまや労働者のなかで多数派を占めつつある非熟練労働 させることによって、職能的利益を守っていたわけである。したがって、ここでいっている「下 職能別組合が果たした一定の歴史的役割を評価しつつも、いまやその「組織強化」そのものが

セクト化とエリート主義を促進するという歴史的逆行へと変質しはじめる。 そのことと関連して、第二にいえることは、「高い組合費」がひとつの特徴をなす。

との資金を基礎にして「高度な共済」運動を重視していくところに、職能別組合の特徴があった。 みずからを一般労働者と区別する一つの防壁が、「高い組合費」であった。

運動にとどまるものであるかぎり、それらの組合がどれほど発展しようとも、資本にとってはほ とんど痛さを感じない。その間に、資本主義はより安定的な支配体制をきずくために、独占資本 しかし、どれほど「有利な共済」であっても、それは結局、賃金の一部を出しあっての相互扶助 の段階へと突入していく。職業別労働組合の強化は、資本主義の法則的潮流とかみあわない。労

働者の利益を守る力は消滅していく。

家たちは、小さな個別経営上の、あるいは職業上の利益が問題ではなく、同一産業としての共通 進行し、熟練労働に依存していた機械手工業から大規模工場生産体制へと移行する。いまや資本 は、株式を通して、資木を社会的に吸収していく。 利益を守る運動へと邁進する。カルテル、トラストなどがこうして誕生する。個々の資本家たち 九世紀の後半になると、世界の資本主義は独占資本段階へと突入する。産業の集中・集積が

単位で組織されていた。たとえば、一造船産業のなかに、製錬工組合、木工組合、 鋳造工組合、製図工組合、ペンキ工組合があり、それぞれが思いおもいに職業的利益だけを追求 の分捕り合戦である。それにもとづく組織間の縄ばり争いである。 している。 資本主義がこれほど大きな変化を示しているにもかかわらず、労働者側の組織は小さな職業別 そこにかならず発生するのは、「与えられた」貫金原資のワク内における職業的利益 **模型工組合** 

る。仕事上の領域をめぐって争われたこの結末は、一応、二インチ半以下の鉛管の仕上げについ ては鉛管工組合に属し、ニインチ半以上のものについては、仕上工組合の領分に属するというと

その典型的な事例に、イギリスの鉛管工組合と仕上工組合とのあいだに発生した組

織紛争があ

とであった。ところが、のちになって、ちょうどニインチ半の鉛管の仕上げについては協定して いなかったために、ふたたび紛争がもちあがったというのがそれである。

職務給賃金体系の導入は、まさにその弱点につけいった独占資本の攻撃であるといわなければな 業別組合どころか、「仕事別」組合にまで分散していく可能性がなくはない。仕事別賃金や職能 例外なく「職能分裂」というかたちをとっているはずである。それぞれの職能に属する労働者が、 いを基礎にして、それぞれの「職能的利益」を主張しはじめるならば、いまなおわが国では、企 あるばあいには「職能的エリート」を誇ったり、またあるばあいには、仕事最の大きさや質の違 員と一般組合員との対立、現業と非現業との対立をはじめとして、多くの組織分裂は、ほとんど 運動のなかにも、つねにもちあがっている問題である。職員組合と工員組合との対立、 このことは、たんなる歴史的エピソードとして一笑にふすわけにはいかない。現在の日本労働 役付組合

といわざるをえない。そこに職業別組合の欠陥があった。一言でいえば、階級的利益よりも職能 合が併存していたという実体は、まさに歴史的発展法則からとり残された労働組合の弱点である 的利益を優先させるということである。 の歴史的伝統を豊かにもっているイギリスのチョコレート工場のなかに、二〇をこえる職業別紐 資本主義が独占資本として統合されるまでは、職業別組合の職業的利益獲得運動も一定の成功 したがって、そのように分解された組合が、どれほど戦闘力を誇り、賃上げ額を高めたとして 労働者全体の階級的利益という視点からみるならば、それはプラスにならない。職業別組合

文 して 44

その運動が急速に衰えていったのは、まさに歴史的宿命といわなければならなかった。それらの 欠陥をのりこえる組織として発生したのが、産業別労働組合の思想であり、その組織化運動であ をかちとることができた。だが独占資本の確立期を迎える一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、

計画があり

## 職能的利害から階級的団結へ

を変えることができない」ものであるかぎり、労働者にとっての真の生活諸条件の改善にならな なければならなかった。 護はもちろんのこと、 たとえそれが全国横断的な経済闘争として発展したとしても、「経済法則 いことは明らかだった。必要なことは、資本主義的搾取と専制支配そのものを絶滅させることで 働者階級のおかれている状態を徹底的に究明した二人の眼からすれば、小さな「職能的利益」擁 から否定したのがマルクスとエンゲルスの思想であった。資本主義的経済法則の基本的矛盾と労 そして、その条件もまた、ますます発展する資本主義的工業そのものがつくりだしていた。 あとでややくわしく述べるが、職業別労働組合の「閉鎖性」や熟練工組合の「俳他性」を根本

本主義的発達が未成熟な段階では、労働者は手工業的職人として、地域や、個々の職場にばらば

結以外にはないことを理解してくる。共通の利益を守るためには、すべての労働者階級の団結に らに分散させられていた。だが大産業の発生は、お互いに一面識もない労働者を一個所に寄せ集 よる抵抗が必要であることをさとる。そして、さらに団結による資本家にたいする抵抗闘争の発 める。最初は相互に競争をおとなったとしても、やがて賃金・労働条件を維持するためには、

たたかいを通じて、賃金よりも階級的団結が大切であることを理解する。この段階に到達したと ということを知る。最初は賃金や時間短縮闘争という、目先の経済的利害から出発するが、その **展は、個々の経営者にたいする要求のワクをこえて、資本家階級と国家権力そのものが敵である** 一八四六年に発行された『哲学の貧困』は、このことを明らかにした。 労働者階級のたたかいは「搾取の撤廃」という政治的性格をおびる。政治闘争へと発展する。

ての労働階級の解放をめざす方向へと発展しなければならない。その部隊は資木主義的大産業が また組織された労働者の利益を守ることにとどまることなく、未組織労働者の利益を守り、すべ の政党である。その組織との協力を通じて、労働組合もまた「目先の利益」擁護運動をのりこえ、 、職能利益」擁護組織ではなく、 政治闘争をたたかえる労働者の政治的軍隊である。 問題がとのようにたてられたとすれば、労働者階級が組織しなければならないのは、小さな 労働者階級

それらの部分を組織的に排除する熟練工組合は、いわばひとにぎりの「労働貴族」的集団へと変 うまでもない。大産業が生みだす不熟練の工業プロレタリアートこそが本隊でなければならない。 との立場にたつならば、 熟練工だけの利益を守ろうとする職業別組合主義と対立することはい

つぎつぎとつくりだす。

質する。

熟練層をもくわえる新しい組織をつくりあげることが必要となる。 一八九〇年に書かれたエンゲ ルスの論文は、階級的労働組合の組織原則をみどとに描きだしている。 したがって、労働者階級の歴史的使命を達成するためには、おびただしい数で登場してきた不

集一七巻、二〇六~二〇七ページ) 指導者にしようとしているのは、断然社会主義者だけであって、そのほかのだれでもない。【(選 ある。そして彼らは一人ひとりがまだかならずしも社会主義者ではないとしても、彼らがその 者をだれでもとりいれている。それは主として……ストライキ組合であり、ストライキ金庫で るほど、たんなる疾病金庫および埋葬金庫に堕してしまっている。それはまた保守的で、 わの競争をおのずからつくりだしている。それは財政的にゆたかであるが、ゆたかであればあ ある。それは、ギルド的に修業していない労働者をすべて排除し、そのことで非ギルド組合が に社会主義をできるだけ遠ざけている。これに反して、新しい『不修業者』労働組合は、同業 |新旧組合の相違は非常に大きかった。『修業した』労働者をふくむ古い労働組合は排他的で

(=産業別)労働組合への移行がどのようにしてはじまっていたかが明らかとなろう。 べたが、それとエンゲルスがつぎに述べる文章を比較するとき、そこに職業別組合から新しい さきに、AFL の一指導者が、「下賤なものや、やくざ……」を加入させないということを述

「この新組合に殺到し、それの力の基礎をなしている大衆は、粗野で、無視され、労働者階級

中の貴族から軽度されていた。けれどもこの人たちは、一つのはかりしれない長所をもってい 47

る。そしてわれわれは、いまやこれらの新しい組合が労働運動一般の指導権をにぎり、豊かで る。すなわち、彼らの気持はまだ処女地であって、かなりよい地位にある『古い組合運動家』 の頭を混乱させている伝来の『尊敬すべき』ブルジョア的偏見がまったくないということであ

(『イギリスにおける労働者階級の状態』一八九二年ドイツ語版序文より)

高慢な「古い」組合をますます自己の背後にひきずっていくありさまを目撃するのである。」

いる思想と組織方針とそが、まさに産業別労働組合の本質であるといえる。 **ことでは、まだ産業別労働組合という呼称は現われてはいない。しかし、ここで述べられて** 

5 階級的労働組合と産業別組織

と、その基本的性格はおのずと明らかになる。 れたものであった。との歴史的経過をふりかえりながら、マルクスやエンゲルスの指摘を考える 産業別労働組合主義は、職業別労働組合に対立し、その欠陥を克限する組織方針として提起さ

机保护线性增加机构。

件を押し下げていくという法則性にたいする洞察にもとづくものである。そうした法則性がある 大するための産業経営者連盟を結成すること、しかも独占資本の形成は、労働者階級の生活諸条 その第一は、資本主義はかならず独占資本主義へと発展し、共通する産業上の利益を維持し拡

発揮できないという条件のもとでは、まさにたたかうための組織形態として、産業別労働組合が 利益を獲得するための経営者連盟を組織するような新しい情勢のもとでは、労働省階級もまた、 基本的な組織原則となってきたのである。 有力な武器であるストライキ闘争自体が、産業別ストライキとして組織されないかぎり有効性を た組織形態であった。資本家階級が狭い職能的利害や工場・企業のワクをこえ、共通する産業的 織が産業別労働組合でなければならないことは、もはやあまりにも明白であるといえる。 組織方針を追求していくことでなければならない。だとすれば、独占資本主義段階に照応する組 工場・企業のワクをこえた産業別労働者の総結集が必要となった。資本家階級とたたかうための かぎり、労働組合の基本的任務は、搾取にたいするたたかいをおこなうことであり、そのような 産業別労働組合は、 独占資本主義の段階で、労働者階級が生活と権利を守るために必要とされ

739 A 31

別結集しかキメ手がないこと、第四に、産業別統一闘争、 たいするもっとも有力な武器になるということにある。 の差はあるとしても、質的なへだたりがなく、したがって要求の統一が早期に可能となること、 るととろから労働者の共感がえられやすいとと、第二に、労働条件のうえで量的・金額的に一定 婦人、背少年労働者をとわず、そこで働くすべての産業労働者を組織するところにある。 ととで塵業別労働組合の意義について整理をしておきたい。第一には、労働環境をひとしくす また、その組織内容からすれば、産業別労働組合の特徴は、半熟練・不熟練、 資本側の企業間競争のしわよせを排除して、みずからの生活と権利を防衛するには産業 産業別統一ストライキが、資本家側に したがってまた

であるから、簡単に奪いかえされる心配が少なく、その産業が基幹産業であればあるだけ、総資 手段となる。しかも、産業別統一闘争による成果の獲得は、一企業だけの譲歩ではなく全産業的 者を従業員にすることである」と述べているが、産業別統一闘争はそれにたいする有効な反撃の させることになる。 経営者陣営の『労務管理テキスト』は、「労務管理の究極的な目的は、労働 こめられているかぎり、「従業員」意識は容易に払拭しえない。 しかし産業別労働組合による統 闘争は、企業・従業員意識から労働者階級への意識変革をうながし、階級的団結の意義を自覚 もちろん、産業別労働組合の意義はそこにとどまらない。労働組合が企業のワクのなかに閉じ

級の社会経済的組織拠点だということもできるのである。 本主義下のたたかいから階級解放を展望した将来社会の構築まで、効果的に機能しうる労働者階 本的譲歩となり、反対に、総労働者的利益に被及させることができる。 さらに重要な意義は、企業をこえ、しかも職場につながることができる産業別統一組織は、

## 6 労働組合と国際的団結

基本的権利を獲得・拡大することにある。その運動は国によってそれぞれ独自性をもっており、 労働組合の直接的な目標は、長時間労働と低質金に反対して、生活諸条件を改善し、労働者の

義的搾取の結果であるという点では、まさしく万国共通である。 内容は個別的であり、具体的である。 また一国のなかでも産業別によって、 さらには各組合どとにさまざまな特殊性がある。要求する しかし労働者階級の窮乏と不満の原因が、ひとしく資本主

やエンゲルスであった。その成果として、一八六四年に国際的中央組織として第一インタナショ 合会議)だけであって、ヨーロッパ諸国ではまだ労働組合の全国組織は結成されていなかった。 したがって、第一インタナショナルの参加は、マルクスやエンゲルスなどの先覚的指導層であっ ナルが結成された。しかしとの組織に労働組合として参加したのは、イギリスのTUC との立場にたって、労働組合の国際的組織を結成する必要があるととを訴えたのが、マルクス (労働組

おとなえば、イタリア人を雇用するという事情がそれであった。 ライキをおとなえば、経営者たちはスコットランド人をスト破りに履い入れ、フランスでそれをには、ヨーロッパ労働運動をめぐる具体的な特殊情勢があった。それはイギリスの労働者がスト 想的へだたりがあった。それにもかかわらず、国境を越えた国際組織の結成がかちとられたうら それにしても、イギリスのTUCとマルクス・エンゲルスとのあいだには、 当初より大きい思

民族をこえた労働者の国際的団結を必要としたのである。とんにち、 したがって、労働条件の改善という「純組合主義」的な運動であったとしても、国境をこえ、 年齢、 そして「民族のいかんをとわず」、 規約を承認するものを組合員として加入さ ヨーロッパ各国の労働組合

せるとする事情と伝統はここにある。

全 国 組 織も結成された。一八六八年にはイギリス労働組合会議(TUC)、七五年、ドイツ自由、、ルホ、メーットでのかで労働組合や社会民主党の組織化がすすむ。各国でさまざまな労働組合を統合するし、そのなかで労働組合や社会民主党の組織化がすすむ。各国でさまざまな労働組合を統合する 一八七六年に第一インタナショナルが解散したあと、各国資本主義は独占資本主義段階に突入

労働組合(DGB)、八六年、アメリカ労働総同盟(AFL)、九五年、フランス労働総同盟 GT)などがそれである。

された。 国際組織として結集する運動がふたたび燃えあがり、一八八九年に第二インタナショナルが結成 とのような情勢のなかで、労働者階級の二つの組織――社会民主党と労働組合――を、単一の

際組織である。一八八九年にフランス、スペイン、イタリア、ドイツ、イギリスおよびアメリカ それを統合したものが、国際産業別労働組合書記局である。 年の国際金属労連(IMF)など、いわゆる産業別インタナショナル(ITS)の組織化である。 の活版印刷工労働者で組織したのを皮切りに、 九〇年には国際鉱山労働者連盟(IFM)、 九三 同時に、これと併行しながら、労働組合独自の国際組織化が進行した。その一つは、産業別国

独占資本はその利益を確保するために国際カルテルを組織する。その意味からすれば、労働者の 中央組織国際書記局である。資本主義の発展としては最高の発展段階である帝国主義の時代には、 組織もまた国際的連帯活動を通じて、その目標を達成することが求められるのである。 いま一つは、各国労働組合中央組織を組織単位として、一九〇三年に結成された国際労働組合

人类形态经济

**墩握したうえにたって、搾取の根源である生産手段を国・共有に移すことにある。** 

実である。本題ではないのでくわしい説明ははぶくが、社会主義革命は労働者階級が国家権力を

经现得

7 産業別労働組合と工場委員会

で職能別労働組合が自由主義経済段階の組織形態であったのにたいし、独占資本主義時代には廃 織形態であり、たたかい方であることを確認してきた。 業別労働組合と産業別統一闘争こそが、労働組合運動の目標を達成するためのもっとも有効な組 ったのは、 だがことで強調しておかなければならないことは、産業別労働組合の組織化が急速に盛りあが これまでにわれわれは、 一九一七年のロシア革命をきっかけとする政治的変革運動の髙揚期であったという事 労働組合の組織原則と基本的な組織形態について概観した。そのなか

画を遂行する産業別労働組合が必要となってくる。 たがって、労働者階級が国家権力をにぎり、計画経済を実行することができるためには、その計 て、労働組合は工場における労働者統制を実施し、さらには労働者管理をになうことになる。 そのさい、国家権力の獲得をめざす政治闘争の中心的担い手が社会主義政党であるのにたい

かし、労働組合の組織化がおくれていたロシアはもちろんのこと、ヨーロッパ労働運動とい

個人加入を原則としているかぎり、労働組合に組織されている労働者は全工場従業員の

働者、全産業別労働者の統一闘争と生産の掌握を求めていたわけである。 うちの一部にすぎない。ところが、生産手段の国有が緊急な課題となっている情勢は、全工場労 この新しい情勢に適応した組織として形成されたものに工場委員会があった。工場委員会は労

響力をどれだけおよぼすことができるかどうか、さらにいえば社会主義政党の思想的指導性がど 組織である。 働組合とちがって、工場内の各職場から全従業員の一票投票によって選出された「従業員代表」 それを労働組合へと発展・転化させるなかで産業別労働組合と組織していくとき、「一工場一組 こまで浸透するかにかかわるものであった。つまり全工場従業員がまず工場委員会に組織され、 一産業一産業別労働組合」という組織が構築され、それを基礎に「一国一全国組織、全世界 したがって、この工場委員会が戦闘的性格をもつかどうかは、 労働組合の階級的形

一国際労働組合」の目標が達成される。

ばあいは、社会民主党と労働組合を同一資格で組織にくみいれていたが、第三インタナショ は共産党の国際組織となった。そのため、労働組合独自の国際組織が必要であるという判断のう の提唱によって一九一九年に結成された第三インタナショナルである。第二インタナショナルの コミンテルンは第二インタナショナルの崩壊とロシア革命の成功という歴史のなかで、 との問題を提起したのはコミンテルンとその指導下で組織されたプロフィンテルンであった。 ロシア革命を承認するという過渡的任務をもつものとして一九二一年に結成された レーニン

のがプロフィンテルン=赤色労働組合インタナショナルである。

プロフィンテルンの性格は、その規約第一条をみればほぼ推察がつく。

479 i j. 171.

会主義共和国の樹立のために組織すること。」 全世界の幅広い労働者大衆を、 資本主義の根絶、 **加圧および搾取からの勤労者の解放、** 

との組織目的を達成するために、プロフィンテルン議長ロゾフスキーが提起した組織方針が、

工場委員会運動をテコとした産業別労働組合の榊築であった。 委員会と結びついており、後者はかかる様式において革命的闘争の最も重要なる武器である。」 場委員会からは有機的に産業別組合が発生する。かくて産業別組合への推移は最も緊密に工場 一企業の従業員を包括せる工場委員会とそ、 最善にして最も自然的なる統一体である。 エ

(ロゾフスキー、鳥海篤助訳『戦闘的労働組合の意義と職分』二七ページ)

工場委員会の創設と「生産手段の社会化」を方針としてかかげる状況を迎えたのである。 工場委員会、ないしは工場評議会運動を展開した。同時に、第二インター系の国際労働組合組織 ――アムステルダムに本部をおいていたことから、アムステルダム・インターと呼ばれた. との組織方針にもとづいて、ヨーロッパ各国の労働組合は、産業別労働組合の結成をめざした ことでも問題意識としてだけ提起しておくと、「従業員一括加入」 の組織原則をもつ日本の労

やはり重要な将来の課題である。 労働運動研究家から指摘されている。この問題をどのように理論的・組織的に解明していくかは、 働組合には、労働組合機能と工場委員会機能が混在しているところに特徴があることが、 (ブルジョア)民主主義が 全市民による 政治的参加であるように、産業・経営に労働組合が「参 う。 その幹部の多くは、第一次世界大戦中には、「戦時挙国一致内閣」の閣僚に就任していた労 もに、「生産手段の社会化」を「労資協議制」にもとづく経営への「参加」にすりかえる。 を代表する従業員組織である。資本はそれを逆用し、工場委員会の設置を積極的に承認するとと たとおり、工場委員会は労働者階級意識にもとづいて組織された労働組合ではなくて、全従業員 **塵手段の社会化」をスローガンとし、工場委員会の組織化方針をだした。ところが、すでに述べ** 働組合運動指導者であった。つまり、レーニンが「褒切り」と批判した人びとである。 あとの一九一九年七月に結成されたもので、その正式名称は国際労働組合連盟(IFTU)とい した資本の攻撃と産業別労働組合の産業別労資協議制への変容について述べておく必要がある。 アムステルダム・インターがかかげた「産業民主主義」のスローガンがそれであった。つまり、 さきに述べたアムステルダム・インターは、ロシア革命が勝利し、第一次世界大戦が終了した しかし、さきに述べたような国際情勢のもとで、アムステルダム・インター系各労組も、 との工場委員会運動と産業別労働組合の組織づくりと関連して、その改良主義的変質化を企図

严助强,现实

度に変容させようというものであった。 加」するという思想であり、 したがって資本主義政治・経済体制のワク内における工場委員会制 かのように思える。 ェルンの立役者シュティンネスとのあいだで締結された「レギーン=シュティンネス協定」であ った。つぎのおもな項目をみればわかるように、一面では、労働組合運動にとっての前進である その鑲頭を飾ったのが、一九一八年一一月五日、ドイツ労働総同盟の職長レギーンと、 コンツ

②団結権は完全にみとめられる。 ①労働組合は、労働者階級の産業における代表としてみとめられる。

④復具兵士の就職権は保護される。⑧黄色(御用)組合は撤廃される。

⑦五〇人以上のすべての工場に工場委員会が設立されなければならない。⑥団体協約は全面的にとりむすばれるべきである。 ⑥屈用と首切りにたいする労資共同の管理を承諾する。

⑧仲裁委員会がつくられるべきである。

すなわち「中央労資協調機関」を組織しなければならない。⑩その他さまざまの全国的産業生活の特殊事情を調整するために、 ®貸金をさしひかずに八時間労働日を承認する。

問

題は、

とれらの大前提として、政治(=革命)闘争を放棄することが約束されていることで

57

雇用者と労働者の総「議会」

ある。限定づきの「譲歩」だったというととである。フランスやアメリカその他でも、事情はま れにあたる。それは政府・資本家、従業員代表の三者で鉄道を経営し、利潤の半分は政府に、半 ったく同じであった。アメリカのばあいは、一九二〇年にAFLが承認した「プラム計画」がこ

分は資本家と従業員に分配するという俗流「社会主義的」方策の姿をとるものであった。

もっとも有利な条件があったその時期において……。その原因について、『アメリカ労働運動史』 なことは、労働組合そのものの組織が減少したことである。しかも労働組合の組織拡大にとって、 その背景にもまた、資本による工場委員会の積極的承認があるのだが、とくにその過程で重要

(大河内暁男・神代和欣訳、時事通信社)の著者ペリングはいう。

を採用し、工業労働者のかなりの部分――一九二八年までに一五〇万人以上――がこうした方 したことであった。大企業は工場評議会とか工場委員会という形で従業員代表を保護する慣行 「明らかに一つの理由は、 経営者が組合運動の多くの利点にかわるべき 代用物をうまく提供

法で『会社組合』に組織された。」

制が実施された。その結果、労働組合は「経営者の好意を保つことにのみ汲々たる老人によって の「従業員代表」創や「利潤分配制」、そして 会社保障によるスポーツクラブなどの 労務管理体 ムにもとづく「高能率・高賃金」政策を認め、それを「高等戦術」として自讃した。労資協調 **このような情勢のなかで、一九二五年、アメリカ労働総同盟(AFL)は、テーラー・システ** 

運営されている一群の職人の共済組合」であり、「棺桶クラブ」と 批判されるようになった。 「利潤分配制」をもって、改良主義的幹部は、賃労働と資本は『平等』になった、「労資対等」

のである。

となったと質賛したのである。 成運動の産物にほかならなかった。 アメリカの繁栄は、 とりもなおさず、 AFLの積極的な合理化

あった。 **量の調節が可能となった。帝国主義のもとでは、基本的に解消したという認識にもとづくもので** 資本主義の初期に特有なすべての矛盾、なかんずく産業恐慌は、 な条件をとるための「労働者階級の経済政策」を提起すればよいということになる。 の基本的矛盾が解消し、永久に繁栄するものであれば、労働組合はそのなかで、すこしでも有利 した。「合理化」賛成を裏づける理論として登場したのが「経済民主主義」論であった。それは 二五年一二月、ドイツ工業全国同盟の呼びかけにこたえて「合理化」に協力する協定をとりかわ アメリカを訪問し、その『奇蹟の繁栄』にどぎもをつぶしたドイツ労働総同盟の幹部は、一九 ヒルファーディングの「組織された資木主義」論に裏づけされたものである。 カルテルによる計画的な生産数 資本主義

業の科学的再編成を促進し、指導するために用いうる」という、「階級間譯和」条約を締結した 後産業の経営について発言権をもつであろうことを大胆に宣言する。……紐合は、その力を、 の」であるとし、 た「モンド主義」の時代を迎える。要するに、資本主義的合理化への屈服である。TUCの一九 い」ものだとして否定した。そして、労働組合運動は「産業の繁栄に関心をもつのみならず、 二八年次大会は、 **同じころ、イギリスでも、** また「経営における 労働者の地位の根本的変革という 現代的要求と 相容れな 階級闘争政策を「無益な、確実に失敗し、また流血と悲惨に導くに違いないも 百万長者A・モンドを先頭とする二○巨大企業家のよびかけに応じ

主義的労働組合もまた、形式だけは「産業別」の形態をとらざるをえなくなってきたということ ここで注意しなければならないことは、「産業民主主義」の指導理念でも明らかなとおり、**改良** 年から一九三一年までの一〇年間に、三〇〇万名にのぼる労働組合員を失ったのである。ただ、 得た。けれども、支払った代償ははるかに多かった。たとえば、ドイツ労働総同盟は、一九二一 資本主義的合理化に屈服することによって、一部の右翼的指導層は労働官僚としてのポストを

リ 職場委員会=ショップ。スチュアード運動

「裏返された」産業別、すなわち産業別労資協議制への移行にほかならなかったのである。

である。ただ、その本質は、資本主義的法則性に規定されながらも、それへの屈服を前提とした

へと傾斜し、官僚主義的組合運営に流れていく。とくに第一次世界大戦のなかで、労働組合の幹 産業別労働組合が産業別労資協議制に変容するとき、労働運動は「階級調和」と「労資休戦」

圧され、不満は増大する。 部と組織が「国の社会機構の一部」として組みいれられたことによって、職場労働者の権利は抑

न्द्रसञ्ज्ञी संबर्ध

アード運動が発生した。この職場委員会運動は、もともと組合機関の一末端組織として組合員証 このような情勢のなかで、イギリス労働運動左翼を 特徴づける 職場委員会=ショップ・スチュ

組合機関が政府と癥治することによって、組合活勁を事実上放棄してしまったため、職場委員が 指導機関としての任務を代行しはじめていった。つまり、機関からの任命をうけようがうけまい 「下から」の「非公式」の職場代表の役割を果たすことになったということである。

の点検や地区委員会への巡絡事務にたずさわる任務をもってうまれたものであった。ところが、

ける』組織が存在するのであり、これが、国家機構との協力という問題に対する労働省の返答で その点について、『イギリス労働運動史』の著者アレン・ハットは、「ことにこそ『生産点にお

あった」と評価している。

としてそれが承認されるかたちとなったわけである。 にあたって、「中央闘争委員会」は「交渉と解決にかんする独占的権利」を要求しており、結果 九〇という圧倒的多数で会社案を拒否することが決定された。もともと、ストライキに突入する がなかにはいって会社側との妥協案をとりまとめたのだが、その諾否をめぐる投票では、一〇対 「中央闘争委員会」が 組織され、その指導のもとに ストライキに突入した。その結果、中央本部 「非公認スト」であるとして、抑制しようとしたことが 逆効果となって、職場委員を 中心とした 独自の賃上げ要求をかかげて残業拒否闘争に突入した。これにたいして、中央本部執行委員会は 一つの具体例を紹介すると、一九一四年六月、合同機械工協会グラスゴー地区委員会が、地区

「いかなる委員会にも執行権

与えることなく、政策および行動にかんするあらゆる問題は、職場の労働者みずからの決定に帰

場委員会=労働者職場委員会全国運動となって発展するなかで、

こうした職場委員会運動が各組合のなかに被及し、やがて一九一六年にはそれらを統一した職

幹部の官僚主義と日和見主義的指導に反対する、 せしむべきこと」という規約をつくるにいたる。この職場委員会全国運動は、 った。組合指導部がロシア革命にたいする敵視政策を明らかにしたとき、職場委員会全国運動は 「下から」の戦闘的組織づくりにはちがいなか たしかに労働組合

ソビエトの承認と連帯活動を展開した。

るととによって、その戦闘性を封じてめ、労資協議制の大ワクのなかにくみこんでいったのであ 承認したが、同時に「職場委員は労働組合の管理化におかれるべきこと」という一項をつけ加え **との運動のひろがりのなかで、ついに一九一七年一二月、機械産業経営者連盟は職場委員会を** 

#### 10 統一戦線と労働組合の統一

支配が階級的労働組合の抑圧をおこなうことは明らかだった。 九三三年一月、ヒトラーが権力を掌握した。ドイツは世界反動の中心となった。 ファシズム

は ムの戦闘的統一戦線を結成する大会が、パリのプレイエル・ホールでおこなわれた。 九三三年六月四~五日、 ヨーロッパのほとんどの資本主義国家から、無党派、共産党員、社会民主党員、労働党員、 「アムステルダム・プレイエル運動」の名で呼ばれる、 との大会に 反ファシズ

ど、著名な文学者が名前をつらねた。との大会を契機として、反ファシズム統一戦線運動は急速 に燃えひろがっていった。 無政府主義者など、さまざまな立場の代表、三七〇〇名が出席した。もちろん労働組合の代表も とれに出席した。委員会にはアンリ・バルビュス、ロマン・ローラン、ア・エム・ゴーリキーな

労働組合という新しい形態が出現したのである。との統一労働組合運動の過程で、未組織労働者 働総同盟(CGTU)と総同盟(CGT)の二つの全国組織に分裂していた。だが、一九三四年 デモなどの共同行動をつみ重ねていった。とのなかから、「平等の原則」で指導をおこなう統 とろから、「反ファシズム」の統一的政治スローガンのもとで、共通する要求にもとづく集会や 成していくという思想が急速度にひろがっていった。当時、フランスの労働組合運動は、統一労 の組織化がいちじるしくすすんだ。 「反ファシズム」という 一つの政治的目標にむけた共同闘争を通じて、 労働者階級の統一を達

幕を閉じて、フランス労働総同盟の統一が達成された。 ムの「統一網領」が作成されるにいたる。そして、一九三六年三月、一五年にわたる組織分裂の 同盟(CGT)、統一労働総同盟(CGTU)が一丸となったデモを敢行するなかで、反ファシズ 一九三五年のフランス革命記念日にあたる七月一四日、社会党、共産党、急進社会党、労働総

同じとろ、アメリカでは、熟練工による職業別労働組合の封鎖性と官僚主義に反対する産業別

ない。やがて、それらの運動はAFL内部に波及し、一九三五年度の大会において、「AFLの組 委員会運動が展開されていた。未組織・非熟練労働者を中心とする運動だったととはいうまでも 63

革新的労働者は、産業別組織にむけての再編成を要求する修正案を提案した。四○%がこれに賛 繖政策はこんにちの必要に適するように修正されねばならぬと要求するときがきたと宣言する」

成されたが、総同盟(AFL)はそれを除名した。 成したが、動議は否決された。 った。この影響をうけて、一九三五~三七年には一○○万名を数える一○の産業別労働組合が結 とのあと、とれらの産業別推進グループは、代議員会議を開いて産業別労働組合委員会をつく

労働組合会議=CIOを結成した。CIOのなによりの特徴は、非熟練労働者層に組合加入資格 擁するにいたったのである。 の結果、一九四○年には、CIOの組織は、AFLの三○○万をとえて、四○○万の組織人員を をあたえたととであった。そして、それがまた戦闘性をつよめる大きいきっかけともなった。そ とともに、その統一体として、一九三八年一一月、産業別労働組合第一回大会を開催し、産業別 除名されたあと、 産業別労働組合委員会運動は、それぞれの産業別労働組合の結成を促進する

は「政治休戦」がおとなわれていたが、それだけに矛盾は職場生産点にシワよせられた。したが UCのおもだった幹部が政府の閣僚の地位を占めていたということもあって、労資紛争について 委員会全国大会は「国の内外におけるファシズムにたいする人民の民主主義防衛 拘束されない「全国職場委員会運動」がふたたび大きく発展していった。そして一九四一年、同 って、その反発は、職場からの独自的なストライキ運動となり、さきに述べたような上部機関に イギリスでも、官僚化したTUCにたいする反発が吹きあがっていた。とくに、この国ではT ――ソ同盟との

一九四五年一〇月、社会主義、資本主義、

植民地・従属国など、それぞれの国家体制のワクを

を網領にかかげたたたかいを展開した。との運動のつきあげのなかで、TUCもまた反ファシズ 最も密接な連携の下に――生活水準の向上、労働組合およびすべての民主的権利の擁護と拡大」

ム闘争への積極的とりくみを余儀なくされる。

四年、 られ、また翌一九四五年には、フランス・ソ同盟労組委員会が結成される。 線の結成をめざした、英・ソ労働組合委員会を構成する歴史的な協定を結んだ。つづいて一九四 一九四一年、TUCはソ同盟労組評議会とのあいだに、反ファシズムの国際的労働組合統 アメリカのCTOがそれにくわわって、英・米・ソ三国による世界労連準備委員会が設け

果は、 界の労働者の団結にあった。 の利益と権利擁護、 ンター系の国際労働戦線の統一ということにあった。この大傽業を可能にさせた要件は、 働者階級の国際的連帯をめざした世界労働組合大会を開催するにいたった。との会議の最大の成 そしてついに一九四五年二月、ロンドンにおいて、反ファシズム闘争を勝利に導くための、 第一次大戦以来、分裂と抗争をくりかえしてきたプロフィンテルンとアムステル 戦争とファシズムの根絶、そして永久平和と民主主義の確立にむけての全世 ダム・イ 労働者

の如何にかかわりなく、 が誕生した。この組織は、統一目標として、「あらゆるファッショ的政体、ならびに形式、名称 のりとえた労働者の国際連帯組織として、五六ヵ国六七〇〇余万人を代表する世界労働組合連盟 労働者は、いまはじめて「一産業一労働組合、 あらゆるファッショ的動きを絶滅するための闘争を遂行すること」を謳

あげた。

一国一全国組織、世界一国際組織」の

FLだけが、「気狂いじみた反共」の 立場を固執して、 これに参加しなかったことをつけくわえ **遠成をかちとったのである。ただ、この大統一行動の前進にもかかわらず、ひとりアメリカのA** 

ておきたい。

## Ⅲ 戦後危機と国際労働運動の分裂

**資本とそれを代表する政府にかわって、共産党員をも閣僚に加えた民主的な政府が誕生した。** だした。フランス、イタリアなどの髙度資本主義国家においても、職後処理に自信を失った独占 成果として、第二次大戦後、東ヨーロッパで人民民主主義国家が誕生し、中国革命の成功を導き 労働者階級の力であり、そしてまた植民地・従属国における民族独立運動であった。この運動の として強力な運動を展開した社会主義的政治勢力であり、資本主義諸国の労働組合を中心とした 労働組合運動における国際的戦線統一を達成した原動力は、反ファシズム国際統一戦線の中軸

社会主義世界体制と資本主義世界体制との体制間対立が基本的矛盾となってきた。世界資本主義 との資本主義的危機をささえる力は、戦争の直接的被害をうけないで膨大な生産力を発達させ 明らかに全般的危機の第二段階へと突入した。

国社会主義の時代は終わり、壮大な社会主義世界体制が確立した。こうして第二次大戦後は、

敗することは、アメリカ自身をも危機におとしいれることになるからであった。 資本主義の守護神として、その翼を全世界にひろげなければならなかった。なぜなら、それに失 たアメリカ以外にはなかった。アメリカ独占資本は、国内秩序の再編・強化にとどまらず、世界

戦時非常態勢を理由に、ストライキには重罰を加えることを規定した「スミス・コナリー法」に ズム勢力がアメリカ国内に誕生しつつあると指摘し、AFLがそれに協力して反ソ傾向を強めて 大会にも参加したCIOの指導者ヒルマンは、「世界労連の人民網領に対抗」する新しいファシ に反対して「会計帳簿公開」戦術などを通して、戦闘的なたたかいを展開した。世界労連の結成 たいする労働者の不満は増大していた。とくに世界労連の結成にも参加したCIOは、賃金抑圧 そのために、まずはじめたことは、アメリカ国内における「敵」を壊滅させることであった。

オン・ショップ制の許可を与えないという「奴隷労働法」にほかならなかった。 を禁じ、組合の財政状態、役員名簿を提出し、役員は「反共宣哲」をおこなわないかぎり、 フト・ハートレー両氏の完全犯罪」と名づけたとの法律は、組合資金を政治活動に使用すること **花制定した「タフト・ハートレー法」がそれであった。CIOカリフォルニア州協議会が、** りあがりをおさえるための国際的な手本をつくりあげるととに狂奔した。一九四七年六月二三日 アメリカ独占資本は、この国内の「敵」を抑圧すると同時に、労働運動における社会主義的盛

との攻撃の前にCIOは屈服し、一九四九年、一一組合九〇万名を「共産系」の名のもとに

AFLと合併してAFL・CIOと称すことになる。

一九五五年、

「タ・ハ法」を突破口

とどの程度一致するかによって、その組織を共産主義の支配する組織と判断することができる」 のである」という独断のうえにたって、「ある組織の見解なり、政策なりが、国外の組織のそれ ン法は、「世界共産主義運動に加わるものは合衆国への忠誠をこばみ、外国政府に忠誠を誓うも その後「マッカラン法」、「スミス法」が制定された。一九五一年に制定されたマッカラ

資本主義的復興計画=マーシャル・プランをテコとする国際労働運動の分裂がそれであった。 働政策を国際的規模にまで拡大していった。アメリカ独占資本の指導権下におけるヨーロッパの でもない。国際独占資本のチャンピオンであるアメリカ独占資本は、あたかも国内通貨であるド という無茶なものであった。 ルに国際通貨の役割をおとなわせたIMF(国際基金通貨)体制と同じように、国内における労 との攻撃の背景には、第二次大戦後における国際資本主義の危機の深化があったととはいうま 一九四九年一二月、五三ヵ国、五九組織、四八〇〇万を代表する国際自由労連(ICFTU)

のひとつである。国際自由労連の基本的性格は、その大会宣言「平和と正義の世界創造」にみら にち、わが国で問題になっているIMF(国際金属労連)は、との系統に属する国際産業別組織 はとうして誕生した。また、その路線上に立った一九の国際産業別組織(ITS)がある。とん

独裁主義のような、警察国家のしっこくの下に呻吟している人民の全体主義的圧制よりの解放 の人民、フランス、スペイン、ラテン・アメリカおよびその他の国々におけるあらゆる形態の 『世界の自由なる労働組合は、 例えばソ連人民およびその 衛星園たる 〃人民民主主義国家〃

### 共同決定法と労資協議制

かつて全世界の資本家たちは、世界における労働組合運動の模範として、イギリス労働組合の

されたものであった。 者の一部分しか組織されていないのにたいし、工場委員会は全従業員を代表するものとして組織 と生産管理をめざした工場委員会、あるいは工場評議会運動の推進を提起した。労働組合が労働 制度である。日本の独占資本が、労資協議制の実施によって、団体交渉→ストライキの抑圧を企 ツ労働総同盟(DGB)の「産業別労働組合主義」と、「共同決定法」にもとづく、「経営協議会」 閉じこめることにあった。それにかわって、第二次大戦後に登場してきた新しい模範が、西ドイ 例をもちだしていた。その本質は、政治闘争を否定し、労働組合運動を職能的利益の取引機能に 八年のドイツ革命と、その挫折の「落とし子」であった。ロシア革命は、ソビエト(労兵協議会) 図しているこんにち、その本質を明らかにしておくことはきわめて重要な課題といえる。 本来の生い立ちからいえば、ドイツ経営協議会は、ロシア革命の影響のもとで進行した一九一

九一八年のドイツ革命もまた、ロシア革命の影響のもとに、労兵協職会を結成した。だが、

その指導権を握った右翼社会民主主義者は、との組織を社会主義革命を挫折させ、独占資本の復

折の産物にほかならなかった。もちろん、そこには独占資本による一定の妥協があり、譲歩があ 的政治体制と避法であるとしてほめたたえるワイマール憲法体制とは、実は、社会主義革命の挫 **活を手助けする手段へとねじまげていった。ブルジョア政治学者が、もっともすぐれた民主主義** 革命にくらべれば、いかなる譲歩も安上がりだからである。

ጄ

できる。 その機構について 述べるまえに、とれときわめて密接な関係をもつ「産業別労働組合」 って、その本質は、革命的工場評議会運動が、労資協調的に歪められたものであるということが **との過程で、一九二〇年二月四日に制定されたのが工場評議会法にほかならなかった。したが** 

でに職能別労働組合を非熟練労働者をも含む産業別組合にむけて再編成をおとなっていたが、そ もともと、社会主義運動の影響をうけながら育ったドイツ労働組合は、第一次大戦前より、

運動について語っておく必要がある。

産業部門内部での企業間競争はマイナスとなるため、競争を制限するために、労働条件、賃金水 の決定的な転換に契機を与えたのは第一次大戦であった。つまり、戦時統側経済のもとでは、

政府は産業別連合体を通して、製品価格、販売ルート、産業別職種賃金を統制したわけである。 準を平準化する必要があった。そうした資本の要請にそいながら、産業別連合体がつくられた。

設立を義務づけ、労働者は資本家とパートナーとして協議し、国家の生産計画に協力することが 強制された。そのひきかえに労働者が獲得したものは苦情処理委員会であった。とれとそが、国 同時に、労働力配置政策遂行のための機関として、従業員五〇人以上の企業に労働者委員会の に立つことになっている。

家独占資本主義を特徴づける労働法の組織原則――「労資対等協定」 にほかならない こうした「産業別労働組合連合」と「工場評議会法」の二本柱によって、工場評議会運動は、 |な任務とされていた「生産管理」と革命的機能を奪われたのである。

15 60

うと、経営協議会を政治的傾向をもたない従業員組織にしたということである。 処理交渉であり、 「交渉」機能とは、労働組合が締結した団体協約の範囲内で、賃金協約、 就業規則の作成、 苦悄 この「工場評議会法」の機能は二つある。一つは「交渉」であり、いま一つが「経営」である。 「経営」機能とは、会社の監査役会に二名の委員を送る権利をいう。一言でい

関であり、争議行為と政治活動を禁止された「産業平和」の機関へと変質させられていった。 労働組合の色彩を排除することが目的であった。この結果、協議会は、交渉機関ではなく協議機 以上の規模の事業所に、すべて経営協議会という従業員組織の設立を義務づけた。それによって 定法」が適用され、一九五二年一〇月「経営組織法」が制定された。経営組織法は、従業員五人 っている。労働者代表は労働側取締役ということになるのだが、基本的には「経営責任」の立場 第二次大戦後、その復活・拡大がおこなわれた。一九五一年五月、鉱山および鉄鋼で「共同 一方、「経営」機能についていえば、労働者代表が監査役会と取締役会とに参加することにな

しかし、その本質についていえば、労働者階級の運動から政治闘争と労働組合運動 労働者代表が取締役になることが、いわゆる「労資対等」の現代的表現ということになろう。 一面では重役会への参加によって経営の側に立ち、一面では、苦情処理へと両極にひきさ の側 面が抹殺

かれて、結局は、独占資本主義体制を維持するうえでの「補助機関」へと変質させられていると

いうことである。

あまりにも明らかだといわなければならない。その意味では、いまほどたたかう魔業別労組を必 りを抑圧する以外にはなんらの権限ももたない、独占の「下請的」労務管理機関になるととは、 けをとりいれるならば、それはもう形式的にも「労査対等」ではなく、労働者の階級的盛りあが まして、こんにち、日本におけるいくつかの労働組合がおこなっているように、その組織形態だ 抑圧するための「譲歩」であり、また「譲歩」をテコとする新しい支配体制の強化を意味する。 それにしても、ドイツにおける経営協議会は、その背景に社会主義的革命運動があり、それを

# 13 国家独占資本と労資協調の新しい形態

要とするときはないといえるのである。

制の強化に狂奔しつつある。国家権力が直接経済の再生産過程に介入することによって、資本主 機は進行した。その体制的危機が深まるにつれて、資本主義各国はますます国家独占資本主義体 一九六〇年代後半になってアメリカ帝国主義の国際的地位は低下し、世界資本主義の全般的危

義経済はかろうじてその命脈を保っている。

運動の課題がブルジョア国家権力との対決に直面する部分をますます多くするということは、 新的政治勢力と手を結ぶかどうかによって、大きく左右されることになる。なぜなら、労働組合 と拡大しながら、 すます政治的性格をおびるとととなり、したがって労働組合の要求する課題もたんに貫上げなど 家権力の直接的介入をつよめることになるからである。同時にそれは、労働組合の経済闘争がま 国家独占資本の強化が意味する経済過程への国家権力の介入は、そのまま労資関係にたいする国 に重要な改造をくわえたり、制限したり、ましてこれを廃止するには不十分である。」(ポノマリ る。しかし、「経済闘争だけでは、それがどんなに政治的な電荷を内包していても、独占の権力 は国家権力の根本的改造をおとなう以外には解決しない課題が増大することを意味するからであ の「純経済」闘争的なものにとどまらず、社会保障や失業対策などの政治的・社会的闘争領域へ ョフ縄『労働省階級の国際的革命運動』二六六ページ) したがって、また現代国家独占資本主義のもとにおける労働組合運動は、社会変革をめざす革 とのととは、おのずと労働運動のあり方にも一定の変化をもたらさずにはいない。なぜなら、 ブルジョア国家権力との対決をつよめていくことを意味するわけである。

ば、結果的には、 の問題についてさきの論文はつぎのように述べている。 政策の変更を迫るたたかいを、 あるばあいには、この要求ははっきりした反独占的色彩をもっており、 資本主義政治・経済制度のワク内に封殺されてしまうことになる。国家の経済 ヨーロッパでは「経済民主主義」という言葉で呼んでいるが、そ 他のばあいは、 経

したがって、労働組合運助だけでブルジョア国家権力やその政策の変更をめざそうとするなら

意識的性格をもっているか、どの程度に、根本的社会政治変革のための全般的闘争とうまくくとの二つのいずれの傾向が勝つかは、その国で、労働者組織の権利闘争がどの程度に大衆的、 済民主主義の進歩的核心を骨抜きにして、それを階級協調の一要素にしてしまおうとしている。74

みあわされているかにかかっている。」(同上、二七三ページ)

**ととで述べている階級協調の道が、西ドイツ労資協議制であり、イギリスの所得政策というと** 

して、つぎのように述べている。 の力がこれをおさえているのだが――『民主主義にたいする独占の攻撃』の現代的特徴であると との所得政策こそが、ファシズム的・テロ的手段にかわる――社会主義世界体制と労働者階級

となった方法ですすめられている。 を失墜してしまった。したがって、民主主義にたいする独占の攻撃は、根本的にはこれとはこ くないことをよくしっている。ファシズムは、きわめて広い住民層の目の前で、すっかり信用 .ブルジョア為政者はテロ的な型の支配をうちたてる 可能性は、 いまでは以前にもましてす

策のとと)に同意させようとしている。支配層の目的は、労組を国家独占資本主義制度のなか あらゆることをやっている。とくに独占体と、独占とむすんだ政府は、労働組合をしたがわせ に『くりいれ』て、労働者階級の戦闘性をうばおうとしている。』(同上、二六九ページ) ようと懸命になっており、労紅の行動の自由を制限し、彼らを説得して、『収益政策』(所得政 支配階級は、ブルジョア民主主義的制度の保全を宣伝しながら、それを骨抜きにするために

調の新たな試みであり、労働組合がもつ偉大な武器である産業別統一ストライキ闘争の発展を、 基本的な機能を消滅させるものであるといわざるをえない。それはまさに、現代における階級協 攻撃であるといわざるをえない。 させようとするものであり、 金を低下させることに目的がある。しかも、それを政府と労働組合との社会契約によって固定化 国家的レベルで未然に封じこめることを目的とした、国家独占資本主義体制下における組織破壊 所得政策は賃金上昇を労働生産性の上昇テンポによって制限しようとするものであり、 「計画化」や「労働者参加」の名のもとで、実際には、労働組合の

☞ 統一戦線と経済民主主義・「民主的規制」

ぞれ住宅、税金、社会保障など社会的領域に属する闘争課題をかかげた統一闘争を展開した。 盟(CGT)である。両労組は国家独占資本主義下の労働者支配に対決して、一九六八年にそれ 統一戦線をめざした労働運動の中心は、イタリア労働総同盟(CGIL)とフランス労働総同 イタリアでは、イタリア労働総同盟(CGIL)、イタリア労働組合連合(CISL)、そして

ランスでは、フランス労働総同盟(CGT)とフランス民主総連合(CFDT)が、社共阿党の イタリア労働同盟(UIL)の三つの全国組織の統一闘争を組織することに成功した。そしてフ

わけである。 政策協定の締結という政治情勢にあわせて、統一行動協定を結び、統一戦線運動に参加していく

る。すなわち、社会党、共産党、急進主義左派は、「共同政府網領」による政策協定をおこなっ (CGT)の考察と提案——」の方針をだした。 いわゆる「民主的規制」論の 思想的背景の一つ はここにある。したがって、ここではその考え方を紹介しておく。 ス労働総同盟は「経済的政治的民主主義 のなかでの 企業の 民主的管理――フランス 労働総同盟 たあと、ないしはそれと並行しながら、労働組合もまた統一行動協定を締結していくのである。 フランス労働運動の特徴は、政党レベルにおける統一戦線がイニシアチブをにぎるところにあ との社共共同政府綱領の成立を前提とし、統一戦線運動の一衆をになう立場にたって、フラン

穣」とは本質的に異なるものであることは前提としている。「産業民主主義」論の現代的再版は、 前節で述べた内容である。 **ここで「経済的民主主義」という言葉が登場するのだが、それは第二インターの「産業民主主** 

じめて民主的規制が達成できるということである。そのことは、つぎのようにも表現されている。 る」ことを明確にしている。つまり、反独占の政治権力(統一戦線政府)が樹立されたとき、は 必要である。とのような政治権力をうちたてるととは、あらゆる変化のための不可欠の条件であ 拠しながら……独占を断固として攻撃し、確実に社会進歩をもたらすことを決意した政治権力が 問題は、この経済民主主義をどのようにして達成するかであるが、同文書は「労働者階級に依 「独占の力に反対し ゆるぎない新政権を うちたてるための強力な闘争をへて、統一した左翼

olegi<mark>kali</mark> Waliotania

が政府を握ったあかつきには、民主的管理がおとなわれる。」

顔にたいして独自の責任をもっている」立場から問題を提起しているのである。 選諸政党が連合と、共同政府網領を闘印していることが、権力を敗北させることを可能にしてい 義の展望と労働組合の役割にかんする考察」を発表していた。その提案もまた、「今日では、 る」という政治情勢を背景としているのであり、そのなかで「労働組合組織として、 ランス労働総同盟は、この文書をまとめるまえの大会で、すでに「フランスにおける社会主 共同政府網

営する理事会の民主的構成ということである。そしてこの理事会の構成を三者構成とするという その民主的管理の大きいテコが、巨大私的企業の国営化という課題であり、またその企業を連

ることが規定され、その消毀者代表と労働者代表をあわせて、多数を構成すべきこととなってい こんにちの日本流でいう「中立的学者、消費者」などではなく、「民主的組織と地方議会」であ れであり、また労働者代表が多数をしめることを前提としたものである。しかも、消毀者代表も、 要素をなす政府代表は、現在の独占支配の政府を打倒し、共同網領を実現する革新的政権のそ いわゆる労資協調型「経営参加」にいう「参加」とはいちじるしく異なっている。三者梢成の

方、SPD(社会民主党)とDGB(ドイツ総労働同盟)によって共同决定法が推進された

ることにより、戦略的位置を与えられており、この点に、DKP共同決定要求の意義もある」と ように「DKPの共同決定構想は、その民主的、反独占変革の包括的プログラムの一部を構成す すべての領域で、共同決定と民主的統制がおとなわれなければならない、というのである。この 力の制限の武器として活用されるべきであり、また、職場・経営・企業および国家の経済活動の ドイツでは、DKP(ドイツ共産党)が独自の共同決定に関する考え方をうちだしている。その 共同決定は、階級的調和の手段ではなく、職場の確保、生活条件の政善、 大資本の権

接に労働条件にかかわる課題に労働組合が関与するだけではなく、その背後にある政治そのもの に対峙していかなければならなくなっている。 などがそれである。また一方、労働者がその労働条件と生活を維持し、向上させるためには、直 りだし、労働者を資本に「統合」することを企てる。所得政策や労毀協議側にもとづく経営参加 国家独占資本主義の危機の深まりとともに、独占資本はさまざまな形態の労資協調機構をつく

いわれている。

ちいらず、労働者の現在と未来の利益を擁護しつくす道すじを明らかにするということである。 ヨーロッパの階級的労働運動の模索しつつある道は、そのような情勢のもとで、労資協調にお 経済の全分野にわたる独占の支配への規制をおとなうことは不可能である。 フランスの民主的管理の考え方が示すように、反独占の「民主的な連合政府」の樹立

とを意味するものではない。全般的な変革をめざす戦略的なプログラムと密接な関係を維持しつ しかし、 もちろんそのことは、社会主義革命が達成されるまでは、手をとまねいてみているこ

の決定的な鍵は、 域を拡大していく主要な任務をもっている。現にフランス、イタリアの階級的労働組合も、 グラムのなかに位置づけられているかどうかにある、といえるのである。 に国有化企業においては広範な分野における企業の民主化闘争を推進している。それゆえ、 DKPの考え方が示すように、これらの分野のたたかいが、反独占変革のプロ

階級的労働組合も現代における改良闘争を特色づける政治的・社会的領域にむけての闘争領

国民との積極的な提携を形成しつつ、企業のなかからと、政治の面からと、あいたずさえて国 闘争との結合をはかること、そのたたかいのなかに現代労働運動の組織論の焦点が含まれている をおろした産業別統一闘争をさらに強化しつつ、七五国民春闘の発展過程で前進しつつある地域 企業、私的独占の活動に規制を加える攻撃的なたたかいを展開しているのである。 にとどまらず、 ―ロッパの階級的労働運動は、この立場にたって、伝統的な産業別労組 が国における階級的労働組合構築の運動も、 職場のたたかいを基礎におく「労働者統一」をすすめ、労働の場を通じての勤労 炭労・国労が伝統を形成してきた職場踊 による労働条件決定 争に根

#### 第二章

戦後日本労働運動の組織論的課題

合につよく掌握されたままである。

識

 $[\{(i,j)\}_{i=1}^n, (j,j)]$ 

組合として結成された。その歴史はすでに三〇年に達し、 連合体である。したがって、「産業別」とはいいながらも、行動と財政と人事の主体は企業別組 では、鉄鋼労連、電機労連、合化労連という呼び名が示すように、組織そのものが企業別組合の ンとしてかかげてきながらも、その歩みは遅々としてはかどってはいない。とくに民間主要産業 ならずしもその方向にむけて着実に発展しているとはいえない状況にある。 がきわめて重要な課題であるととを明らかにした。しかし、日本労働運動の現状をみるとき、 周知のとおり、戦後日本の労働組合は、事業所ごとに、あるいは企業を組織単位とする企業別 国際労働運動の歴史と教訓は、現代労働組合の基本組織として産業別労働組合を構築すること 「産業別労働組合の棉築」をスローガ

も民間企業である日本逓送株式会社労組(日逓)と組織統合し、国労でもまた、関連下請企業と かし組織論的にいえば、全国横断的企業別組合がその実体であることを指摘しないわけにはいか 国労や全遇などの公労協では、一企業である程度産業別的な機能を果たしているといえる。 たしかに一面では、 全電通が関連機器メーカー労組とのあいだに電通共闘を組織し、

業別組合の性格はなお根づよくのとっているといわざるをえない。 のあいだに「国関連」の協議体を組織するかたちに前進してきた。それにもかかわらず、なお企

上げの社会的基礎となるほどの影響力をあたえてきた。 され、一九六四年の中立労連の参加にともなう春闘共闘委員会を媒介としながら、いまでは当初 上げにかんするかぎり、賃金水準決定機構として社会的に定着し、その効果は未組織労働者の貸 反対していた同盟系単産をも、実質的にはとれにくみこんできている。春闘戦線は少なくとも貸 五五年からはじまる香閩であった。春閩戦線は、一九五五年の発足から産業別を単位として構成 この企業別組合のワクをとりのぞき、産業別労働組合への道にきっかけをあたえたのは、一九

面において産業別機能はほとんどはたらかず、あげて企業別にゆだねられている事実もまた否定 組みたてられる域に到達し、わが国労働運動の『企業別から産業別』への道に大きく貢献した。 おかなければならない。とくに民間産業においてはそれが支配的である。 たく企業別にまかされており、それが産業別への道を内面からほりくずしている事実を指摘して しがたい。なかんずく、現代労働運動にとって重要な課題である「合理化」闘争についてはまっ にもかかわらず、春闘における産業別はまだ行動単位、戦術単位にすぎず、賃金の内容決定場 **との春園戦列のなかで、「産業別組織」は民間、官公労をとわず、基本単位として位置づけら** かつ機能した。その結果、交通部門のように、産業別の輪を拡大して大産業別の共同行動が

20世界を行うと

決定機構における産業別交渉機能を、資本側のカルテル化や自由化対策の必要からでてくる「 政府や日経連は、とうした日本労働運動の到達点と弱点を逆用してきている。 すなわち、資金

闘争を基軸にした職場生産点闘争の統一と、すべての労働組合への波及以外にはない。 このよう "労資協調" 性にもかかわらず、つねにふきだしてくる一つの根本的な要案はここにある。 **糳別労資協議制」の土俵へ、さらには政府レベルにおける「所得政策」に道をひらく「各界代表** な視点にたって、まず戦後労働運動史のなかにおける組織論的課題について整理してみたい。 寄り〟といわれる民間産業主導型の労働戦線統一運動が、その思想的側面としての〝反共〞や からなる経済会議」的なものへと主体的にひきよせられる傾向を生じたのである。いわゆる〝右 この問題を克服する道は、もちろん基本的には大産業別統一闘争の強化であると同時に、職場

marilyn, s

企業別労働組合として出発

率は、実に五五・八%の高率となった。戦前の最高組織が四二万名、組織率にしてわずかに八% にとどまっていたことにくらべると、その発展度合いの大きさがわかる。 働者は三八○万名に達し、一九四九年には六六五万名となり、全労働者階級のなかに占める組織 **戦後日本労働組合運動の組織的前進はめざましかった。戦後一年とたたないあいだに、組織労** 

85

た側面があった。その第一は、ロシア革命以降、二つに分裂していた国際労働戦線がようやく世

にもかかわらず、国際労働運動に照らしあわせてみるとき、当初からそこにはいくつかの遅れ

界単一の世界労運を結成していた状況のなかで、 わが国では魔別会議と総同盟という二つの全国

絶対的窮乏という特殊な情勢のもとで、全従業員に共通する「生活防衛」をいち早く達成するた **循行政の要請にもとづく「上から」の組織化にあったことにある。** めには結集しやすい組織形態であったということにある。だがさらに大きい原因は、アメリカ占 **ことであった。いわゆる企業別労働組合として出発したととである。その原因の一つは、** 組織から出発したことである。 第二は、労働組合の基本的な組織単位が、事業所ごと、あるいは企業ごとに組織されたという 敗戦と

づくりとして、企業別組合を推進した側面があったわけである。 営者側が率先して労働組合の組織化を推進したわけであり、いわば「経営目的」にあわせた組織 反行為」であるとして、その企業をとりつぶすという政策が実施されたのである。そのため、経 つまり労働組合の育成と組織化が、ポツダム宣言にもとづく占領政策の重要な項目となってお したがってもしも労働組合を結成しないような企業があるときには、意識的な「占領政策違

(尼鰯)などでも、 社長一人をのぞきすべての重役までを含む 組織として組合が結成されたので 働組合の役員として登録される状態であった。あるいはのちに大闘争を展開した尾崎製鋼労組 たとえば三池炭鉱労働組合は、戦時中の会社御用組織である産業報国会の役員が、そのまま労

業員一括加入」の従業員組合として組織されたところに特徴がある。したがって、ヨーロッパ労 このようにして戦後の企業別労働組合は、当該企業に働く全従業員を一括して包括する「全従 ということである。

第一義におく」のにたいして、従業員とは「経費節約と生産性向上に第一義をおく」と説明して とを率直に認めざるをえない。のちに「ポツダム組合」といわれた弱点はここにある。 いる。その意味からすれば、企業別組合は従業員意識の「寄合世帯」的性格をもって出発したと たということができる。経営側の労務管理手引害は、はっきりと労働者とは「労働条件と権利を 働運動との対比でみれば、労働組合なき工場委員会が労働組合という名で組織されたものであっ こんにち、われわれが「既得権」として防衛しているさまざまな「便宜供与」も、「経営目的」

(119<sub>0</sub>)

**細企業労働者の賃金は低くなる。つまり、企業規模格差がそのまま賃金格差となってあらわれる** 金が異なり、結果として、独占的巨大企業では比較的高い賃金がとれるのにたいして、中小・零 沙で決定されるということである。したがって、同一産業で働く労働者であっても企業ごとで賃 識であった。 組合事務所は会社構内に設置され、組合費は会社側給与担当者によって「天引き」されるのが常 からはみださせないための措置であった。組合役員は会社の給料をもらいながら時間内に活動し、 第三に、企業別労働組合の欠陥は、賃金をはじめとした基本的な労働条件が個別企業間労資交 「企業」と「組合」は、癒着したかたちで出発したのである。

ためには、 向上運動への屈服と、「企業防衛」的な癒着構造をつくりあげる。 「企業意識」がそれであり、 それが労働者の基本的権利、 労働条件にかかわる資本主義的生産性 このような「現実」が存在していることが、第四の問題をひきおこす。すなわち賃金を上げる まず企業基盤を拡充し、 繁栄させることが 先決であるという考えである。 いわゆる

理由もそこにあった。 前から、伝統的に地域迎合組織方針をもっていた総同盟ですらが、大産業別組織方針を提起した そのものが崩壊的危機にあった当時の事情のもとでは、同時・統一闘争が発展する条件があった。 別組織方針はその一つであった。また企業別組合の欠陥はもっていても、資本家階級の支配体制 運動の主力であった産別会議がおこなった。工場代表者(工代)会議による、『下から』の産業 していたということである。客観情勢が主体的条件の欠陥をのみつくしていたといってよい。戦 な業種別連合や産業別統一闘争=産業別組織化の方向とが、混とんとしていりまじりながら進行 つまり変革期的激動のなかでは、企業別組合といえどもまだ固定的ではなく、むしろ全国横断的 もちろん、戦争直後においても企業別組合を克服する勁きがなかったわけではない。戦後労働

ふりむけた。そこには一つの大きい背景があった。それはその時期に、あらゆる産業・業種をと にかけて、産別会議は金属、化学を中心として、大金属、大化学産業労働組合の組織化に全力を 産業別組織方針をうちだしていた産別会議であった。なかんずく一九四八年後半から五〇年初頭 この時期の大産業別統一関争をリードしていたのは、工代(工場代表者)会議を基礎にした大

ぎり打ち切ることが宣告された。 施された。その当時の「経営基盤充実」のかなめとなっていた補給金は、合理化を実施しないか 原則」――をはじめとして、翌四九年にはドッジ・プランによるディス・インフレ政策が強行実

わず襲いかかってきた産業合理化の嵐であった。一九四八年末の経済合理化三原則――「賃金三

14 14 May 2

も重要な問題が欠けていた。すなわち、アメリカ占領軍による産業別ゼネスト禁圧の「権力」が たちはだかっていたことである。 の方向を追求した。だが、そこにはこの嵐のような産業合理化攻撃と対決するうえでの、 このような情勢が、労働組合に大産業別組織化と統一闘争を要請したのである。産別会議はそ もっと

組合専従者への給料支払い停止を指令し、労働法規改正反対ストは占領政策違反であるとおどし が盛りあがるストライキに中止を勧告した。ついで、四九年のドッジ・ラインの施行過程では、 「政令二〇一号」を発布して、公務員労働者のスト権を剝奪し、同年末にはヘプラー労働課長 一九四七年の二・一ゼネストを、占領軍命令として禁圧した占領軍は、翌四八年七月三一日に

れたのであり、その結果として工場閉鎖、企業倒産、 ット、賃金未払いなどの合理化の嵐が吹きあれた。 このような情勢のなかで、「日本経済の立てなおし」を名目とする経済緊縮政策が強行実施さ 首切り、強制配置転換、残業規制、貸金カ

しかも、これに抵抗するためのゼネストや産業別統一ストライキ闘争は、 「生産阻害行為」であるとして事実上禁止されたのである。そのうえにたって占領軍当局 「占領政策違反」で

運動は「ポツダム組合」としての弱さを露呈しながら、大きく二つに分解する。 綿密な産業別・業種別にもとづく産業・金融政策を展開した。この攻撃のなかで、労働組合

的な「モノ取り」のために、業種別連合と地域連合組織方針へと変更していった。一方、産別会 資のアベックでも、質金と生活諸条件が確保さえすればよいという脆弱点を克服しきっていなか **活の絶対的窮乏のなかで、なによりも生活・労働諸条件の防衛をめざして盛りあがった大衆運動** 譲は、理念としては大産業別組織化を追求しながらも、それを支える組織基盤が失われていくに のなかでは、「賃金よりも団結を」という階級的意識の成長はまだ十分ではなかった。たとえ労 るなかで、なりふりかまわぬ企業別利益優先の「企業防衛」思想が急速にひろがっていった。生 つれて、政治主義的な運動への傾斜を深めていった。組織方針はしだいに両極分解をはじめてい った。そこに企業別労働組合のもつ本質的弱さが表而化していく背景があった。 その一つは、産業別利害よりも業種別利害が、さらには同一業種間における企業競争が激化す とくに労働組合主義的運動理念をもっていた総同盟は、当初の大産業別組織方針を、現実主義

萨斯斯特斯

たのである。

44.4

総評と中産業別組織方針

別組織方針と、現実的ではあるけれども、右傾化と企業別主義への傾向をはらむ業種別組織方針 は とをどのように調和をしていくかということであった。 **このような情勢のなかで、産別会議と総同盟運動の再編成過程で結成された総評の組織的課題** まさにつぎのことにあった。つまり、組織基盤を失いながら、理念だけを先行させた大産業

**編成される。組織強化方針案のなかにおける「産業別整理対策」は、明確にその方向をさししめ** との結果、 「日本の産業構造に見合う組織」として、総評は「中産業別組織」を基礎にして再

別連合、業種別連合の組織が雑然としている状態にある。この組織を真に戦いうる合理的組織 に再編成することが急務である。 「今日の日本の労働組合の組織は、 大産業別労働組合主義による金属、 化学のほかに、

労働組合の基本組織を産業別労働組合として位置づけているととは明確にされている。だが、 総評は、 この整理再編された産業別労働組合の上に立った強力な連合体としなければならな

色彩がつよかったことは否定できない。その過渡期的なあいまいさが、つぎの具体的な組織方針 察せられるように、大産業別組織には批判的であった。企業別組合の現実に立脚した組織方針の との時期の再編成運動の中心が、産別会議にたいする批判を中心としたという歴史的経過からも

(2)(1)中産別、小産別の分類を押しつけない。 将来の産業構造の展望に立って、産業別整理統合の範囲を按ばいする。いたずらな大産別、 同時に、組織過程として相当蛩の中産別たるべき性格のものをも、一応小産別、あるいは

のなかにそのまま表現されている。

(3) ずしも必要としない。簗種別労働組合といわれるものについてもまた同じである。なぜなら、 業種別組織として、全国的に再組織するという組織過程をも考慮に入れてよい。 従来の企業別労働組合を、ことごとく一個の産業別労働組合に包含しようとすることは必

(4)これらの結合は、新しい産業構造の展望と照応せず、合理的な経営にも適合しないものがあ 労働条件とくに、賃金体系について、比較的統一化され集中化された産業を基準として統

(5)合する。 新単産の所属、人員数は、全国的な活動をなしうる程度に多数でなければならない。

1380/1945

sight (p) .

る。つまり「企業別脱皮」の理念はつよくもっていたということである。 織方針を提起したことは、いうまでもなく企業別労働組合の弱点を十分に承知していたからであ いっぽう、戦後労働運動の体験からいえば、もっとも有効な闘争手段が大産業別統一関争であ 組織論的にみた総評の特徴は、いまみたとおり「中産業別」組織方針であった。総評がこの組

成をめざした「現実主義」的路線であったといえる。 えなければならなかった。そのかぎりにおいて、「中産業別」組織方針は、日本労働運動の再編 視したため、結果的には組合運動を媒介しない政治主義へと傾斜したことにたいしても批判を加 ることを理解しながらも、その方針を提起した産別会議の運動が、晩弱な企業別組合の実体を無

念でこの点もまた、「労働組合主義」的色彩を少なからずもっていたことを反映したものであっ いたこともあって、総評結成運動が国際自由労連|括加盟運動として展開されていった。指導理 「労働組合主義」的色彩もつよくもっていた。 さらに産別会議が 世界労連と密接な関係をもって って結成された総評は、産別会議の政治主義を否定する立場から、経済闘争を優先させるという また、この「現実主義」ということにかんしていえば、なによりも産別会議批判のかたちをと

た

定の有力な決め手であるということにあった。 は、その具体的な前進にむけての第一歩であった。その骨子は産業別統一闘争力こそが、質金決 第一歩が産業別統一闘争にあったことはいうまでもない。総評が一九五二年に発表した賃金綱領 級的労働組合へと発展させていくことが、総評の階級的・組織的課題にほかならなかった。その 言でいえば、労働組合主義的立場にたった企業別労働組合を、中産業別統一闘争を通じて階

産業別統一ストライキ闘争は、資本にたいする攻撃力と巨大な社会的影響力をもつということで 炭労は保安要員総引揚げを宣言して六三日の長期ストをうちぬき、電産も大口工場送電ストップ をともなう四八日のストライキを実施した。このたたかいによって、総評は「ニワトリからアヒ ルへ」の発展と評されるほどの戦闘性を獲得した。とれらのたたかいのもっとも大きい教訓は、 それを具体的に実践したのは、炭労と電産の長期にわたる産業別統一ストライキ闘争であった。

**粜九組合も、一九五三年一〇月、共同戦術会議の機構として公労協を発足させた。これも同一賃** 金決定機構をもつ「国営産業」共同闘争機関の成立を意味するものであった。 まるとはいえ、産業別共同闘争機関を組織することになる。また公労法関係労働組合三公社五現 とのたたかいの教訓のなかから、全印総連や電機労連など、なお「連合体」という形態にとど

された。との合理化攻撃にたいして、三池、砂川、美唄、芦別の各労組を結集する三井炭鉱労働 とのような情勢のなかで、一九五三年八月、六七三九名を数える三井鉱山の企業整備案が発表

とのような連合組合を一般に「企業連」という。 指名解屈を撤回させることに成功した。三鉱連は三井炭鉱傘下企業別労働組合の連合体であり、 組合連合会(三鉱連)は、「英雄なき一一三日の闘い」と称される長期ストライキ闘争によって、

可しないこのご受力をしている会士(全株)。 そのようが近名兼名を一般は「イブル」という

社(企業)単位に独立した労働組合を結成しているものを、連合組織として結集したものである。 らない。 意味からすれば、「企業連」もまたその本質においては企業別労働組合であるといわなければな したがって、いくつかの組合ではそれらが単一(企業別)労働組合として組織されている。その 同一資本によって設立されている会社(企業)が北海道や九州に散在しており、それぞれの会

での、有力なテコとなる側面をもっていたことを軽視してはならない。事実、この企業連統一ス 樹争であっても、日本労働組合運動に根深くのこっている企業別エゴイズム窓識を脱皮するうえ 業別統一関争と産業別組織化の重要性を認識させるととになったのである。その総括文書である を通じてこそ、企業別労働組合の弱点と闘争力の限界を身をもって知り、階級的な立場にたつ産 トライキ闘争によって、指名解雇を撤回させることができたのであり、 『英雄なき一一三日の闘い――自己批判哲――』が、そのことをはっきりと示している。 しかし事業所でとに独立組合的色彩をもっていた当時の事情のもとでは、たとえ企業連の共同 さらにはその実践的闘争

。 職場闘争) 組織だけが有力であっ

革命的精神と闘争力がなければ、

たとえ、その(企業別

| 資本主義体制という現在の社会における 関争は結局、

労働者階級全体の力強い統一された

ても、常にある限界に止まらざるを得ないということである。

を通じて社会化へ)を乗り切ることが結局、われわれの解放や祖国の真実な独立につながるも 基本的な階級的統一闘争の推進に全力をあげつつ……、この困難な過程(企業内の民主化闘争 のであると考えざるをえない。すなわち、そのことがあらゆる組織の闘争力をある程度に拡充 ·れわれは敵を追いつめて『闘争の限界』を知った。従って、それを『克服』するためには、

労働組合結成の目標が意識化されている。 し、力強い社会主義勢力の確立を表示するからである。」 ここにははっきりと、職場闘争を基軸とした企業別組合、そして企業連の強化を**通じた産業別** 

定してよいと思う。 この 産業別統一ストライキ闘争の力をおそれた 政府は、 一九五三年三月に - 電気事業及び石炭鉱業における 争議行為の方法の規制に関する法律案」という、 いわゆる「ス

その意味で、この時期は企業別労働組合の弱点を一歩克服する、産業別連合運動の高揚期と規

合、全繊同盟など――は、総評が「階級闘争至上主義」におちいったと非難して総評を脱退し、 ト規制法」を国会に上程するのだが、そのような資本攻勢に屈した総評内の一部組合――海員組 九五四年に全日本労働組合会議(全労)を結成した。

いして、全労はその結成大会で国際自由労业一括加盟を決定したことをつけくわえておく。 との総評の前進過程で、国労、日教組、合化労連などが国際自由労連を脱退したのにた

# 6 産業別統一闘争と産業別組織化への道

地域ぐるみ闘争と産業別統一

闘争

.2.5

クアウトと四六六名の解阷がおこなわれ、結果的に、会社倒産、組合解散という問題が発生して に尼崎製鋼所において一五%の質下げ案が提示され、これに反対する尼鋼労働者にたいしてロッ 同年六月一八日、日鰯室湖で九一五名の人員整理案が提起された。すでにその前段として、四月 ぐるみ閩争」か「産業別統一闘争」かをめぐる、高野(実)対太田・岩井ラインの対立であった。 春闘であった。との春闘路線を出発させるにあたって展開された闘争方針=組織論争が、 その具体的な組織論争のきっかけとなったのは、一九五四年の日韜室躪のたたかいであった。 産業別統一闘争が全総評的規模へと発展したのが、一九五五年の民間八単産共闘からはじまる

ところに重点をおかなければならなかった。だが、高野実事務局長を中心とした当時の総評指導

再編成過程において生じた拠点攻撃という性格をもっていたといえる。そうだとすれば、

したがって、その攻撃の本質は、

鉄鋼独占の産業別

日鋼室

最大限の努力をはらって、

鉄鋼労連の産業別統一闘争を組織する

それにつづく日鍋室蹦への攻撃であった。

鬩のたたかいを守るためには、

地域住民をまきこんだ、地域「ぐるみ闘争」方針であった。 部は、商店主や農・漁民をまきこんだ軍事基地反対闘争の経験を重視した。それが室間における

けるようになるためには、なによりもまず労働者にとってのもっとも切実な要求を基礎にした統 一闘争から出発しなければならないことを主張した。そのためには、産業別統一闘争を強化する いっぽう、太田・岩井に代表される部分は、企業別労働組合運動が、国民的政治課題に限をむ

大会において、産業別統一闘争路線にたつ岩井章が事務局長に就任した。総評運動におけるひと **との組織方針の対立が、総評事務局長のイスをめぐって争われ、一九五五年七月の総評第六回** 

ことが先決であると判断した。

つの転換がここからはじまった。 うまくいかない。なぜなら『平時』には、労働者の生活条件は信じられないほど苦しいからで 身を発揮するのは、働くものの経済的状態が改善されるばあいにかぎる。そうでなければ事は この分析視点にたって判断するとき、産業別統一闘争を組織することなしに、一企業にたいす ある。生活条件の改善をもとめてたたかううちに、労働者階級は、同時に、精神的にも、知的 に精力的に参加し、それを高く評価して、英雄的精神、自己犠牲、不屈さ、偉大な事業への猷 全般的な『進歩』をけっして考えようとはしないであろう。大衆が運動にひきいれられ、それ レーニンは、論文『経済的ストライキと政治ストライキ』のなかで、つぎのように述べている。 "勤労省大衆は、 経済的要求なしには、 自分たちの状態を直接改善することなしには、国の 政治的にもたかめられ、 その偉大な解放目的を実現する能力を高めていくのである。」

とえどれほど困難な情勢があろうとも、鉄鋼産業労働者の産業別統一岡争を組織しなければなら なかったといわなければならない。 にも理念的であったといわなければならない。尼靍闘争の敗北という現実を直視するならば、た る首切り合理化攻撃を、地域住民の平和闘争や政治闘争と短絡させる「ぐるみ闘争」は、

歩が求められなければならなかった。 そのたたかいを通じて階級意識を形成することであった。そこに企業別組合主義を克服する第一 まず、労働者にとっての切実な、当面する課題である賃金闘争を、産業別統一闘争として組織し、 合理化攻撃を開始しはじめてきたからである。この段階で、もっとも必要なことは、なによりも なぜなら、一九五五年には日本生産性本部が設立され、独占資本は一体となった低質金政策と

争=組織方針の提起であったといえる。日経連が「春闘は革命的な政治闘争である」と批判した を決定し、「賃金闘争行動網領」を発表したことは、まさに客観的政治・経済情勢に相応した闘 のは、まさに産業別統一闘争がもつ社会的影響力をおそれたからであった。

独占資本が日本生産性本部を設立した時期にあわせて、総評が産業別統一闘争方針

(=春園)

業内」労資関係に封殺しようとする独占の意図を粉砕し、産業別労働組合の構築をめざす階級的 企業間競争を激化させ、結果として企業意識を誘発することになりかねなかった。したがって、 にほかならない。このことが同一産業に属する労働者のあいだの賃金格差を増大させるとともに、 たとえその産業別統一闘争が賃上げだけに限られたものであったとしても、そのたたかいは「企 すでにみてきたとおり、企業別労働組合の賃金決定機構は企業別団交であり、 企業内質金剛争

意識を育てる有力な武器となる本質をもっていた。しかも、現実的にも企業別闘争よりもはるか

全遇、つづいて全電通が二時間の『時限スト』に突入するなかで、公労協の統一段金闘争は前 した。当初は戦術調整機関であった公労協は、これらのたたかいを積みあげるなかで統一賃金要 「時限ストライキ」であり、 スト権回復闘争の突破口を切り開いたものであった。 翌五八年には となったのは、一九五七年の国労の時間内くいこみ三時間の職場大会であった。それは事実上の に大きい賃金獲得の成果を生みだしたのである。 民間を中心としてはじまった春闘は、やがて公労協統一闘争の発展をうながす。そのきっかけ

### ii 鉄鋼労連、私鉄総連の統一質金闘争

求をかかげて同時決着をめざす、統一闘争機関へと発展した。

改正を提案し、その結果、実に一八八対九票の絶対多数で可決した。産業別統一ストライキ権に 鋼労連が交渉権、スト権、妥結権の三権を拡大中央闘争委員会に集約する産業別組織方針の規約 鉄鋼労連の統一贯金闘争のなかでもはじまっていた。すなわち、秋に賃金闘争を集中していた鉄 ついてもまた、鉄鋼労連は一七四対九の髙率でスト権を確立した。 産業別連合組織をテコとした産業別統一闘争にむけての一歩前進は、一九五七年秋闘における

にたいして、鉄鋼労連は産業別統一ストライキによる反撃を真剣に追求していたのである。そし して、合理化と大鼠解屈の攻棄をかけながら、独占支配体制の確立にむけて狂奔していた。とれ

そのころ、鉄鋼資本は尾鋼、日鉄室間につづいて、淀川製鋼、関東製鋼、大同鋼板などにたい

ゼロ回答で押しとおすことによって、産業別統一闘争つぶしを、意識的に追求しはじめてきたと きさがわかるであろう。そしてまさに、それゆえにこそ、鉄鋼独占は一歩も後退することなく、 るならば、当時における鉄鋼労連の一九日間にわたる産業別統一ストライキ闘争がもつ比重の大 年の春、国労ですらがはじめての「時間内職場大会」をやっとうちぬいた時期であるととを考え て一九五七年秋、鉄鋼労連は一一波、のペー九日間にわたる産業別統一岡争をうちぬいた。この いえるのである。

の浸透が、敗北の原因であったという総括をおこなっている。 準作業量、能率給の職務給への転換など、労務管理体制と職場支配網の強化、そして賃金合理化 五八年三月の定期大会で、鉄蛸労連は、職制支配が強化され、生産給の点数査定や配置転換、 このゼロ回答によって、鉄鋼産業別統一ストライキ闘争は敗北した。そのあとで開かれた一九

協会と交渉をおこなうかたちをとったわけである。 渉」をとりやめ、交渉権、スト権、妥結権の三権を私鉄総連本部に集約したうえで、私鉄経営者 が個別経営と団交をもつという方式である。五八年春闘ではそれをさらに一歩すすめて「個別交 線交渉であった。対角線交渉は企業別団交をおこなうのと並行して、私鉄総連(産業別労連幹部) 私鉄総連もまた、結成当初は企業別団交組織の連合体であった。それを一歩前進させたのが対角 鉄鋼労連につづいて、一九五八年春閩では私鉄総連が産業別統一ストライキ閩争を展開した。

二~三年間の労資休戦を条件とした「長期安定貿金協定」の締結を強要してきた。

この私鉄産業別統一ストライキにたいしても、東急、名鉄などの私鉄独占の反撃がはじまり、

らの攻撃を重視した総評は、一九五九年度の運動方針で、安定賃金の攻撃は労働者みずからにス 産業別統一闘争――産業別組織化の路線を守りぬくことを、傘下各単産につよく訴えた。 ト権を放棄させ、企業別労働組合に封じこめようとする攻撃であり、これに反対してあくまでも 産業別統一ストライキ闘争にたいする独占のまきかえしは、しだいに露骨となってきた。とれ

おり、日本労働組合運動における階級的中核としての社会的地位を占めるにいたった。 その輪をひろげていったことの階級的意義は大きい。との組織的成功のなかで、総評は、文字ど るととになる。春聞はじまって以来わずか五年後には、総評のワクをこえた産業別統一闘争へと と公労協の統一闘争の前進と結合によって、脊閾はその力と厚みをました。 その力量が高まる過程で、一九五九年には中立労連が春園に参加し、春闘共闘委員会を結成す 産業別統一闘争にたいする独占資本の攻撃はしだいに音をたてはじめてきたが、民間主要単産

## - 総評組織網領草案――職場闘争と産業別統一闘争

組合ブッツブシにかかってきたとしたら、それにたえきって生残りうる組合がいくつあるか?』 的成果を溶積するに至った」という自負をもちながらも、同時に、「『いま会社なり当局が本気で にむけて飛躍させた。との組織的前進過程で総評が作成したのが、『組織網領草案』であった。 イキ闘争を前進させた。産業別統一ストライキ闘争は、総評労働運動を産業別労働組合の組織化 この『草案』は、「僅か十年余という短かい歴史の中にもあげて数えきれないほど貴重な部分 総評は産業別労働組合連合を基礎にした産業別共同闘争を発展させながら、産業別統一ストラ

APP等各种的。

そのととが資本家の労務管理の自信を大きくつきくずし恐怖をあたえるものであることも体験さ を指摘しつつ、「一人一人の労働者の意識変革は産業別統一行動の中でもっとも広汎に行われ、 動の基幹組織であるととを明確にした。もちろん、形ぱかりの単一化を求めても意味がないとと という自覚をもっていたからでもある。この『草案』のなかで、産業別組織が近代的労働組合運 れた」という、戦後労働運動の総括のなかで提起されたものであった。 るという自信の表現でもあった。企業別労働組合を脱皮して、産業別労働組合を構築しつつある このような大胆な自己批判をおこなうことができたのは、総評がなお組織的・階級的に前進す

という言葉ではじめなければならなかったほど、われわれの組織には大きな欠かんががん強に巣

くっている」という前文からはじまっている。

つぎのように述べる。 畳のそれも極めて短期の餌に負けて自ら武装解除してしまうことも多い。」 組織にわだかまる企業意識はこの武器を生かすことができず、独占資本が企業別に投げ出す少 たしかに、わが国で企業別組合を産業別組合に発展させる行動には困難が多いことを認めて、 産業別統一闘争が企業競争のしわよせを 排除しうる唯一の行き方にもかかわらず、 企業別

ることをなんら否定するものではない」という確認をおとなっている。そして、なによりもいま 業別につながる』ことが資本主義社会において搾取と聞かう労働者階級の基本的団結の方向であ 炭労がおこなっているように、「産業別統一闘争をやれば勝てる」という確信をもった実践行動 だが、たとえいくつかの困難があるとしても、「それらは困難の度合の問題であって『先ず産

をつみあげていくことが重要であると分析しながら、つぎのように総括をおこなっている。

会的組織拠点が必要だということである。それは資本のワクを離れても生残る職場との産業的 であろう。」 的地歩を築くことと共に社会主義への移行過程を展望しつつ限りない使命をにない続けて行く 中核体と言う場を除いてはありえない。かくして、産業別組織を強くする事業は、職場に実力 在の効果的なたたかいから生産の実力的担当者として明日を導き支えるに至るまでの経済的社 |労働者が現在の資本主義下のたたかいから 階級解放に至る未来を作りあげてゆくには、

総同盟(CGT)の教宣資料『統一行動と組合の統一』は、職場闘争と産業別統一闘争との関連 を原則として結成されているフランスのばあい、一事業所複数組合が常態であることを前提とし を「基底における統一と先端における統一」という表現でつぎのようにまとめている。個人加入 労働者階級の統一を重視し、産業別統一闘争についても豊かな経験をもっているフランス労働

たうえで、述べていることを理解してほしい。

る手段を共に追求することにある。これは基本的なつとめである。すなわち、これが基底部 せた)要求事項を設定し、それら全体を決定し、組合の対立があるにしても、これらを達成す の活動家、 それぞれの組合員の役割である)、 幾つかの(特殊的または一般的あるいは双方合 つまり仕事場における統一である。それは労働者の活動の集結である。 「最初の仕事が、企業、仕事場、事務室、 部課、 作業班の労働者を知り(これは、それぞれ

しかし、しばしば加盟者と影響力をもったいろいろな組合が存在する。それゆえ統一戦線を

活動を組織することを要求するとき、組織間の相互理解によって一般に達成される。 される。 作るためには、各種組合間の一致を求めることが望ましい。そうすることによって、必ず皆ん ってくる。先端における統一は、それが基底における統一を援助するときに望ましいものとな そういったわけで、基底における統一と、先端における統一とを対照させることが必要とな ――特に非組合員の――信頼感を強め、したがって全体の統一のための必要条件が作りだ 統一は、活動が基本的なところで完成し、他の組合の加入者が、その指導者に共通の

ものになり得ない。」 に表明される意志によって与えられない限り可能ではなく、効果的で、堅固で、なが続きする しかし、 **先端における統一は、それが基底における統一組織、また労働大衆によって永続的** 

る

別統 五○年代後半から六○年にかけての総評を中心とした日本労働運動の前進は、職場闘争と産業 闘争が密接な関連性をもちながら発展したところにあったことを確認しておきたい。

産業別組織化への道を阻止しようとする独占の攻撃もまた、しだいにその鋭さをましていた。そ さまざまなかたちの組織攻撃にもかかわらず、総評運動は着々と前進していた。だが同時に、 iv 電産・鉄鋼労運の統一闘争の敗退

105

資本の専制的支配体制の構築とそれを支える政治反動――安保体制――の確立を企図する「体制 の一つのピークが、総評の中核部隊である炭労にたいする組織攻撃であった。それはまた、

的合理化」攻撃の集約でもあった。

が危機に陥るからだ。」

しなければならない。なぜなら、もしもこれに失敗するならば、日本の資本主義体制そのもの 「石炭闘争は安保闘争とともに重要である。 是が非でも、 炭鉱労働者七万~一〇万人を整理

するものはない。 日本独占資本の総本山である日経連前田一専務理事の右の発言ほど、当時の情勢を端的に表現

だされてきた。この結果、三池闘争は否応なく拠点闘争として出発することを余儀なくされた。 達しなかったのは、ひとり三池労組だけであった。ただちに、一二七七名にたいする解雁通知が その歴史的背景をふりかえってみよう。 に分解した。「希望退職」という名の首切り合理化にあくまでも反対し、会社の期待する人数に してしまった。賃金関争における産業別統一関争の前進にもかかわらず、合理化問題では企業別 は、企業別団交のなかで、会社が募集した「希望退職」を上回る退職者をだすことによって処理 安保体制にある」と規定し、反合理化闘争と安保闘争の結合による全面的な対決の布陣をはった。 合理化、弾圧、思想攻禦、戦争の不安等をはじめ、あらゆる資本の側からの攻撃の一切の攻撃は、 職」の首切り攻撃をいっせいに開始してきた。総評は、その年の運動基調を「低質金、首切り、 づいて明治、三変、住友、古河、杵島、日鉄の各労組にたいし、赤字経営を理由とする「希望退 だが、総評運動の主力として、それまで産業別統一闘争を強力に推進してきた炭労傘下各組合 一九五九年一月の三井鉱山、三鉱連に六〇〇〇名の企業整備再建案を提示した石炭独占は、つ

動の推進力的役割を果たしてきていた。 あたえずにはいない。しかも、その基軸産業たる意味もあって、総評結成後における日本労働運 ある。それだけに、この分野における労査関係の動向は、おのずと日本労働運動に甚大な影響を **電力、石炭は、文字どおり、独占資本主義体制確立・強化のテコであり、基軸産業でも** 

表面下にひそんでいた。だが、さきに述べた五七年一〇月の産業別統一ストライキにたいして、 そしてついに、六〇年安保・三池闘争を目前にひかえた五九年一〇月におこなわれた鉄鋼労迹の ながら、企業別団交に「小量の餌」をふりまいて、企業内組合に封じこめる端緒をつかみとった。 ゼロ回答で押しきった鉄鋼独占は、それをきっかけに産業別統一闘争にたいする無力感をあおり のは、その最初のあらわれであった。しかし、この動きは春園の盛りあがりのなかで、しばらく ライキ闘争を不発においこんだのである。 スト権投票では、成立一九組合、不成立一八組合、否決五組合というかたちで、産業別統一スト ストライキ岡争の一典型をきずいていた電産を崩壊に導き、ついでその触手を鉄鋼労連にむけ 政府・独占は、まず一九五四年に全国電力労働組合連合会(電労連)を結成させて、産業別統 一九五四年八月に開かれた八幡製鉄労組臨時大会で、鉄鋼労連の総評脱退要求が決定された

炭鉱では工・職分離労組のかたちになっており、社員(職員)は別組織となっている――も、と ぎなくされる事態が発生したわけである。この問題をもう少し組織論的にほりさげてみたい。 さきの「英雄なき一一三日の闘い」では、 三鉱連が統一闘争をおこなうとともに、

ついで炭労の産業別統一「反合理化」闘争が失敗に終わり、三池労組単独ストライキ闘争をよ

闘争のなかでは、第二組合(新労)が組織された直後、三社連と三池職組が炭労脱退と第二組合 もにたたかった。つまり、「企業連」の統一闘争が成功したわけである。ところが、六〇年三池 へのカンパを決定し、つづいて三鉱連が三池闘争の続行を決定した炭労臨時大会で退場する事態

が発生した。 その結果、 三池労組は三鉱連を脱退して、 直接に炭労加盟 をおこなうことによっ

織化のもっとも困難な課題が存在していたといえるのである。 とって、三池闘争が展開されていったのである。そしてまさに、ここにわが国における産業別組 ではなく、企業連からの離脱を通して、産業別「直接」加盟へとつながっていくというかたちを て「三池闘争」をたたかいぬいたわけである。 これを結果的にみるならば、一般的に考えられた企業別組合→企業連強化→産業別組織化の道

ぎのように述べていた。 もっとも先進的なかたちで産業別労働組合への道をめざしているのは炭労を例にあげながら、つ 企業連合ないし企業単一との間であること」を指摘していた。そして、戦後労働運動のなかでは 『組織網領草案』もそのことにふれて、 産業別組織化にあたって「一番摩さつを生じ 昮いのは

行き方と判定してほぼ差支えないであろう。」 つ一つ順を追うて炭労の仕事に移し、企業連合を補助組織化させでゆく傾向にあること…… いまこの経過を概観するならば、炭労方式がもっとも無難な実益を落さず実益を上げてゆく "炭労の場合、 集団交渉、 対角線交渉の確立のほかに企業連合から主要な基準的な仕事を一

このように評価しながらも、問題は「企業連を吸収し消滅させてゆく方向にあるのか、それと

るとして、つぎのように指摘していた。 さが横たわっているのであり、それを達成するためにはそうとう思いきった組織改革が必要であ 別組合のおもしがなおつよいなかでは、補助組織化させていく方向しかない。だがそこにも困難 **粜連を産業別本部に吸収し消滅させていくととができれば、それにまさるものはない。だが企業** も補助組織化させつつあると見るべきか」、 そこにすべてがかかわってくると 指摘している。

流を含むかなり抜本的な産業別本部の体質改善を必要とするのではないかといった問題も出て、終交渉をつみ重ねるとかだけでなく、連帯ストの機動的な発揮をはじめ組合役員の企業間の交うか、そうなりうるためには単に企業連の仕事を順を追うて産別本部に吸い上げるとか、対角 くる。それも形ばかりでなく、能力や熟練や各種の問題にも対処しきってゆかなければならな 要があるであろう。」 い。従って単一化工作には相当長期的な人的物的プログラムをもってじっくりかかってゆく必 る諸岡争との結合について(首切りをも含む)企業連の役割は単に補助組織になりきれるかど 企業の機械化その他生産性向上に伴う 賭計画の実施と企業内単位組織や 職場組織の展開

として発展させることができなかったところに、一つの大きい「限界」があったわけである。 退するというかたちをとって産業別連帯を求めた。しかし産業別連帯による統一ストライキ闘争 弱点をついた。三池労組はそれまで三鉱連(企業連)の中核組織であったが、その企業連から脱 して、この三池闘争の敗北後から、独占資本の側からする「産業別」の大攻勢がはじまってきた 炭労もまた、ことに提起されている組織方針にまでは到達しえていなかった。 独占資本はその

## 7 「平準化」の逆用と産業別労資協議制

樽簗していくかにあった。ところが、体制的合理化攻撃におそれをなした一部の組合は、徹底的 崩れかかった産業別統一闘争を、反合理化・職場闘争をテコにしながら、どのように補強し、再 三池闘争の妥結後、総評運動の一角に敗北主義的傾向が発生した。ほんらい三池闘争の教訓は、

職場闘争を古い労働運助路線であるとして放棄し、それにかわる運動として政策転換路線を提起 あるかのような幻想をふりまいた。 の道は閉ざされたという独断のうえにたって、「産業別政策」の提起が、産業別組織化への道で した。『抵抗』よりも、『政策』をというわけである。同時に、個別閥争から産業別統一闘争へ その敗北主義的な傾向に論理的根拠をあたえるものとして登場したのが構造改革論であった。 な対決をさけながら、合理化や矛盾のシワよせを避ける手段を求めはじめた。

计网络数据标准

に、形式論理からすれば、生産性向上率の高い産業から高額賃金を引き出すことが、もっとも容 ぶ方式をとったことも、結果としては、構造改革的発想を補強したことは否定できない。 一九六一年度の春闘方針において、総評が「成長産業」である鉄鋼労連をトップバッターに選

指摘は正しい。 をつくりだすという性格を強くもっている」以上、「賃金闘争力の未成熟な鉄鋼労連に相場づく りを期待するという指導は、どう考えてもあまり得策とはいえない」(上斐美章『溶幽』)という 曷であるようにみえる。その「賃金相場」を横にひろげることが有利であるようにみえる。 し、春闘を発足させた意義が、企業別賃金交渉よりも、「労働者全体の社会的総力で貸上げ相場

針を明らかにしたということである。 せ、一九六二年には、鉄鋼労連内でつよい発言力をもつ八幡製鉄労組が貸金合理化の中心である 針へと後退している。そのことが企業別エゴイズムを助長し、一九五九年のスト権批准を失敗さ 業別労働組合を基幹組織として位置づけ、その利害を調整する機能としての連合体に限定する方 別組合へと分断された。産業別連合共同闘争を通じて産業別組織化を求める方向にではなく、企 職務給を承認している。つまり、賃金引上げの前提として、生産性向上運動への積極的協力の方 - すでにみてきたとおり、鉄鋼労連は産業別統一ストライキ闘争で敗北したあと、事実上は企業

導入に水路を開くことになるのは当然であった。 であったとしても、実質的には、職務給の導入によっていちじるしく歪められ、労務管理体制の したがって、もしも鉄鋼労連による「相場決定」を基準にするということになれば、結果的に 質金と合理化とのバーターを許容するということになる。たとえ、名目上の賃金が「大幅」

味する。つまり、独占の側からすれば、必然的に盛りあがる産業別統一関争と、その機能である

それだけではない。鉄鋼労連貸金基準は、貸上げ額を生産性向上の範囲内にとどめることを意

賃金の「平準化作用」を逆用し、生産性上昇率からいっても、本来ならば、もっとも高額の賃上 率にくらべて、鉄鋼賃金上昇率が一貫して下回っている事実は、そのことをはっきりと物語って との独占の意志にあわせていった。一九六○年以降、公務員賃金を含めて労働省賃金、平均上昇 向をめざしたものであった。職務給の実施をはじめ、すでに労資協鵬体制にはいった鉄翺労連は、 げが可能である鉄鋼賃金を低額に釘づけすることによって、日本の労働者賃金全体を抑えこむ方 いる。すなわち、六〇年以降における労働者支配の経営戦略を段階的に要約すると、つぎのよう

- や髙目の賃金を保障し、それによって企業意識を育成する。 であった。「安定賃金」は、二~三年の労資休戦を前提として、産業別統一妥結額よりもや 産業別統一闘争=団体交渉を企業別団体交渉に分解する。その有力なテコが「安定貿金」
- (2)向上運動への協力と「成果配分」論であり、労資関係における具体的内容は、団体交渉にか わる「労使協議制」の制度化である。 労資休戦の期間を利用して、資本は労務管理体制を整備する。その思想的内容は、
- (3)なる。産業別レベルにおける統一的支配が必要となる。労働組合の戦闘性を奪ったうえでの だが、国家独占資本のいっそうの発展は、労資関係を企業内に封鎖するだけでは不十分と

たが、そのなかで、とくに当面する課題として提起したのは、産業別労資協議制の制度化であっ 九七〇年代への移行に際して、日本生産性本部は『産業再編成下の労査関係白書』を発表し

産業別勢揃い」を求める。産業別労資協議制がそれである。

7.

組合側における産業別組織の未熟などの阻害要因はあるが、いまや、これを積極的に推進すべい。 き時期にきている。」 産業別レベルにおける労資協議は、 未だ広く慣行となっていない。 使用者側の消極的態度、

独占資本が概極的に推進しようとする産業別労資協議制の意図は明らかだが、彼ら自身にそれ

葉の将来を考え、その安定と発展とに共通利害の場を発見し、これに協力するために話しあい、 話しあいの場であり、しかも、とうした問題に関する以上労資双方に決定権があり、したがっ であり、団体交渉とは原則として違う角度から違う方法で話しあうものとして、これから独立 その過程をとおして相互理解を得て協力関係をつくりあげることをその本来の目的とする機構 て、争議行為による裏づけをもつものである。これに反して労資協議制とは、労資が企業や産 した意思疎通機構であると考える。」 団体交渉は、貸金、 労働時間などの労働条件の、 労資の利害相反する問題に関する労資の

の労資協調路線が、この二つの道の選択を求められはじめてきたのである。 産業別統一闘争の抑圧ー個別(企業内)団交―個別(企業内)労資協議制―産業別労資協議制 個別(企業内)団交―対角線交渉―産業別統一闘争―産業別組織化への階級的路線か、 「労資協議制はパートナー間の相互理解である」という原則にもとづくものである。

らためていうまでもない。つづいて、同年一一月、右旋労働戦線の統一体として、総同盟、全労 済闘争に限定した「労働組合主義」を基本方針にかかげる改良主義的労働組合であることは、あ 合にたいする組織破壊攻撃もまた、国際労働戦線レベルからの右翼的再編成運動となってあらわ た。との両者が、密接な関連を保ちながら右翼的再編成を企図したととは明らかである。 が合併して同盟(全日本労働総同盟)を結成するとともに、国際自由労連への一括加入を完了し った。IMFは国際自由労連傘下の有力な産業別連合組織で、「政治的中立」と、組合連動を経 れてきた。一九六四年五月のIMF・JC(国際金属労連・日本協議会)の結成がその出発であ 九六五年の日韓条約締結を契機に、日本独占資本の帝国主義的反動は加速度化した。

一」の形式を整えたということである。 総評内におけるその主導勢力である鉄鋼労連連絡会議グループがまとめたJC運動テーゼ「労

によって、形式上は、わが国の四つの全国組織傘下組合が加入するにいたった。つまり「戦線統 が、やがて新産別、同盟系労組を組織化し、一九六六年には総評加盟の鉄鋼労連が加入すること

当初、IMF・JC運動は、電機労運や自動車関係の中立系労組を中心として展開されていた

上に向けられるよう要求してたたかいます。

働組合主義とは」が、その性格をあますところなく物語っているので、それを紹介しておく。 労働組合主義は……労働運動を通じて現行資本側社会の改良による福祉社会の建設を目標

進的改良をはかってゆく立場から階級闘争に反対します。 体制として位置づけ、労働組合は経済政策に対する主張と見解を確立し、とれを生かして浙 (したがって)階級闘争に反対します。 労働組合主義はこんにちの日本の 体制を混合経済

(2)想し、圧力団体としての機能を労働者の幸福追求に向かって活用します。 に協力の姿勢を基本的にとります。この上に立って、成果については労働者の労働条件の向 よって労働者の生活向上が可能であり、合理化によって企業の繁栄が確立されることを前提 労働組合主義は合理化問題について成果配分の立場で応じます。との立場は企業の繁栄に 労働組合主義は、労資の関係を信頼に基礎をおきます。ただし、利益の分配では対立を予

(3)帯協力が現実の運動発展に役立つものと確信します。」 陣営にある日本の現体制下では労働運動の発展は政治的にも経済的にも国際自由労連との連 労働組合主義は、国際労働運動において国際自由労連加盟の実現をはかります。自由主義

て(後述)、以降、労働組合運動における「一時的な」改良主義的後退が進行する。 との民間金属関係労組からはじまる右翼的戦線統一運動、すなわちIMF・JC運動が台頭し

その一つは、北海道、愛知、西日本、山口、和歌山などとつづく、地域「民連」運動である。

第二は、三菱重工労連など、資本系列別労連による縦割り的右翼再編成である。この横糸と縦糸 に呼応して、公労協その他への波及をめざして結成されたのが「労闘研」(労働省問題研究会) 大手民間労組を糾合した、翌七〇年の全民懇(全国民間主要労組委員長慇睒会)であった。これ とを結ぶ運動が、一九六九年末の民労恊(民間労組連絡協議会)であり、その主力をなすものが、

**にほかならなかった。** 一年までに「戦線統一」は完了すると公言した。 これらの右翼的再編成運動の「一時的」進行を過大評価した宝樹(元)全選委員長は、一九七

業労働組合を基本原則としたうえでの「たたかわざる」産業別連合体――産業別労資協議制にむ けてのゆさぶりであったといえる。 を決定したことをみれば、その本質は明らかであるといわなければならない。一言でいえば、 **禮極的に容認し、同時に、七〇年安保闘争に先立って、鉄鋼労連が反安保実行委員会への不参加** った。鉄鋼連絡会議のテーゼが、マル生攻撃の中心課題である「生産性向上協力と成果配分」を 右翼的戦線統一運動がめざしたものは、反独占、反合理化闘争の放棄による労資協調の道であ

そのような右傾化に逆流する階級的潮流もまた、水面下で治々と運動を展開しつつあった。 もに、日経連が「生産性基単原理」の春闘(絶滅)方針を提起した理由もそとにあった。だが、 独占資本もまた、その運動の進行に期待し、かつ過大評価をした。一九七〇年の安保改訂とと

大産業別統一闘争の前進

交運・公労協統

げた階級的労働組合の伝統を絶滅することは不可能である。 働運動を右傾化させた資本の攻撃のねらいはそこにあった。だがこんにちまで、総評がきずきあ 組合への道を歪曲化し、産業別労資協調体制をきずきあげることにある。六〇年闘争後、民間労 産業別労資協議制のねらいは、産業別統一ストライキ闘争を抑制することにある。産業別労働

せるものであったといってもよい。 り具体化させ、充実させるという意義をもっていた。産業別統一闘争のなかに大衆路線を根づか **巡共闘などの産業別統一闘争であった。この産別共闘は、全国組織レベルにおける戦術調整をよ** もそのワクをとえた中立系、無所属系労組を含めた産別共闘であった。金属共闘、化学共闘、 右傾化がしのびよる一九六五年以降、総評が展開した組織方針は、総評路線を基軸としながら

JC型・スト抜き一発回答方式にたいする不満をつよめ、たたかう労働者の戦闘性を高め、階級 は、より戦闘的となり、産業別統一ストライキ闘争を中心とした反撃への構えをつよめていく。 要求とたたかいを大衆次元におろせばおろすほど、窮乏化が進行するこんにちの悄勢のもとで

意識を育成する。

117

さきの産別共闘は交渉権、スト権、妥結権の三権を産業別連合本部に委譲していく傾向をしだい 連合の呼称をもっていたとしても、最大の権限を企業別労働組合にゆだねているのにたいして、 につよめてきた。企業別団交→対角線交渉→産業別統一交渉→産業別ストライキ闘争→産業別統 たそれに応じて戦術的にも統一闘争・同時妥結の方式が一般化されていく。JC型組合が産業別 一妥結へと発展してきた道は、そこにいくたの弱さを含んでいるとしても、企業別組合を宿命と 産別共闘運動が前進するにつれて、賃金要求はしだいに統一賃金要求方式にむけて発展し、

して考える学者のおもわくをこえた成長であった。

立したのはその第一歩であった。それを契機として、七〇年代にはいるや、交運・公労協統一闘 間産業労組と公労協とが結合した「大産業別」統一闘争の発展を予測することは不可能であった にちがいない。だがねばりづよい産別共闘の積みあげのなかから、絵評運動はついに大産業別統 一闘争を構築するにいたった。一九六八年春闘で、全日通、全自運、全トラック、全国運輸、 企業別労働組合を基幹組織であると考える立場からすれば、賃金決定機構がまったく異なる民 |国労、助労、私鉄、全自交など、交通産業労働者の大産業別統一ストライキ闘争体制を確

織破壊攻撃に狂奔してきた。郵政マル生につづく国鉄マル生攻撃は、そのもっとも蹊骨な、そし 大産業別統一闘争を支える「基底の統一」を打ち破るために、不当労働行為と人事差別による組 針で明確にされているように、「基底における統一と先端における統一」とをおそれる彼らは、 もちろん、政府・独占資本の側も手をこまねいていたわけではない。フランス労働総同盟の方

争が常識となるまでに前進したのである。

野党と労働四団体、そして民主主義的市民組織の二三六団体を結集した「インフレ共闘」を構築 集中的に表現していた二五%に遠するインフレ・髙物価に反対する国民的憤激がまきおとり、 をもつことになる。事実、このような組織的前進過程のなかで、当時の政治的・経済的諸矛盾を 生産点でたたかう労働者を勇気づけたことはいうまでもない。 の権限である職場査察権をテコにしたこれらの調査団による反動管理者への集団的抗議が、 構成されたとの調査団は、明らかに政治的統一戦線組織の萌芽であると規定してよい。国会議員 に遠する『マル生・マンモス調査団』である。社会党、非産党、公明党、学者、弁護士によって 七四年には総評はじまって以来の三三%という髙率賃上げをかちとることに成功したのである。 で、七二年から七四年にかけて、賃金は前年度に一〇%を上裔みする「大幅賃上げ」を獲得し、 の統一ストライキを結合させるにいたったのである。この大産業別統一闘争の戦闘的高揚のなか 働運動史上にかつてない交通産業労働者の大産業別交運ゼネストを成功させるとともに、 織し、その実践的なたたかいを通じて交運共闘に呼びかけ、一九七二~七三年にかけて、 することになる。これはまさに安保改訂阻止共闘を質的にも、量的にも上回る政治的統一戦線逃 た隊列を形成するとき、 との攻撃を前にして、国鉄労働組合は「職場の労働組合づくり」をテコにして猛烈な反撃を組 しかも、 このようにして職場闘争と大産業別統一闘争、そして政治的統一戦線運動が、整然として一貫 。 この闘争過程で見のがしてならないことは、国労が中心となって組織した一〇〇〇名 その力はまさに政治・経済の根本的改革を迫る政治的 ・社会的影響力 公労協 日本労

て典型的な攻撃であった。

い使命をにない続けて行くであろう」という言葉を褒づけるものであるといえる。

強くする亦業は、

動の歴史的高揚であったといえる。さきに紹介した『組織網領草案』が述べた、「産業別組織を

職場に実力的地歩を築くことと共に社会主義への移行過程を展望しつつ限りな

10 国民春闘路線へ

費の父兄負担の増加、産業公害と自然環境の破壊などなど、社会的贫困化の諸矛盾を拡大せずに の改悪、動労者にたいする酷税と消費税などによる税負担の増大、義務教育制度の形骸化と教育 的退廃をもたらすとともに、政治的レベルにおける政策による髙物価・インフレ、社会保障制度 織動労諸階層とのあいだに分断のクサビをうちとみ、「分断と抱えこみ」を画策する。 的危機の進行をくいとめるために、政治的先進部分と労働組合、そして組織された労働者と未組 階級にたいする搾取をつよめ、すべての勤労諸階層にたいする収錼を強化する。また、その政治 第一章で述べたとおり、国家独占資本主義体制の強化とそれにともなう矛盾の深化は、労働者 資本主義の窮乏化法則は、低質金、権利剝奪、労働災害の激増と職業病の多発化、そして精神

190,09%

はいない。

このような情勢のなかで、労働者階級が生命と権利を守り、生活と暮しを向上させるためには、

120

義闘争としても大きい意義をもつものである。 織勤労諸階層とのあいだを分断しながら、ファシズムへの土壌をきずくことを未然に防ぐ民主主 会的・政治的諸課題にむけて発展させていかなければならない。それはまた、組織労働省と未組

職場生産点に基礎をおいた反合理化闘争をますます強化するとともに、さらにその闘争領域を社

反 反独占・反自民の政治的統一戦線運動の萌芽であり、階級的内容でいえば、もっとも大きく社会 意義と役割をもった「反独占・反自民」の統一戦線運動の萌芽であった。そのような背景のなか |合理化春闘| の性格と本質をもつたたかいである。労働組合を「純経済」闘争に限定しようと 一、経済的諸矛盾をシワよせられる未組織勤労諸階層の生活と権利防衛闘争であるといえる。 そして労働組合運動に即していうならば、それは政治闘争と経済闘争とを結合した「反独占・ 一九七四年春闘をまえにした二月に結成された「インフレ共闘」は、まさにいま述べたような 七四洛剛は「国民春闘」として展開されていった。国民春聞はその政治的内容からすれば、

生活諸条件の改善と結びつかないこの「権利闘争」を、九日間にわたってたたかいぬいた階級的 であるストライキ権の回復をめざして、公労協はスト権奪還ストをたたかいぬいた。直接的 意義は大き この国民春闘的なひろがりのなかで、一九七五年秋、労働者階級にとっての固有の基本的権利

する協調主義的組合運動にたいする、階級的労働組合構築の基本路線でもある。

てたたかった国鉄労働者は、労働者の基本的権利の重要さにめざめると同時に、反独占・反自

かつ困難なスト権ストをたたかいぬく過程を通じて、とくにその先頭

同時に、

この長期、

民の政治的統一戦線を構築していくことが、これからの労働組合運動を発展させるうえで絶対的 に必要であることを自覚したのである。

そしてまさに、この政治的統一戦線運動と結合した産業別統一ストライキ闘争が結合されるな

職場闘争の強化と職場の労働組合づくりによる、「下から」の団結活動をぬきにしてはありえな に、スト権の回復は、統一戦線に支えられた「上から」の道とともに、職場生産点を基軸にした らば、その力は社会の根本的変革をかちとることができることをも認識したといってよい。同時 たいする組織分断攻撃である。しかし戦後日本労働運助のたたかいと組織的発展のあとをふりか いことも明確となった。 七五帝闘以降における政府・独占のまきかえしは、この新たな段階にまで到達した労働運動に

えるならば、その攻撃をはねかえす運動は歴史法則の重みをもって構築されることを確信する。

職場闘争の歴史と発展

# 従業員一括加盟の企業別組合

所)一紐合・一座業一産業別組合」をたてまえとして組織されるものである。それゆえ、 **化しているのである。** の産業別組合(とくにその連合体)のように企業別従業員組合の産業別勢揃いとは組織性格を異 みずからの意志で企業のワクをとえた産業別労働組合に個人加盟し、そのうえで「一工場 現代における労働組合の基本組織として公認されている産業別労働組合は労働者一人ひとりが わが国

を構成する」という規約になっている。たとえ同一産業に従事する労働者であっても、企業が巡 ずからの意思によって組合員となることができる。もちろん本工と下請とのあいだに組合員とし いる。組合加入への門戸は、同一産業に働くすべての労働者に広くあけられている。労働者はみ の規約を承認し、その権利・義務を果すものは組合員となることができる」という構成となって ての差別はない。 ところが日本の企業別労働組合のばあいは、「〇〇株式会社の従業員をもって、〇〇労働組合 「個人加盟」を原則とする 産業別労働組合の規約は「〇〇産業に従事するもので、 当労働組合

味することもまったく同様であるといえる。それにユニオン・ショップ条項がくわわるとどうな 企業の職員でなければ組合員または組合役員になれないことを規定した「公労法四条三項」の意 えば組合員としての資格を与えないという閉鎖的な樹造になっているところに特徴がある。

**務管理テキスト」ですらが、こんにちはっきりと「労務管理の究極的な目的は、労働者を従業員** 約すら一度もみたととがない従業員が「天引き組合員」として編入されていく。資本家側の「労 組合員の対象となる職制上の地位につくまでは、やはり組合員ということになる。 員として登録される。そればかりか、重役候補を自認するエリート大学卒の社員であっても、非 にすることである」と述べているにもかかわらず、その違いをまったく意識しない従業員が組合 に登録されるととになる。おまけに組合費のチェック・オフがおとなわれているばあいには、 いうまでもなく、組合の必要性や労働者窓識をもちあわせていない従業員が、自動的に組合員

戦後における労働組合結成時の特殊性に規定されたものであるといえる。 的には分裂要因をかかえている組合であるというきびしい組織認識をもつととが必要である。 ちで組織したものであった。その意味では、企業別労働組合は文字どおり「戦後」の産物であり、 から」、工場内の一人ひとりの労働者に呼びかけ、 オルグをして、 地域的ないしは産業別のかた その意味で、「従業員一括加入」システムの企業別労働組合は、たとえ分裂がなくても、実質 日本でも戦前の労働組合はこのような企業別組織ではなかった。自覚的な労働者が「工場の外

ではどのような特殊性であったのか。その第一は、占領政策によって「上から」指令され、政

をたてたり、他の現場職制につくらせた事例は枚挙にいとまがないくらいであった。 課長、係長がみずから紐合長となって組合を結成したり、影の組織者となって戦時中の強報役員 はできるだけ組合をつくらせないように誘導した。労務担当重役のお声がかりで、総務や労務の れに狡かつに対応し、官公庁関係と民間大企業には企業別単位に結成を援助促進し、下請企業に も早く多く組織され、成果を本国と世界に向けて誇示しようと急いだ。日本の政府と資本家はこ 府・資本家がこれに協力するなかで組織されたという結果である。占領軍の出先当局は一組合で

そとにあった。 組合員とすることに決定したのも、同じような理由からであった。「上から」組織された弱さが 指導部を構成したといってよい。国労の第一回結成大会でも、採決の結果、駅長などの現場長を 一般的にいって、仕事のうえで従業員を統率する力と役職をもっている係長クラスが、 組合の

熱心であったが、組合の中味をどうつくり指導するかについて、議論はしても力量が不足していた。 常に少なく、しかも分裂していた。二つの労働組合は鋭く対立し、政治活動と勢力範囲拡大には 第三に、敗戦直後の破局的な経済条件のもとで、職場の労働者たちは一日も早く生産を再開 第二に、戦前以来の経験により、 企業の外から組合を組織する本来のオルガナイザ

すぐに役に立った。 な要求に対応して、 企業ととに職制系統に対応して組合づくりをすすめるととが早道でもあり、

て賃金をとり、インフレを追っかけて賃上げするほかに生きるすべがなかった。組合もこの切実

労務加配米の配給などは戦時経済を受けついだ戦後

第四に、生産の再開・拡大や物資の割当、

物価統制や原材料割当、特殊金融のしくみにからめておこなえば楽にとれた。産業別統一闘争も 種別・企業別に結集したほうが経営者にとっても労働者にとっても有効であった。貸金引上げも 統側経済のしくみのなかでおとなわれたので、企業別にできた組合を、そのしくみにあわせて業

とのしくみにそって早期に組織され、多大の成果をあげることができた。

**薬委員会」の再現も封殺するなど、さらには生産管理闘争など、利点を生かすほうが強くあらわ** 理者の戦中戦後の資任や不正を鋭く追及し、あるいは国労結成時のように、当局側の戦後版「現 いったのであった。 れ、その結果自然発生的な組合づくりの大潮流は、全国的にあげて企業別結成となって結実して なんら弱点にならず、戦闘力を発揮するうえに障害はなにひとつなかった。あるいは経営者や管 第五に、とのようにしてできた企業別組合は、敗戦直後の政治的・社会経済的情勢のなかでは

年月はかからなかった。一九四九年のドッジ・ラインによる安定恐慌と、アメリカに誘導された るもっとも悪い弱点である組合の企業癒着にもとづく従属性を、全面的に露呈させた。 日本独占資本再建方式の進行は、これと並行したレッド・パージとともに、企業別組合に内包す 上からつくられた企業別全従業員一括加入の組合が、弱点をより多くバクロするのにそう長い とうして、嵐のように進展した戦後労働運動は、急転直下、四九~五〇年の全而後退期に入っ

しになっており、二つの弱さの相乗効果さえともなっていた。 全面敗北の原因には、企業別の弱さばかりでなく、『上からつくられた』組合の弱さが二重写

用権などがそれである。同盟会議や中立系の組合では、いまなお役員専従手当が会社の経費でま 最初は「便宜供与」として与えられたものが多い。会社構内における組合事務所や電話の自由使 かなわれているところもある。 するととはできない。のちに「ポツダム組合」として自己批判されたのはこの点であった。 ているとすれば、「情勢」の変化のなかで「上から」とりあげられるとき、大きい抵抗力を発揮 たかいの積みあげのなかで、一つひとつかちとっていった権利ではなかったというととである。 した諸権利についても、「上から」与えられたものであったということである。「下から」のた 上からつくられた企業別組合の弱さとは、組合の組織化も、あるいは「労働三権」をはじめと 自分たちの力によってかちとったものではなく、権利が「上から」与えられたものにとどまっ それらの問題と関連して、こんにちわれわれが「既得権」と称している多くの諸権利もまた、

企業別労働組合の弱点

題が「対決」としてたたかわれるときには、たたかいをつうじて労働者の階級的自覚は高められ 改題攻撃がおこなわれていると同様に、すでに協約化している諸権利や組合活動の自由を制限し る。従業員として「一括加入」した組合員のなかに、労働者としての「個人加入」 窓識が芽ばえる。 識として確定させる努力を通じて断固守りぬいていかなければならない。 ようとする攻撃がおとなわれている現在、われわれはそれらの「既得権」を一人ひとりの権利意 だが、ちょうど憲法を「押しつけられた憲法」であるとして、「自主憲法」の側定の名による とうした問題は組合の姿勢如何によって協調にもなれば、対決にもなる。そして、それらの課

ッパにおける労働組合組織原則が「個人加入」だからといって、日本の労働組合を一度 130

新しく個人加入原則にのっとって結成しなおすという考えは正しくない。労働者階級

わば労せずして多数を一応掌握しえた組合であって、労せずして得たものをいかに自発的な組合 力の出発点は、数であり、多数の団結である。上からつくられた全従業員の一括加入組合は、

解体し、

--

参加=加入途識にきたえなおすかが企業別組合強化の焦点である。

切るわけにはやはりいかないものがある。 識は必要である。しかし『上からつくられた』弱さの不断の克服だけでその欠陥が補えると割り とはいえ、企業別従業員組合が最良の組織形態ではなく、『欠陥』組合であるという不断の認

ず、不断に統一闘争阻害襲因になっていることを見のがしてはならない。 系をもつ場合は比較的に障害は少ないが、企業間、業種間競争の激しい民間産業ではそうは**いか** 同じ企業別組合といっても、国鉄のように、全国横断的な国営単一企業で、ほぼ単一の賃金体

のワクをとりこわした産業別でとの(あるいは職業別ごとの)地域的、横断的組織の形態をとっ のそれと比較することはできない)。すなわちョーロッパ各国で労働組合というばあいは、 オン」というのがあるが、それは文字どおり御用組合をさしているもので特殊な例であり、 このような組織形態をとっている組合は他の国にはない(アメリカなどに「カンパニー・ユニ

組合当たり組合員数の決定的ともいうべき差である。たとえば大産業別組織形態をとっている西 題はなにがどう違い、労働者にとって有利か不利かということであるが、第一の相違点は一

ているということである。

八〇名ということになる。 イツでは、 一組合当たり組合員数の平均が三六万名であるのに、わが国ではわずか一五〇~一

やはり労働条件の改善運動の強弱として反映するのを無視することはできない。 るととはもちろんまちがいであるにしても、大衆運動であるだけに、組織人員の圧倒的な違いは、 ないようにみえるが、民間ではかなり決定的な課題ともいえる。組合運動の力量を量だけではか さきに述べたように、同じ企業別といっても国労や全遇のばあいには、それほど大きい問題で

たがって全産業労働者の統一と団結を固めるのに有利となる。 金格差はないということである。つまり企業規模の格差は賃金格差に反映しないということ、 うばあい、賃金やその他の基本的労働条件については産業別に決定するわけだから、 大会社に働いている労働者と一〇人程度の中小企業に働いている労働者であっても、 第二の、もっと重要な問題は、すでに述べたとおり、労働組合の組織単位が産業別であるとい 基本的な賃 一万人の巨

業意識を髙め、生産性向上運動にひきよせられていくスキを生みだしていく。つまり古いかたち ために、まず会社を大きくしなければならない^ という気持にとらわれてしまう。とのことが企 ところが、労働組合運動が企業どとに独立しておこなわれるときには、企業規模の大小によっ **∞企業忠誠〟ではなく、** 事実上、賃金引上げ額に差がでてしまう。いきおい労働者は /自分たちの賃金をひきあげる **〃自分の生活を豊かにする。 ための 〃企業防衛。 意識を生みだす。** 

すぐれて現代的意味での企業別組合の体質的弱さがことにある。

#### 班 克服の方向

化である。そして、後者の積みかさねのなかで、産業別組織の機能強化につながる部分的成果を 蓄積していくことである。それには共同行動態勢による闘争力の面と産業別交渉機能の両面があ とおり、 ることは、さきに春闘方式について述べたとおりである。 企業別組合の弱さを克服する道には別段の妙手があるわけではなく、これまでの経験が教える 一つは職場の組合運動、とりわけ職場闘争であり、いま一つは産業別統一闘争の反復強

だが、企業別から産業別への道はけっして平坦ではない。資本はつねに組合を企業別に分断

閉鎖しようとする本能をもち、行動するからである。

けっして克服できない宿命的なものではない。 ある。貪欲な資本が、この蓄積の宝をむざむざ手放すはずはない。だが同時に、これらの欠陥は えた要因のひとつとして、わが国労働組合が企業別であったことはたしかに事実であったからで に強い要因があるからである。日経連がかつて誇示したように、GNP世界第二位にのし上がり それだけではない。日本資本主義には一度できた企業別組合を定着固定化させようとする特別

式化しようとするあまり、資本主義の基本的矛盾と階級闘争の発展の必然性を忘れている。 組合の形成、定着は、特殊日本型資本主義に規定された「出稼ぎ型質労働」の必然的産物である 合主義的傾向をうまく説明しているかのようにみえる。だがその理論は、現象を特殊性として図 として、宿命論的に位置づけられたことがある。それは、いかにもくりかえし発生する企業別組 かつてわが国の労働市場が慢性的な買手市場であったとき、社会政策学会の一部から、 企業別 企業別脱皮をめざす職場闘争の出発

拠をもとめて日本資本主義と労資関係を分析するその態度は、整理学以上のなにものでもない。 る原因だけをとりだして分析する。企業別労働組合を不変の宿命として絶対視し、その論理的根 産業別労働組合組織原則を、ただ観念のなかでの「理想型」として設定し、「型」からはみで

然はあっても、 者階級がしだいに「企業別」脱皮をかちとりつつあることは明らかである。階級解放の歴史的必 る経過はすでにみてきたので、ここでは職場闘争の歴史的発展のあとをたどっていくことにする。 り、そしていま一つが職場闘争である。このたたかいを統一的に発展させるなかで、日本の労働 しながら、組織原則の確立にむけて法則的に発展するだけのことである。その一つが「春陶」であ むけて発展する。かりに特殊な支配様式があるとすれば、それに相応した特殊な闘争方式を発見 世界資本主義の基本矛盾が共通するかぎり、労働者階級の運動や組織もまた、必然的な原則に 労働組合の「型」などといった小さな宿命はない。すでに産業別統一闘争をめぐ

わが国の労働組合が、企業別労働組合という組織的特質をもっていることはすでにみた。だが、 後直後の職場闘争

との体質は、

一部の学者がいうように、けっして克服することのできない宿命的な形態ではない。

133

宿命論的に位置づけることは、 わが国における社会主義革命の放棄宣言にほかならない。

場闘争であり、 である。それはまた、 家陣営は、 産業別統一闘争の一時的高揚のあとでは、労働者の組織的結集がうすらぐことを知っている資本 かけはどこにあるかということである。それはいうまでもなく、職場生産点における日常的な職 みかさねにある。問題は、それらのたたかいを支える職場労働者の階級的意識を成長させるきっ **産業別統一闘争の成果を、職場生産点においてとりかえすことに全力を集中するから** たたかいの基本方向は、 職場の労働組合づくりである。なぜなら、わが国の労働組合に、いまなお春聞 きたるべき産業別統一闘争にむけての立ちあがりを、事前に抑制しようと **産業別統一要求、統一行動、そして産業別ストライキの積** 

よい。 的な組織を、本来の『個人加入』にもとづく団結体へと発展させるための運動であるといっても をきずきあげることである。それは、言葉をかえていえば、「従業員一括加入」組合という形式 組合を建設することでなければならない。資本の日常的な搾取強化と合理化に対決する抵抗組織 戦後日本の労働組合運動のなかで、職場闘争という言葉が使われたのは一九四八年ころである。 それが資本の本質であるとすれば、労働者階級にとってなによりも必要なことは、職場に労働 職場闘争の階級的・組織的意義はそこにある。

する資本の運動でもある。

局所的な闘争をさす言葉であった。たとえば、食糧不足のなかで自然発生的にまきおこった食糧 ゼネストにその典型がみられたような、全体的な統一ストライキ闘争に対比した、職場における かならずしも目的意識的な組織論的視点に立って展開されたものではなかった。二・一 する機械的な反発が、その思想的背景にあったといえる。

事実的経過に即していえば、レッドパージ直後の労働者の意識にあったものは、

″組合は必要

れらのたたかいが「山猫スト」論議をひきおこしたように、中央本部の統一的指令にもとづかな 買出しのための 12 たいする、 職場労働者の自然発生的なたたかいの総称として、職場闘争という言葉が使用されていたと 「集団欠勤戦術」が職場闘争の名で呼ばれた。あるいは、 「人民裁判的」な職場のつるしあげ闘争を職場闘争と称した。のちになって、こ 管理 能力を喪失した職

関争は性急な末端権力獲得闘争であると位置づけられ、組合運動に深く根をおろさないまま、 地域人民闘争に結合された「生産管理」戦術として位置づけられていた。したがって、その職場 ッドパージとともに後退することになった。 ある程度論理的に提起されたのは盛別会議の職場闘争方針であったが、 それは革命戦略である

場岡争という言葉はむしろクブー視されていた。というよりは、むしろ職場闘争は職場秩序に混 乱をもたらす活動であると規定することによって職場闘争を否定し、「合法主義」の名のもとに 「自主的職場規律」を強調し、 中央集約闘争を運動の中心にすえた。 場闘争が産別会議の組織戦術として強調されたこともあって、総評結成当初におい 人民裁判的職場闘争にたい ·

戦後の解放過程を経験した労働者にとって労働組合は必要なものであった。 | 嵇極的に活動するのはこわい | ということであった。戦前の無権利状態のときにくらべて、

た仲間の活動家園が、

レッドパージで職場を追放された事実を知っているだけに、 しかし同じ職場に みずから組合

活動家として活躍することにはおびえがあった。

撃はけっしてゆるむものではない。いや、むしろ逆であった。朝鮮戦争をきっかけとする日本資 本主義の復活過程で、独占資本主義体制を確立するために労働組合を弱体化させる攻撃をおこな はじまったのが事実であった。しかし、たとえ組合運動がまだ弱体であったとしても、資本の攻 ってきた。その攻撃と対決するためには、労働組合はいやおうなく、幹部請負闘争を脱皮しなけ そのような組合員の意識状況を反映して、総評結成直後の各組合は幹部請負主義的な運営から

## 幹部闘争から大衆闘争へ

ii

ればならなかったのである。

場戦術のもとで四八日にわたる長期ストライキをたたかった。この産業別統一ストライキ闘争の 六三日を数える長期ストライキ闘争をたたかいぬいた。電産もまた、大口工場送電ストップの職 せるほどの大きい影響力をあたえた。炭労は保安要員総引捌げの鋭い職場職術体制をとりながら、 劣、電産の長期ストライキ闘争であった。この両闘争は総評を「ニワトリからアヒル」へ発展さ 幹部背負闘争脱皮の大きいきっかけとなったのは、一九五二年秋季闘争の二大支柱となった戾 そのころ、

職場闘争の歴史と発展 戦闘力が発揮されるものでないことを、六三日にわたるストライキが教訓としてのこした。 実体、それを克服しないかぎり、労働組合の真の戦闘性は発揮できないことを反省したのである。 **炭労は、産業別統一ストライキ闘争を無惑義であるとか、無力であると考えなかった。むしろ逆** 運動が幹部計負型の組合運営に重点をおいていたのにたいし、炭劣は他の組合に先がけて職場委 の原則が職場闘争であることが確認された。翌一九五三年に三鉱連がたたかった「英雄なき一一 ۲ 闘争を強調しながらも、 なかった最大の原因は、職場闘争の弱さにあったと判断した。職場委員会制度を基礎にした職場 に、長期にわたるストライキ闘争をたたかったにもかかわらず、その成果がかならずしも十分で 員会を組織し、職場末端での組合運動に基礎をおいてストライキを盛りあげたことにあった。 によって指名解雇を撤回させたことが、総評運動全体に職場闘争の階級的意義を確認させるこ 六三日の長期ストライキをたたかいながらも、その成果はけっして大きくはなかった。 たとえ、どれほど戦術的に鋭いたたかいが展開されたとしても、職場労働者一人ひとりのなか |の反省のなかからうまれたスローガンが、「幹部闘争から大衆闘争へ」であった。大衆闘争 大衆的な要求と怒り、そして不屈の閩魂に支えられた組織力が横溢していないかぎり、真の ストライキ闘争を支えたのは、その反省のうえにたった職場闘争であった。そのたたか 実際には、〝職制のまえで、もみ手をしながら要求をお願いしている〞

「合法の

ワクを拡げる」闘争方針のもとに、職場闘争を推進する方向にむけて前進しはじめていた。たと

すでに主流の位置を占めていた総評左派は、「合法主義」路線を克服し、

えば、国労についてこれをみれば、一九五三年六月の第一二回鬼怒川全国大会において、職場組

織の確立を組合運動の基礎にすえる立場にたって、四つの柱からなる職場闘争の方針をうちだし 班分会機関(職場組織)の確立、職制の圧迫が、たたかいの前面につねに立ちふさがって

いることを考えるなら、最前線の分会、班の機関の確立はいっそう重要。

(2) $\{3\}$ 各級機関の組合役員は、職場における要求希望を忠実にとりあげて、これを階級闘争にま 職場における世話役活動の徹底を通じて、組合員をしっかりとつかむこと。

大衆的な職場要求を、大衆的な応援、看視の中に職場長にたちむかうところに重点をおく。

で組織すること。「名級機関の組合役員に

闘争を単に闘争の手殴と考えたり、中央の交渉をバックアップするために必要なものという理解 の本質として位置づけようとする思想がここに流れている。 の勝利の基礎である」と位置づけた。職場闘争を単なる手段として考えるのではなく、組合運動 であるから、職場こそ敵権力と味方の力が直接にもっとも激しく対立するところであり、労働者 は正しくない』と前提したうえで、「敵が徹底的な収奪政策を具体的に行っているところが職場 さらに翌一九五四年の第一三回大会では、「職場闘争とは何か」と提起し、そのなかで「職場 職場要求をとりあげ、闘争に組織するための全役員の献身的努力とたゆまない学習運動

その点をさらに明確に位置づけたのが、一九五五年度の炭労行動方針であった。

「支部強化のために何よりも重視しなければならないのは、

日常の職場闘争である。

争は単に物とり主義のたたかいに終るべきでなく、それ自体が組合活動の本質であり、 生 不断にたたかうことによって、一人一人の労働者にとって組合は真に身近な信頼すべき保護者 のである。組合員家族の最もよい団結の場でもある。毎日労働者の生活に直結している福祉厚 職制支配、 労働条件、保安衛生、職場における権利と自由などの日常の要求をとりあげて 任務な

化する。」 なる職場闘争は一人一人を行動に立たせることによって一人一人の力を強め、職場の団結を強 の本質的な任務であり、支部組織強化の最大の力なのであり、 それは単に賃上げの前段闘争とかトレーニングなどと評すべきものでなく、それ自体が組合 また諸闘争の強力なる源泉とも

となる。

(c) (b) (a) とのうえにたって、具体的任務をつぎのように規定した。 職場要求の実現と協約、 協定の防衛

幹部闘争から大衆闘争への組織づくり

職制支配の排撃

139

しなければならない状態をなくす」るたたかいであると訴えている。 た。炭労でも事情は同じであった。同年の三池労組の運動方針は「揉み手をしながら上役と話を い。というようなところでは、決して職場闘争は起らない」と訴えて、組合員の決起をうながし 当初は、かならずしもその性格と本質が明確に規定されているとはいえなかった。当時、運動の 前進をはばむもっとも大きい壁は、戦制の圧力であった。 の方針を提起した。それが突破口となって、一九五五年以降、総評系各単産に被及したとはいえ、 もちろん、職場闘争の目的は、対職制闘争そのものにあるのではない。だが、一つには、産別 総評のなかでも先進的部隊にあたる国労や炭労は、比較的早くから戦場組織の確立と職場闘争 九五四年の国労第三七回中央委員会は、「組合員の不平不満や要求事項をあつめようとして 殆んど組合機関に集ってとない。職制が恐しくて職場では業務以外のことは一切口もきけな

職制の「上窓下達」式抑圧的機能がつよいという側面をもっている以上、職場闘争の出発に際し

前近代的遺制を多分にのこしてきた日本資本主義の特殊性からくる労資関係のなかでは、

会議時代のそれが職制を「末端権力」と規定してきた伝統がなお残存していたことと、いま一つ

その一つは、

……組合活動の一環として組合の当然の活動分野に属し、

成長することを目的としながらも、その一つの大きなきっかけは、やはり職制にたいして毅然た 求をほりおとし、組織し、職場団交をたたかうなかで、一人ひとりの労働者が自覚的な労働者に るためにもそれが必要であった。 る態度をとる幹部や活動家の存在が必要であった。資本と癒着した請負主義的幹部運営を克服す 年九月、国労第三七回中央委員会)が必要であった。職場における世話役活劢を通じて、 ては、どうしても「職制は少しもおそろしくないという職場態勢を作り上げること」(一九五 職場要

規定していることのなかにも、若干そうした混乱がみられる。 末端組織を攻撃し、中立化し、ついには味方に引き入れることが職場闘争の最高の姿である」と なかに「末端権力」打倒論的な色彩が反映する。一九五五年の国労大会決定方針が、 だが同時に、いま述べたような当面する現実課題があればあるほど、いきおい職場闘争指針 「敵権力の

的な部分になるというその本質を理解していたからだといえる。その点をほかしながら、同パン 必ずしも統一的に把握されたもの」ではなかった。にもかかわらず、日経連が職場闘争を敵対視 は革命の予行演習」であると規定して、その対策に狂奔しはじめた原因もそこにあった。そのパ フは職場闘争にも二つの側面があると分析していう。 した背景には、 ンフレットでも述べているとおり、まだ当時の段階では、「従来の職場闘争はその理念におい 一九五五年一〇月、日経連が『職場闘争とその対策』なるパンフレットを発行し、 いうまでもなく、この闘争が日本労働組合の階級的強化にとっての、 まさに基底

組合の強化の一つと

る手段としてとられるものである。とのこと自身は専ら組合内部の問題であってわれわれが敢 して最低単位の職場を強化し、それを順次上へ集積し全体としての組合運動を活発化、

えて問題とすべきものではなく、組合運動の一つの系統的な活動としてみてよい。 しかし今一つの職場闘争の性格には極めて問題がある。それは職場闘争の指標を職制に向け

とのように規定したうえで、後者は「一種の職場の実力管理」であり、 職制マヒを職場闘争の最大の目的におく考えである。」

「組合活動を逸脱した

的闘争心の昂揚のための目的であっても、それ自身は正に企業の秩序の破壊を狙うものであって、 革命戦術」であるとしてのべる。 とろである。」 社会主義社会の生産組織においてもかかることが許されるであろうかは常識的にも考えられると ここに論理上われわれとしては許せざるものをもつものである。 人間性の平等を前提の上に立つ 「企業の秩序維持のために存する 統率組織そのものの破壊であり、 階級的僧悪への煽動と階級

常な組合活勁」としての職場闘争を許容するかのように述べているが、実際には、「企業の秩序 の破壊」をたてにとった職場闘争そのものの弾圧であることは、こんにち誰の目にも明らかであ そ、まさにむきだしの「階級的僧悪への煽動」というほかない。しかも、もっともらしく、「正

こともあろうに、日経連が社会主義的正義の名において、 跛場闘争を抑圧しようという態度に

### 組織綱領草案』 と組織原則

## 生産性向上運動との対決

経連が、

統一闘争=産業別組織化への道を追求する問題を提起したのである。 か」という、階級的警戒心と反省のうえにたって、職場闘争の定蓄化とそれに支えられた産業別 しつつも、なお「いま資本が本気になって攻撃をかけてきたら、生き残れる組織がどれだけある 同『草案』は、職場闘争が「広く消化され野火の如くひろがりをみせはじめた」ことを高く評価 た。その実践的成果を総括したものが、一九五八年の『総評組織網領草案』にほかならなかった。 すでに絵評運動は、過去一〇カ年のたたかいの積みあげのなかで、それを一歩のりとえてい 労働者階級にたいする「階級的僧態」をあおりながら職場闘争の圧殺を企図したと

わっている。 的生産性向上運動への対決という課題を迫られていることもあった。しかも、日本労働運動の の本格的な搾取強化の攻撃に真向から対決しなければならなかった。そのため、総評は一九五七 - 全労はその攻撃に屈服し、労資協調への道を求めて生産性向上協力委員会のメンバーにくわ .うまでもなく、その一つの背景には、一九五五年の生産性本部の設立にともなう、 わが国における階級的労働組合運動の担い手として成長しつつあった総評は、

資本主義

年度の大会において、「たたかいの基調」を「生産性向上運動との対決」におき、つぎの方針を

上運動に対して全面的な反撃をくわえることに、第一の重点をおかなければならない。……こ 主義のもとでは搾取強化しかもたらさないし、労働者の生活を改善しうるのは労働組合に団結 のたたかいの土台は、搾取強化のあらゆる攻撃とたたかう職場闘争にある。」 した労働者自身の闘争以外にないという階級的な思想をほんとうに大衆のものとし、生産性向 「(生産性向上運動の)階級協調運動としての本質を徹底的に暴露し、生産性向上運動は資本

らゆる攻撃とたたかうための土台として位置づけられてきた。との立場にたって、さらに系統的 に論理づける作業として『草案』が提起されてきたわけである。 こうして、いまや職場闘争は、迫りつつある資本主義の体制的合理化に対決し、搾収強化のあ

### 1 組織原則と職場闘争

は、統一闘争を阻害するものとして否定的にとらえられる傾向すらあった。だが幹部闘争の限界 が明白になるにつれて、職場闘争はふたたび大衆闘争の基礎として、労働組合運動の基調の座を あるいは革命戦略に短絡されるととによって政治主義的な偏向におちいった。その後、 しかし、まだ単産本部レベルでは単なる「闘争手段」でしかなかった。言葉をかえていえば、 すでにみてきたとおり、駿場闘争の第一期においては、職制のつるしあげが自己目的化され、 一時的に

とぶっつかるととから、対職制闘争が目的であるかのように運営された時期もあった。 という点のみに力点がおかれて、職場要求の「モノ取り」運動として推進され、その過程で職制 統一闘争の前段闘争としても位置づけられた。五六年の炭労大会が「職場闘争は統一闘争に従属 する」と決定 したのはその端的な表現と言っていい。あるいはまた、 職場独自のたたかいである の弱

中央交渉をバックアップするための戦術的手段として利用されたということである。

また一時は、

揚が強調されていることを考慮し、その骨子にあたる部分を再録しておく。 ではないかという反省であった。このようにして職場闘争は、労働組合運動の原則の原点であり、 ではないということの確認であった。激しいつきあげによって「モノ」がとれたから強くなった はそのことを明確にした。それは、とんにちでも通用するばかりか、あらためて職場闘争の再高 ということではなく、組織的闘争力がどこまで高まったかという点で評価しなければならない の自覚であった。企業別労働組合の欠陥は、自覚した労働者の個人意思によって結集された組織 一人ひとりの自覚的労働者づくりそのものであることが、ようやく確認されたのである。『草案』 だが、たたかいのなかで労働者がつかみとった結論は、上からつくられた日本労働運動

働者の企業別分断と企業または当局職制による個人別掌握、非民主的管理を根幹としている関 らである。さらに理論的に省察するならば、 じとられるし、労働者の力量は潜在(的)にせよ顕在的にせよ、ここで貯えられ発揮されるか 日本資本主義の一般的、特殊的な搾取形態は、この生産点ではじめて具体的に労働者の体に感 「一般的に言うならば、 労資の対立は職場という 生産点で明らかにあらわれるもの 日本資本主義の搾取機構は、後に見るように、 で あり、

係上、職場の末端に下りれば下りるほど、日本の労資関係は具体的なばかりでなくその深部に

変化は、部分的局所的であれ、寒質的に労働条件と労働環境を意外なほど改善し、労働者一人 ふれることになり、したがって、末端生産点でのたたかいの果実、わけても職場での力関係の のがし難い。」 一人を職制の掌握から組合側へ移行させうる可能性を客観的にも大きく内包していることも見

業別労働組合にむけて前進させるための、基本的な組織方針として位置づけられたということで つまり、職場闘争は特殊日本型資本主義と、その労資関係の産物である企業別組合運動を、産

『(職場闘争)が総評を舞台に、傘下単産単組や友誼組合に『指導』として収り上げられ運動 『草案』はつづけていう。

伽紐合』の欠かんを是正する道の中で著しく効果的であったためであろう。もちろん、 動の思想が広く組合活動家に影響したととも否定できない。だが、外からの条件は内面的な原 組織のもつ内部矛盾の発展過程がこの新しい実践をおし進めてきた主要な原因である。」 因を通して作用するものであり、当時企業別労働組合の産業別勞揃いにすぎなかった各産業別 命の過程で輝かしい成果をあげた『大衆路線の作風』や世界労連の呼びかけた労働者の統一行 として没とうしたもっとも大きな理由は、いうまでもなく、『上から』つくられた『企業別労

ていくことを警戒しなければならない。つまり、春闘=貸上げと合理化のバーターがおこなわれ 別統一闘争のなかでかちとれた成果であっても、それが職場生産点の攻撃によってとりかえされ さきに述べたような資本主義的生産性向上運動が展開されてくるならば、たとえ産業 いったのである。

任務として、職場闘争を追求してきた三池への圧殺がはじまる。

**この結果、ついに『草案』は、文字どおり、『草案』のままで、** 

そのととを予知するととによって、職場闘争を反合理化闘争の基軸にすえたのである。 る可能性は多分にあるばかりか、七〇年代闘争の一つの課題はまさにそこにある。『草案』は、 組合員大衆が階級的に団結するための行動の基調であるだけでなく、組合活動の基礎の座を占 低下し、賃金引上闘争の成果もわけなく奪い返されてしまうからである。かくして職場闘争は いものとした。職場闘争の支えがなければ現場は息苦しく締めつけられ、労働条件は実質的 さらにまた、 

めることが明らかになってきた。」

級にたいする資本家の「階級的憎悪」をあおりたてた理由もそこにある。独占資本の階級的至上 治勢力へと結集されていく契機となる。日経連がなによりもおそれたのはそこである。労働者階 い。だが、岡争のなかから階級意識が形成され、そこで生みだされた自覚的労働者が社会主義政 おいて、すでにその萌芽をみせていた。職場闘争は、直接的な革命闘争を目的とするものではな 的政治勢力との共同闘争を媒介とした政治闘争の必要性も自覚的にとらえられていく。そのこと て、その闘争を徹底的に推進することのなかから、かならず産業別統一闘争の重視と、 職場闘争は、わが国における階級的労働組合建設の基本的な闘争『組織方針である。したがっ 国労とともに職場闘争を先進的に推進した炭労の『英雄なき一一三日』の「自己批判書」

総評運動の表面から消されて

# 「職場闘争至上主義」論の台頭

井三池労組が群を抜く先頭の座を占めていた。 つ組合や地方組織が続出するようになっていたが、五七年の国労新潟闘争敗退以後は、炭労の三 五〇年代の後半、前述のように、総評系主要単産には活発な職場闘争を通じて先進的地位に立

各単組を各個學破した。賃金闘争においては産業別統一闘争を展開してきた炭労であったが、 する数に違しなかったのは三池労組だけであった。 企業別労組にかけられた「希望退職」という名の首切り合理化に屈服してしまった。会社の希望 よる炭鉱合理化は、スクラップ・アンド・ビルド方式をふりかざして、一九五九年秋、炭労傘下 だが、一九五九~六〇年にかけて集中的に実行された「エネルギー革命」、「石炭不況」の名に

した総会の席上、前田一日経連専務理事は述べた。 三井資本は、総資本の全面的協力をえて、三池労組に集中攻撃をかけてきた。三池攻撃を前に

れに失敗するならば、わが国の資本主義体制に動揺をきたす恐れがある。」 「安保闘争とならんで炭労闘争は重要である。 石炭は八~一〇万人の整理が必要だ。 もしこ

占のねらうところは、三池労組の活動家一二○○名の「指名解凮」であった。日本母強を約った 三池労組は、総評・炭労が設定した拠点方式(カンパ資金と支援オルグの大量投入)をバックに 体制的合理化攻撃が三池労働者を襲った。三井鉱山資本と三井銀行、これを応援する政府 にたたかい、三一三日におよぶ大闘争を展開した。

この闘争は、まったく時期を同じくした安保闘争とからみあい、あるときは安保が三池をつつ またあるときは三池の階級的なたたかいによって、市民主義的運動に傾斜しがちな安保のた

たかいを質的に補強しつつ、歴史的な大闘争をたたかいぬいたのであった。

げしい差別政策にもかかわらず、三池労組は「長期抵抗路線」を確立し、数百名の死者を出した 三川鉱の合理化災害にも屈せず、いまなおたたかいつづけている。 三池岡争以後、現地三池労組はすさまじい分裂攻撃ののち、少数組合の立場にたたされた。は 社会主

だが、現地三池の不屈の闘魂をよそに、中央の労働運動指導部

――総評と単選指導者、

かんしていえば、三池闘争を「拠点主義」、「職場闘争至上主義」、「行き過ぎ」、「破壊的」と数々 義政党中央本部までを含めて、消極的ないし否定的な批判がうず巻いた。そのことを職場闘争に のレッテルをはって否定するものが続出した。 炭労本部が産業別統一体の崩壊を防止して、戦線を建て直すため採択した「政策転換闘争」も、

決しようと考える傾向がみられる」と警告させる状態になった。 みせ、ついに総評本部をして「力のかぎりたたかうことをさけておとなしく政策要求をたてて解 **この風潮のなかで三池否定路線に利用され、運動の実態も職場を棄てた中央陳情に堕する傾向を** 

その総評本部も太田議長の「職場活動はいいが職場闘争は行過ぎ」となり、三池の経験を高く

評価した前掲「組織網領草案」を今日にいたるも決めきれず、全国指導を将闘に一元化する趣旨 策提起」かと二考択一的にたてることによって、資本主義下における労働組合運動の基本原則ま を盛った「組織方針」を採択した。 三池関争のあと、職場関争の地位も、このような批判と回避のなかで低下する風潮が表面化し なかんずく、「政策転換闘争」を理論的に粉飾した構造改革論は、問題を「抵抗路線」か「政

### 「団交重視路線」と「抵抗路線」

でも否定してしまうという誤りをおかした。

握し、労働条件の改悪を未然に防衛するという一側面があることは否定できない。ところが、当 のであるとして否定しようとする風潮は、『抵抗路線』に対立する概念としての政策提起を中心 はずがない。だが、三池闘争を「職場闘争至上主義」であると一面的に規定し、それが破産した と説明された。たしかに、事前協議協約の締結によって、当局が提案する合理化施策を事前に把 であった。とれによって、合理化が労働者階級にあたえる悪影響を「歯止め」するととができる にした「団交重視路線」といった方式を一般化させていった。その産物が事前協議協約締結運動 労資間の矛盾が階級対立に起因する以上、もともと「抵抗」をぬきにした労働運動がありうる

くなかで、逆にマイナスの側面が発生する。

初は反合理化闘争の「一手段」であるとされたものが、運動の推移につれて「目的化」されてい

協約の締結は企業内労資関係においておとなわれるからである。 である。そして第三は、合理化問題を企業内処理事項として把握してしまうということである。 的・組織的専制支配を強化してくるという、七〇年代体制的合理化攻撃の本質を見失わせること に局限するととによって、むしろ当局側が、労働条件などの要求先取りをおこないながら、 発生することである。第二は、反合理化闘争の領域を、労働条件や権利侵害にたいする「歯止め」 その第一は、合理化施策として、提案されるものだけが合理化であるかのように考える傾向

点を放棄すれば、経済的譲歩をおこなってくるのが体創的合理化攻撃の木質やのものだからであ なぜなら、「抵抗」ぬきの労働条件改善は、協調の産物以外にはないからである。階級闘争の視 して、意識的に推進されるときには、かならず労資協調化へのスキをあたえるということである。 る。 鬩争よりも優先させられたり、あるいは反合理化・職場(抵抗)鬩争路線にかわる運動路線と 団体交渉の重視や事前協議協約そのものが誤りだというわけではない。ただ、それが産業別統

強化してくるのが独占資本の本性である。したがって、「抵抗」よりも「団交」をという考え方 るかのような現象を呈する。三池闘争後における転換の一つはととにあった。 かも、この後退過程を、「モノ取り」という点からみれば、ますます現実的であり、具体的であ に立つかぎり、つぎには「団交」よりも「労資協議」を、ということになるのは必至である。 った相対的なものではない。組合側が一歩後退すれば、その歩数をこえて職場の専側的支配を の原則は、こちら側が攻撃の手をゆるめば、相手側の合理化攻撃もゆるくなるなどと

うことで産業別統一闘争は前進していたが、逆に、合理化問題は、企業別労ዃ関係のなかで処理 的労務管理を導入しながらおしすすめられてきた。賃金闘争の面では、なお眷聞規模の拡大とい されることによって、分解していく傾向がつよくなってきた。 六〇年代の後半に入るや、政府・独占の体制的合理化攻撃は、2D運動と目標管理などの近代

営体側」を強調したが、それは「企業別組合のみが労使交渉に当たる体制」だと説明されている。 つまり、産業別統一闘争の排除を「自主」の名で呼んでいるわけである。 いくつかの具体的事例をあげておきたい。全鉱を脱退したある組合は、会社側とともに「自主運 また合化労連を脱退した組合の幹部はいう。 その過程は、同時に、総評からの脱退や反合理化闘争における総評路線からの逸脱を意味した。

充実という立場では対立感はない。従来の階級対立主義は革命理論の立場にもとづいた主張で うまでもない。すなわち企業のなかでの付加価値分配闘争では対立はあり得るが、企業甚盤の 『近代企業のなかではその社会的性格からの 経営者の本来的任務が当然あるものと 考える。 労働組合はその最たる目的である経済要求を充たす基本条件が企業基盤であることはい

鹼展開

求の達成というべきだろう。そのためには企業基盤を充実することが必要となる。いうまでもな を経済闘争にしぼることである。だが、厳密にいえば「経済闘争」ということではなく、経済要 するのだが、それこそまさに国鉄当局のマル庄テキストがいう生産性向上理論の骨子であること く労資をあげての生産性向上運動への遊進である。とこで「付加価値分配闘争」なる用語が登場 しかない。そこにはいきおい経済的目的を逸脱した『力』主義の闘争を組立てざるを得ない。」 あらためて解説する必要はないかもしれない。ここでまず主張しているのは、労働組合の任務 いまではきわめて明白であろう。

るから、そこに労資の対立はないという。しかし一単位当たりの生産性上昇の基本要因が、資本 論と同じ内容をもつものである。つまり生産性を向上させながら生産力をのばすことは、 労資間相互に意見の対立が発生することはありうる。すなわち、一単位当たりの生産性上昇に対 に利润を増大させることにつながるが、同時に賃金引上げの源資をも拡大することになるのであ 配闘争」の余地はのこるというわけである。 して七○%を資本の側によこせという意見と、労働の側にこそ七○%を与えるべきだとする「分 投資にもとづくものであるか、それとも労働者の生産意欲に寄与するものであるかをめぐっては、 との一見もっともらしい理論のゴマカシを暴露するためには、 |付価価値分配闘争」という用語は、 国鉄のマル生テキスト のなかでのべている「成果配分」 剰余価値学説のうえにたっ

ふれておくと、いうまでもなく経済活動の基礎は生産過程であり、流通・分配はいわば第二義的

|が必要であるが、ここではその場でないので省略する。ただその階級的内容についてだけ

次元にとどまるものではなく、階級対立と階級闘争そのものを否定する改良主義思想の基本理論 すべきだという理論である。したがって、この「成果配分」論は、たんなる合理化問題の戦術的 なかでのみ「対立」するものである以上、労資協調を原則とした平和的交渉によって問題を解決 労資間の基本的関係が「絶対的」な階級対立でないことを証明するものであり、「分配」関係の 位置にたつ。その第一義的意味をもつ「生産」そのものに基本的対立関係がないということは、

ことは疑う余地がなかろう。」 の徹底化により労働強化、首切りをなくし、生産性を高めるという積極的姿勢が不可欠である の首を締めることになる。……そこで合理化の本質を十分に事前に察知するための事前協議側 盤充実のための合理化に反対し、単なる合理化反対闘争や配置転換反対闘争は結果的には自ら |技術革新のテンポに併行する 合理化を否定するわけにはいかない。……したがって 企業基

ほかならないのである。

されている。企業内労資平和はこれによって完了する。 ことであると説明したすぐそのあとで、「生産性を高める」ためのものであることが正直に告白 筋害きもはっきりしたと思う。しかも、その事前協議側の中味は、労働強化や首切りをなくする それに対立し、団交重視路線にもとづく具体的な対応が、「事前協議側」にほかならない。その 「団交重視路線」なるものが、 反合理化・職場闘争を否定するものであることが 明らかである。

闘を否定することはできない。それには資木主導下での、生産性向上率の範囲内における産業別

だが、いざ具体的な賃金配分となると、すでに歴史的に定若してきた産業別共同決定機構 = 脊

賃金の決定というかたちにすることが必要である。それが産業「政策要求」と産業別労資協談制 であるととは、もはや明白であろう。その要望にこたえて、彼はいう。

「倒金も要求髙によってではなく『産業勁向』によるものであり、 将来は 合理的安定賃金を

それこそが廿○年代の経営戦略であることは、すでに紹介した日本生産性本部の『産業再編成下 争と切り離すときには、まったく逆の役割を果たすものであることを強調しておきたい。しかも、 ある。つまり、専前協議協約の一定の役割を認めながらも、階級的視点に立った職場(抵抗)闘 の労使関係」のなかで明確にされている。 決定し、その実現に努力する。」 団交重視―職場闘争の否定―事前協議協約―産業政策をつなぐ運動路線の階級的役割はことに

労資協調」としての事前協議協約でなければならない、というわけである。 規定するのは「時代遅れ」の思想であると惭定している。近代的な解釈は、 と規定し、大衆闘争を背景にした反対闘争の手段、いわば団体交渉の変型ないし延長」であると つまり、事前協議協約を「資本家側の計画を事前に察知して、その実施をつき破る手段である 「団体交渉にかわる

た 容することになる以上、両者を統一的に把握することが必要であるという提起にほかならなかっ 理化闘争一色でぬりつぶすべきであるといった思想ではない。反合理化、つまり搾取強化に対決 反省として提起されたのが「反合理化・春闘」であった。それは賃金関争を軽視し、春闘を反合 の乖離である。これを統一するとき、総評運動はさらに階級的前進をとげることができる。その れが賃金闘争の側面だけにとどまっていたととろにある。いわば、喰場闘争と産業別統一闘争と 統一闘争は、内部矛盾をかかえながらも、依然としてその規模を拡大していた。問題は、 ならず職務・職能給による労務管理体制の強化と、労働者間における利害の対立=組織分裂を許 その問題を提起したのは、組織分裂後も、なお総評の『組織網領草案』 時的な「総評の危機」となってあらわれたことは否定できない。だがその反面、 三池崗争以降における職場闘争の後退と合理化反対闘争における敗北——組織分裂の進行は、 抵抗するという階級的立場を堅持しないかぎり、名目上の大幅質金を獲得したとしても、 **春岡 = 産業別** ただそ

さらに情勢に対応させながら発展させていくことを追求しつづけてきた三池労組であった。その の路線を堅持しつつ、

主義ではなく、逆に階級的団結の強さと、職場闘争を基軸にすえた反合統一闘争への呼びかけで 方針が『長期抵抗大衆』路線だが、それは一部でいわれているように、少数派組合の戦術でもな 攻撃的性格をなくした組織防衛戦術でもない。三池労組の総括の視点は、挫折感や敗北

限りなくあたたかい友愛に感謝しつつ果敢な共闘を通じて、今さらながら組織労働者の『たた 深く学ぶことができた。 かうエネルギー』の底知れぬ強大さを知り、労働者階級の『団結』と『抵抗』の意義について 「おれたちは、 あのホッパー決戦を頂点とする 三池闘争の全過程で示された働く仲間

資本の攻撃が、ついには血で血を洗うような労働者分裂の強行となり、さらに警察、 た事実から、資本主義体制下における非民主的な労働者弾圧機関としての『権力』の正体を正 中労委その他の国家権力を引き込み、それを背景とした独占資本全体の集中攻撃にまで暴走し しくつかむこともできた。」 同時に、金力にものをいわせたマス・コミ動員による逆宣伝や暴徒導入からはじまった三井 裁判所、

上げる行動方針を徹底的に討議し、決定しなければならない。 つつ、労働運動のもつ歴史的な意識を正しく自覚し、そして何よりも自からの生活権を守り、 人間としての当然な主張を貫ぬくために、就労後のたたかいを総括し、つぎのたたかいを組み 「したがって、おれたちは、極めて困難ではあるが 展望も 明らかな客観情勢を冷静 一方的な合理化強行に対する抵抗闘争の意義と成果を再確認し、長期抵抗路線 に把握し

その大綱は、

の基本に立った『反撃』の決意と構えを確立することである。」

組合次元」といった立場ではなく、階級闘争という視点からの総括であるといえる。職場におけ さらには国内・外の反独占政治勢力との統一闘争の発展にむけて、長期に、ねばりづよくたたか る反合理化・職場闘争を基軸にすえつつ、そのたたかいをすべての労働者の反合理化統一闘争、 およそ、右の文章を読むかぎり、みじんも敗北感がないことがわかると思う。いわゆる「労働

いぬくというととである。指導者のひとりである灰原茂雄はいう。 という理解をあの階級対立の激闘で学びました。 |私たちは、安保と共にたたかわれた三池闘争で、 反合理化闘争は実質的に 反独占闘争だ、

争であるほかはない、と考えたわけです。 したがって、分裂しようがしまいが、これからの組織的な闘争は、いつもギリギリの階級闘

資の階級闘争として反合理化闘争を位置づけ、そのための全体的な闘争体制の問題として『長 **則抵抗路線』を打ち出したつもりですから、単なる『柔軟闘争』ではありえません。** つまり、労資間のそのときどきのストライキを軸とするいわゆる『戦術論』ではなしに、労

て組織すること、これこそが組合員に対しても最も親切な正しい指導上の基本姿勢であると思 反合理化闘争を、一発主義ではなしに、最終的には『平和革命』につながる反体制闘争とし

労働条件や職場の既得権を放棄する蚩犬契約的協約を締結した。このようなばあい、少数派がと その具体的行動が「不調印闘争」であった。第二組合は、就業規則の改訂をはじめ、すべての

的である。 かぎり、それは労働条件の低下にたいする最低のギリギリの「歯止め」になるという考えが支配 る態度は「力量がないときはやむをえず、追随する」というものである。それでも、

これは週一回、坑内関係の三交替制勤務の一方金員が抜打ちストに突入し、の具体的な闘争戦術として展開されたのが「方針スト」であった。 など 身につけ、それを組織的な抵抗運動として発展させる必要がある。敵の脆弱点があるときには、 め」はそこにはない。したがって、職場労働者にたいする攻撃は、文字どおり踩骨な合理化とな ただちにストライキによる反撃をおこないながら階級意識を育成していかなければならない。そ いては「不鵠印」で押し通したところに、三池労組の基本的態度の特徴がある。いわゆる「歯止 って現われる。 だが、たとえ攻撃がどれほど激化しようとも、労働者の基本的権利を侵害するようなものに 階級闘争そのものである。それゆえにとそ、一人ひとりの労働者が階級的意識を

保安サボ・不当解雇などに組織抵抗をおこなうわけである。との方別ストは、 をとってみても明らかである。 回をこえるほどうちぬかれている。「待機路線」などとはまったく無縁であることは、この一つ 差別・組織介入・ 多い年には一〇〇

延長線上に展開された網領的組織路線であるということができる。 『草案』が危惧した組織分裂が、 長期抵抗大衆路線は、基本的には、『草案』のままで廃案にもちこまれた『総評組織網領』の すべての職場で一般化してきた 段階における階級的組織原則と あ えて その違いをい えば、

いうことになろう。

159

もある。反合理化闘争の組織方針であるといってもよい。それを三池労組は、 それは、一言でいえば、幹部闘争を克服し、大衆路線を基調とした職場抵抗闘争の組織方針で 「指導の三原則」

「I 指導の三原則

同志的結合

と「反撃の五条件」としてとりまとめた。参考までにかかげておく。

第一、指導性とは、経験主義を排した大衆闘争方式の重視であり、思想性の高揚、 の徹底、学習活動の積み上げ。

第三、規律性とは、組織的行動(団結)の基準であり、申し合わせの徹底、その実行、 第二、大衆徃とは、たたかいの基本を生産点に定着させることであり、一人ひとりの組合員の 自発性を尊重し、具体的な団結の強化をはかり、統一してたたかう態勢のととである。 統一的

前進をめざすためのものである。

п

反路に転ずる条件

第一、大衆の信頼が指導部に集中しているかどうか。

また、との団結力が単なる『量』の多少でなく、 これは、組織的団結がどれほど強固であるか、ということと、執行部の指導性の問題である。 たたかいに向ってはむしろ「質」のいかんが

第二、味方の志気が旺盛かどうか。 問題であることを理解する必要がある。

闘争の意義と展望を明らかにするための学習や討議をかさねる(これが五人組を土台とする大 何よりも、組織内の意思統一をどのように万全にするかということが大切で、そのためには 第五、結論として。

は、との芽を大切にし、全職場に拡大しなければならない。

第三、反撃に転する手段と目標を、どう選ぶか。 衆闘争方式)とともに、孤立を避けた幅広い統一闘争の展開が大きな条件となる。

戦争では、戦場や主力の配置や突撃方向の選定などの問題であるが、おれたちの場合には、

闘争指標や戦術の問題である。との場合、常に反撃は勇敢に集中的に、したがって一発主義で ない積み上げ方式に立って開始されるべきで、いたずらに間口を広げてはならない。

第四、敵の脆弱点の分析・把握が十分かどうか。

の『統一行動』の開始が、何よりも困るということを知るべきである。すでに部分的には、 ばくろしてゆくと同時に、会社側にとっては、第二組合員の反抗と三池労組員と第二組合員と ない、法的にも、人道上からも許されないファッショ的な会社側のあらゆる不当性をつかみ、 れたちの抵抗に労働者らしい『共感』と『期待』を持つ第二組合員がふえつつある。おれたち 戦場では、反撃に先だち、綿密な偵察が先決となるが、おれたちの場合は、世論でも許され

右のような踏条件が、具体化し、発展する度合いに応じて、大胆な『反坚』に転ずる。」

## 「現場協議制」と職場団交権の確立

#### 六・四ストと岡山大会

転換鬪争が重視された。春闘で盛りあがった産業別統一行勁も、産業別労資協議側へねじまげら 場支配機構の整備をゆるした。生産点の抵抗を忘れた中央集約闘争と中央協約主義、そして政策 れつつあった。 とは事実である。合理化攻撃と組織分裂のなかで、戦場闘争を軽視した結果は、独占の専制的聡 一九六五年から七〇年にかけて、総評を中心とした日本労働運動は、組織的低迷をつづけたと

換を模索しはじめていた。 はじめていた。結成二○周年を迎えた総評第四○回大会の基調は、たたかいにむけての新たな転 日本労働運動の階級的原則をよみがえらせつつあった。反合理化・職場闘争の必要性が自覚され しかし、表面上を流れる右傾化路線にもかかわらず、職場生産点における資本の締めつけは、

体制 成長を続けようとする独占資本に対して、労働組合の時短、要員などの積極的な要求を対置し 「合理化反対闘争のおくれは、 重化学産業を中心とした労働運動、 大企業を主体にした闘争 民間分野における組織拡大に大きな影響を与えてきた。労働力不足の深刻化の中で高度

ながら、人べらし合理化、労働強化、組織破壊に対してたたかいをおとし、全産業規模に亘っ て、職場を基礎にして合理化反対闘争を労働運動の中軸にすることこそ緊急の課題である。」 合理化の被害にたいしてたたかうことが 労働組合の本来の任務であると考え、合

理化の被害にたいして、労働組合はいっしょになって資任を負う立場には立たないという態度

一貫してきた。」

資本と権力の側の体制的な攻撃に有効に対応できないでいる。」 要求に応えるたたかいに遅れをとっており、多くの労働者の期待に応えられなかったばかりか、 対応できなかったことをはじめ、権利、社会保障、住宅、物価、税制、など多面的な労働者の しかし……高度成長に伴う 全経済体制の規模で合理化攻撃が進められたのに対し、 十分に

は、三池労組の長期抵抗大衆路線として継承・発展されてはきていたが、民間労組にたいする影 た。国労の勁向は、日本労働運動にとっての大きい瀬戸愍であったといってよかった。 響力はきわめて弱くなっている。それだけに、国労がその階級的任務を一身に背負うことになっ 総体制にほかならず、その集中攻撃の拠点となってきたのが国鉄合理化にほかならなかった。か つて『組織綱領草案』を基礎づける職場闘争の担い手は、炭労と国労であった。その炭労の路線 この多面的な攻撃の背景とそ、日本列島総スクラップ・アンド・ビルド体制ともいうべき新全

大手労組の右傾化が進行し、公労協の一角がその傾向をみせるなかで、国労は総評の階級的防衛 せた第一歩は、六○年安保闘争における六・四政治ストであったといってよい。それ以後、民間

新潟闘争の敗北と教訓を階級的に発展させた国労が、職場闘争の担い手としての伝統を復活さ

場に労働組合を!」「職場を団交の場に」をスローガンとしてかかげて、運動の原則を職場組織 の矢面に立ってたたかった。そのような経過をふまえるなかで、一九六五年の岡山大会は、

をうちだすとともに、具体的には、全員行動を背景にした集団交渉で職場要求を獲得し、 の確立と職場闘争に求めていった。 職場闘争を実践的にになう活動家の育成と、学習闘争による思想的武装の充実の方針 三六協

定を事業場で締結して現場団交権を確立する方針を決定した。

### 職場闘争の前進と現場協議制

『職場闘争の手引き』を発行した。『手引き』は、過去二〇年の 経過を ふりかえりながら、 九六七年七月、国労は「職場闘争とそ労働運動の基礎となる行動である」ととに基調をおく

幹部請負闘争を完全に克服しきっていない弱点を大胆に自己批判しながら述べている。 性が強調されてきたものの、実際にはなかなか職場闘争が完全に定着せず、職場に労働組合は 人員を擁する大団体となったものです。したがって結成以来二十年、しだいに職場闘争の重要 ポツダム宣言によって包括的に上から大きく結成されたものであり、国鉄労働組合の場合にお 通じて解決されるのでなく、機関役員または活動家の請け負い的な行動によって処理するいわ あるが、労働運動としての職場闘争が行なわれないまま、労働者の要求が労働者自身の行動を いても例外ではなく、生産点すなわち職場の労働運動が不十分か皆無のまま何十万という組織 「日本の労働組合は、生産点である職場から 団結の発尿という形で 結成されたものでなく、

果となり、そのことが国鉄労働組合の運動を低迷させ、また組織の団結にもひびをいれる結果 となってきたのです。」 ゆる幹部闘争、請け負い主義が長い間はびとり、かえって職場闘争の成長、発展を阻害する結

このできつうところ

場協議制」という名で確立することになったのである。もちろん、当局は「協議」という名前に 実践と、第三者機関への提訴にもとづく法律論争を併用しながら、たたかいを展開してきた。そ 題ではなく、組織対組織、力対力の関係以外にない。 もちろん、組合は団交としてその場にのぞむ。それがどういう傾向になるかはもはや法律論の問 重点をおくことによって、団体交渉ではないという態度をとってくることは容易に想像がつく。 の結果、一九六八年七月、組合が要求しつづけてきた「職場交渉」の中味をもった制度を、 それから二年半、国鉄労組は全力をこの一点にしぼり、職場における事実上の団交活動などの この反省のうえにたって、国鉄労組は職場組織の充実化にむけて全力をそそいだ。

けに組織攻撃はより鋭く、 日本国家独占資本の搾取と社会的収奪はますます強まり、階級矛盾はより激化している。それだ 式を貫徹している。しかし、六〇年代と七〇年代とでは、政治・経済的諸情勢が大きくちがう。 本主義的合理化として本質を同じくするとともに、そのかたちもスクラップ・アンド・ビルド方 **とのような情勢のなかで、政府と独占がなによりも敵視しなければならなかったのは、政治闘** かつ露骨となり、思想攻撃もまた厚みと巧妙さをましてきている。

六○年代の三池の差別政策に相応する、七○年代合理化過程におけるマル生攻撃は、ともに資

争をもたたかいぬくことのできる階級的労働組合である国鉄労組であった。しかも、その国鉄は

かではじまった。そのためには、なんとしてでも国労が堅持しつづけ、さらに発展的に定着させ は、七〇年代の国鉄マル生闘争としてひきつがれていった。 全国を行脚して現場長の立ちあがりを要請した意味もそこにある。こうして、六〇年の三池闘争 ようとしている職場闘争を抑えこまなければならない。いわゆる磯崎体制下において、 新金総体制にはいった体側的合理化の基幹的な産業でもある。マル生攻撃はとのような背景のな 、同総裁が

9 マル生・職場点検摘発闘争

想攻撃と組織分裂を中心に、職場の専制的支配体制を確立しようとする磯崎体制にたいして、国 鉄労組は「不当労働行為と差別問題」にしぼりをかけた職場抵抗闘争を全面的に展開した。 り、立って反撃へ」の指導部の決意のもとに、全組合員の旺盛な志気がぴったりと結合した。思 いる。国労マル生闘争ののろしをあげた一九七一年の第三二回全国大会は、「座して死をまつよ が指導部に集中しているかどうかをあげ、第二に、味方の志気が旺盛かどうかを指標にかかげて 2の長期抵抗大衆路線は、独占の攻撃をはねかえす「反撃の五条件」の第一に、大衆の信頼

すれば、さらに組織的打撃をうけるのではないかという危機感のなかに低迷していた日本労働運

ともすれば、権利侵害や組織分裂攻撃にがまんがならいとしながらも、あえて反対闘争を展開

[588]中共 (20

不当労働行為の摘発によって、マル生反対の職場抵抗闘争に鋭さをあたえた。 戸、長野、 場に労働組合運動を」提起して以来、ねばりづよく活動しつづけてきた日常的な職場闘争は、水 勁全体にたいする、まさに「反檪」のきっかけをあたえる闘争宣言であったといってよい。 静岡、 南近畿、米子、広島などでの、テープその他の証拠物件という事実行為による

ととは否定できない事実である。 もつことによって、職場生産点における不当労働行為摘発闘争と差別撤回闘争に拍車がかかった の萌芽的な政治勢力の布陣を意味した。この調査団活動が一つの世論を形成し、そうした背景を 反独占・政治闘争へと発展させていくかにあった。マンモス調査団の活動が、たとえ一時的キャ たであろう。しかし、六〇年三池闘争の教訓が遺したものは、反合理化・職場闘争をいかに 接生産点における管理者との直接集団交渉のもつ階級的意義も評価する必要がある。 ンペーンにおわったとしても、容観的には、その組織的力は、反独占・政治的統一戦線にむけて かには、それをマル生闘争をやりやすくするための世論政策的なものとしてうけとめたものもい 同時に、社会党、共産党、公明党、学者、弁護士などを結集したマル生調査団の組織化と、直 組合員のな

業別統一闘争にほかならなかった。 委員長(当時) 発展させうるかどうかは、 職場闘争と反独占政治闘争、それを圧倒的な大衆闘争として結びつけるものが発闘であり、産 は語った。 との闘争を吞闘に反映させることにあった。その決意にむけて、 したがって、七一年後半におけるマル生闘争の成果を正 またはげしかった三池のたたかい、 全週の労務

私たちは戦後からあった民間労組の経験、

く結合させてたたかいをすすめ、七二年春闘は国労旗のもとに国鉄労働者が結集する(脱退者 政策変更のたたかいなど、生きた経験と教訓にのっとってたたかいをすすめていきます。多く の迩還をふくめて)という確信に満ちた態勢をつくりあげ、スト権迩還へとたたかいの輪を発 の組合員のなっとくなしにたたかいの収拾はないという執念で、沖縄協定批准阻止闘争と正

闘争の輪はひろがった。この基底的なたたかいに支えられた七二春閾は、交通産業ゼネストを成 功に導き、国労もまた一九時間ストライキをうちぬいた。独占資本がもっともおそれる職場闘争 反対闘争を触発した。紙パマル生、郵政マル生、全税関マル生、全建労マル生と、職場点検摘発 国労マル生闘争の『勝利』は、他のすべての組合と労働者階級に、あらためて権利再点校と差別 時的後退の全経過をふまえながら、階級的伝統を復活させたものであることがにじみでている。 と産業別統一闘争は、反合理化闘争のなかでふたたび結合した。 いでなく、総評結成以来、日本労働運動の階級的強化にむけてたたかってきた組織原則とその一 わずか数行で語られている言葉ではあるが、とのなかに、マル生闘争がたんに一発的なたたか 展させていく決意であります。]

た。いまや組織された労働者の労働条件だけではなく、未組織労働者の要求をかかげた闘争(年 するなかで、必然的に反独占「政治」闘争へと発展していく。七三春闘はまさにその萌芽を示し そして、それらのたたかいは、国家独占資本の矛盾が集約的に噴出する七○年代情勢を背景と が組織化され、スト権奪還闘争ストという「モノ取り」をとえる運動を前進させるにいたっ

#### 10

### 現場協議制の現代的位置

るととができるものであることを、いまや歴史がはっきりと証明しつつあるといえるのである。

こうした階級的原則にもとづく統一闘争が発展するとき、右翼的戦線統一運動の策動を粉砕す

の怒りの爆発であるとすれば、資本主義が存続するかぎり、とれを完全に抑制するととは不可能 たせる最大の武器だからである。しかも、ストライキが資本主義的諸矛盾にたいする労働者階級 るのは、労働者階級によるストライキ闘争である。ストライキは、労働者階級の階級的自覚をも それを論理的に承認せざるをえないからである。 まらないかぎり、その要求解決手段としてストライキへ突入することは、たとえ資本といえども、 る!)。そのためには、団体交渉そのものを抑えていく必要がある。 なぜなら、 団体交渉がまと 要求を先取りすること 以外にはない(もちろん、 全面的に要求を 先取りすることは 不可能であ である。したがって、それを技術的に回避させようどする資本家の努力は、ストの原因となる諸 べておく必要があろう。これまでに述べたことで明らかなとおり、政府と独占がもっともおそれ 職場闘争の歴史を絵括するにあたって、国労がかちとった現場協議制の悪代的位置について述

したがって、ストニ団交を抑制するための労資秩序維持機構としてもちだしてきたものが、労

場レベルにおける団体交渉を抑制するための労査安定秩序機構づくりにほかならない。 とした2D、QCサークルやブラザー制度、そしてそれに結びついた目標管理体制は、すべて職 使協議側だけでは、けっして労査関係を安定的に維持することはできない。五~一〇人を一単位 産点からまきおこるような情勢をかかえているこんにち、産業別、企業別幹部レベルだけでの労 資協議制にほかならなかった。それも、資本主義的矛盾にたいする自然発生的な爆発が、職場生

場を強調してくるととは明らかである。 てにとって、「話しあい」であり、「要求を聞きおく」場ではあっても、団交ではないという立 ル生から、「純ナマ」へと転換する過程のなかでは、当局はかならず「協議制」という名称をた 梢に矮小化させようとしたことは周知のとおりである。したがって、公然たる不当労働行為型 して位置づけた今日的意味はととにある。もちろん、との交渉過程において、当局は苦情処理機 あがれるための日常的な組織づくり運動ということができる。現場協議制を職場団交権の確立と 独占の意図がそこにある以上、職場における団交権の確立は、いつでもストライキ闘争に立ち

鉄労組に正しく継承され、しかも国労が単産規模の全国的大組織なるがゆえに産業別闘争とのあ 負闘争からの脱却をかちとっていかなければならない。 れば、なお多く残存している地本団交への依存的態度を克服していかなければならない。幹部請 そのたたかいを通じて職場要求の獲得と職場関争を構築していくことが必要である。ややともす とのようにして、五○年代に開拓され、三池圀争に集約された職場圀争は、六○年代後半の国 そのことを軽視してはならない。現場協議制をあくまで団体交渉の場として全面的に活用し、

で最強の地位に立つことができる。

いだに断脛を生ずる危険も少なく(新凋闘争の教訓もとりいれられて)、日本の労働運動のなか

たく正しく継承されたのである。国労の現場協議側を運動史上の文脈でとらえれば、『三池の火』 甲斐がある」といったことがある。この犠牲者の願いは八年の歳月をへて、国鉄労働組合にまっ たちの首がきられても職場交渉権だけはなんらかの形で残したい、それさえ残れば首をきられた の輝かしい点火とさえいうことができる。 かつて三池闘争の終局段階で、指名解屈一二〇〇名のなかの一人の幹部組合員が「たとえおれ

主体を形成していかなければならない。 織は力である」という原則にたった職場闘争の防衛とたたかいの全階級的ひろがりの中核となる を!」の原則にたちがえって職場の組織を固め、産業別統一闘争を、そしてさらには国家権力を かえている現実を大胆に直視しなければならない。そして、どくあたりまえの「職場に労働組合 たとはいえ、戦列が乱れ、敵につけいる余地をあたえることによって組織を破壊された弱さをか 打ち倒すための、 \*国労は強い\*という一般的評価がある。 しかし、マル生攻撃を受けるなかで、 一時的であっ 政治的統一戦線の中核となるだけの真の実力を獲得していく必要がある。

**教管理は巧妙かつ多角的となり、思想的となる。** 性格を鮮明にしていく。またたたかいが階級闘争の性格を表而化するにつれて、資本の攻撃と労 労資間の対立と闘争が激化するのに応じて、そのたたかいはますます階級闘争としての本来の

うが階級支配にとって得策であると判断する。「正常化路線」の基本思想はここにある。 の強化をつくりだす結果になることを経験した資本は、逆に一定の「踱歩」をおこなうことのほ であるといってよい。抑圧型の攻撃と労務管理が、職場労働者の戦闘性をよびおとし、 マル生闘争の「勝利」のあと、国労・企逓などの職場でみられる「正常化路線」は、その典型 階級意識

室の改善などを、積極的にもちとんでくる。その目的は、いうまでもなく、職場闘争や職場の組 えにたって、職場で要求もしない電気冷蔵扉、カラー・テレビ、悲・将棋などの娯楽施設、 たかも組合を尊重するかのようなポーズをみせながら、団体交渉を回避することにある。そのう る。すなわち、マル生流の一方的強行実施はやらないということである。その真のねらいは、 をとる。職場の施設や環境を変更させるときには、かならず鹖前に分会長や沓記長の了承を求め 具体的にいうと、まず職場の管理者が「職場の労働組合」をいかにも尊重するかのような態度

る。もしも一~二年、毎日二時間ずつギャンブルにふけながら慣性状態になれば、労働者の意識 直者が損をする」という思想をふきこみ、職能・職務給賃金の積極的導入の土壌をつくっていく。 態のまま放置する。前者のA職場では生体・年休の取得も困難となり、手すき時間すらないほど 乏化法則のなかで述べる「精神的退廃と堕落」を促進する、団結にたいする思想的攻撃そのもの から階級性、戦闘性は奪い去られ、団結や学習の意欲は消滅する。それはまさに、マルクスが窮 いく。こうして労働者どうしの対立をあおりながら、「仕事量に応じた賃金」でなければ、「正 A職場の労働者の不満は、資本・当局にむけられるまえに、身近なB職場の労働者にむけられて の労働密度となるが、後者のB職場では仕事がないまま「遊ばされる」状態となる。その結果、 であるといわなければならない。 いっぽう、過員状態の職場では、手もちぶさたの時間をもであまして、近くのパチンコ屋にい さらに、あらゆる事業所で、いっぽうでは欠員状態の職場をつくり、 - あるいは宿直室でギャンブルにふけることにおいこまれるが、当局は一定期間それを放置す いまいっぽうでは過貝状

職場組織を破壊することにある。

合がなくても、職場の労働諸条件は改善されるものであるという意識を注入することによって、

マル生の究極的な目標は

界観』の問題だと述べた。一人ひとりの労働者の思想改造をおこなうための個別攻撃の様相を商

方法をとってあらわれてきている。国鉄当局のマル生テキストは、

労働行為によらず、労働者どうしをたたかわせ、労働者の革命的・先進的意識をねむりとませる

職場組織にたいする破壊攻撃は、いまあらためて新しい形をとってあらわれてきている。

めてきている

を交流し、統一的な職場闘争指針を創造していく時期を迎えているといえる。 ていくことである。ストライキ行動で統一するだけでなく、ストライキを支える職場闘争の経験 網の目のようにはりめぐらしていくととにある。第二章で述べた企業のワクをとえる大産業別統 い運動を通じた、階級的自覚をかちとることにある。仲間うちを信頼しあえる「小さな団結」 **闘争の連帯行動のなかで、国労がきずきあげた職場闘争の伝統と現代的発展の経験を伝播させ** これに反撃する道は、職場団結活動と学習闘争、そして労働者的な立場にたつ相互のたすけあ 第四章

1

組合民主主義と職場闘争の諸形態

である。

## Ⅱ 組合民主主義とはなにか

#### 機関決定と民主集中制

業別組合が組織原則であるから、産業別本部がとやかくいうのは、組合にたいする「支配・介入」 にぎったばあいには、産業別統一闘争を排除する目的で「組合民主主義」という言葉を使う。 葉の使用のしかたは逆にきわめて無原則的である。たとえば、労資協調の右派的幹部が指 であると規定するわけである。つまり、 合民主主義は、労働組合の組織巡営上、きわめて重要な基本原則である。ところが、この言 組織分裂を正当化させる言葉として使われるということ 調部を

約があることはまぬがれないわけであって、個々の具体的ケースのなかで判断せざるをえない部 すべきだという意見であり、いわゆる「山猫スト」を正当化するものとして使われるばあいもあ 闘するばあいにも使用される。職場組合員一人ひとりの「直接民主主義」的な結論のほうを優先 あるいは、中央指導部に批判的見解をもつ支部や分会が、中央の機関決定に遊反する行動を展 たがって、組合民主主義の問題を一般的・抽象的に議論するかぎり、当然そこには一定の制

分があることを否定するわけにはいかない。そうした前提のうえにたちつつも、なお一般的原則

候補する権限をもつと同時に、その決定に服する義務があるというととである。 として主張すべき点について、二、三の問題を提起しておくことにする。 その第一は、組合の最高意志決定機関である全国大会には、すべての組合員が代議員として立

義務がないという意見があるが、それはおのずと別の問題であって、大会決定を左右することに る。代議員そのものが民主的に選出されたものではないという理由をもって、大会決定に服する 義に違反した団結権にたいする侵害行為であるということである。「労働者の団結活動は神聖に 側面が、とかく忘れられがちである。その意味において、少数意見は多数意見に服する義務があ さに「公労法四条三項」が規定するような「従業員であること」を義務づけるのは、 決めうることであって、他のいかなる決定にも拘束されるものではない。その意味において、 合員の意志の総意を「自主的」に決定する権利をもっているのであって、それ以外の外部組織 してこれをおかすべからず」という、団結権の尊厳なる意志決定機関が大会であるという積極的 いかなる他の組織決定よりも優先させる権利と「自主性」の問題として把握しておく必要がある。 よる「支配・介入」を排除することができるということである。つまり、大会決定というものを、 それが自由意志を押しつぶすといった方向に流れやすい。しかし、より重要なことは、組合は組 たとえば、組合役員の選出や組合員の範囲の決定は、組合の意志を代表する全国大会で自由に この「機関決定」を云々するばあい、とかく議論は、「機関決定」の押しつけとか、あるいは 組合民主主

ならないことはいうまでもない。

労働組合が資本主義的搾取とたたかう階級的大衆組織だからである。独占資本を物質的基盤とし ないからである。 ての組織力をもつものでなければならない。分散主義的対応ではたたかいに勝利することができ て「組織された力」をもつ国家権力に抵抗するためには、 組合民主主義の第二の点は、民主集中性を原則とするということである。その最大の理由は、 労働者階級もまた「政治的軍隊」とし

基本的には小生産者の思想である。したがって、労働組合の組織論でも「民主集中性」を否定し、サーブ・ナー - 婆を排除する。自然発生性を強調することによって、目的意識的指導を拒絶する。その基本的 対的自由」、組織決定や代議制を否定する「絶対的自立性」を強調する心情であり、それゆえに、 が存在していた。とんにちもなお、その分流はつねに存在している。無政府主義は、個人の「絶 命をもっていた。 発揮するが、その分散主義的本質から、統一戦線的行動から離脱し、 誤りのため、革命的統一行勁を必要とする客観情勢のなかでは、 自由連合を原則とする。「下から」の民主主義だけを一面的にとらえることによって、 かつて、労働運動の一潮流としてアナルコ・サンジカリズム(無政府主義的労働組合)の運動 一面における急進性、 歴史的に破産をしていく宿 統一的指

179

運営や命令主義的傾向におちいっているような状態が発生しているときには、

その基本的誤りは明白であるとしても、組合民主主義が形骸化し、

「集中性」が官僚主義的

一定の大衆的基

を形成することは否定できない。

めには、民主集中性原理は、ほんらい官僚主義的中央集権や命令主義、指令教条主義とは対立す

したがって、アナルコ・サンジカリズム的な誤りを寛服するた

いする集中性であるということである。 る創意的活動(=職場闘争)や民主主義的な大衆討議を徹底的に保障したうえにたった、敵にた る概念であることを明確にしておくことが必要である。一言でいえば、 地方や支部、分会におけ

# ii プロレタリア民主主義と政府・資本からの自主性

ことにとどまってはならないということである。しかも、こんにちでもなお、組合民主主義がそ 第三は、ブルジョア・デモクラシーの「多数決原理」を、組合運動のなかで機械的に適用する

の時点にとどまっているととろに、官僚主義的傾向が根強く残存していることを指摘しないわけ

出発点を求めている理由もそこにある。 とである。もちろん、まだ完全であるとはいえないが、革新政治の基礎が「市民総対話」運動に し、納得させ、闘争にむけての「自発的参加」の意志にまで高める大衆討議を保障するというと タリア民主主義の原則のうえにたつものだということである。それは一人ひとりの和合員を説得 にはいかない。 つまり、組合民主主義は、ブルジョア的「多数決原理」の組合運動への適用ではなく、プロレ

めには「経営とのアベック」を肯定するという運動を展開した。しかし、資本主義下の労働運動 させるという共産党の傾向を批判して「組合民主主義」を標榜しながらも、共産党を排除するた うかということである。かつて民同運動の一時期には、組合の機関決定よりも政党の決定を優先 そして第四は、機関の決定や諸行動が、政府・独占の攻撃と対決する方向をめざしているかど

否定であることを指摘しておきたい。 ののはずであり、政党の「支配・介入」を理由に資本と協調することは、最大の組合民主主義の にたいする「支配・介入」をもっとも強力に、そして日常的におとなっている元凶は資本そのも

前進の指標といえるのである。 の脱皮と大衆路線の確立による「企業別脱皮」のたたかいこそが、当面する組合民主主義活動の の具体的行動であるといえるのである。したがって、結論的にいうならば、幹部請負主義的活動 とどう対決していくかということが出発点であり、そのための組織づくりこそが、組合民主主義 叙述の順序として第四にあげたけれども、組合民主主義の最大原則は、資本の『支配・介入』

「合民主主義が職場のなかで尿うっているかぎり、幹部請負主義のたちいる余地はない。組合 職場闘争と大衆路線

を発揮する条件はない。社会全体が息づまるような時代閉塞状態におちいっているといっても過 独占資本の意志にもとづいてシステム化されている現代社会においては、個人の自発性や創意性 を、階級的団結の強化にむけて組織することである。通称「管理社会」といわれているように、 民主主義にもとづく活動の作風が大衆路線である。それは一人ひとりの労働者の自発性と創意性

会的・政治的無関心層が増大する一つの原因はそとにある。 言ではない。そこに発生するのが機構への追随であり、新しい意味での成行きまかせである。社

満の増大ということにほかならない。したがって、それらの根本原因は、究極的には、生産と消 費の矛盾であり、生産力の発達にもかかわらずますます増大する社会的・生活格差に起因する窮 の状態にたいして、それを充足しようとする欲求の増大と、その欲望を満たすことのできない不 せずにはいない。要求の多様化といわれるものは、要するに、生産力の発述がもたらす供給過剰 だがその反面、 生産力の異常なまでの発達は、それに応じた個人的欲求、欲望をふくれあがら

技術的に回避しようとするものとして登場してきたのが近代的労務管理にほかならなかった。 盾は、資本主義社会がつづくかぎり、けっして解消されることはない。だが同時に、その矛盾を れ、またあるばあいには、無政府的な現代社会否定の衝動をつくりだしているといえる。との矛 それがあるばあいには、社会的諸問題にたいする「自閉症」的マイホーム主義となってあらわ

乏感であるといえる。

発性」と「創意性」=ZD提案や目標管理への吸いあげである。 その特徴は、形式的な経営への「参加」=労使協議制であり、生産性向上運動にむけての「自

に、基本的な点をとりまとめておきたい。 大衆の参加、組合民主主義的運動指導と機関運営を推進していく必要がある。以下、箇条書き的 るとすれば、われわれもまた、これまで以上の目的意識的指導性のうえにたって、組合運動への とんにち、独占資本の攻撃ですらが、みせかけの「発言」、「自発性」、「創意性」を保障してい

i 要求の「掘りおこし」と一人一要求

動や権利状況、そして他の組合におけるその種の問題について、つねに学習と調査をおこなうと 当な権利」が要求として自覚されないまま潜在しているばあいが多い。したがって、活動家の任 要求がでてとない〟という意見がある。だが、資本主義の法則性がつらぬかれているかぎり、表 とが必要となる。学習はまさに実践の武器である。 を掘りおとすために、活動家は諸情勢や労働者の基本的権利、さらには他支部・分会における活 を通じて、労働者の意識は個別要求から統一要求へと視野を拡大することができる。また、 して組みあげ、できるかぎり大衆的な集団交渉のなかで解決していくことである。行動への参加 を前負的に処理するのではなく、もういちど大衆のもとにかえし、大衆討議によって統一要求と 務は、それらの要求を「掘りおこす」ことからはじめなければならない。その痴りおとした要求 面には現われなくても、かならず矛盾と要求があることを、活勁家はまず確信をもつ必要がある。 落積である。 ただ、労働法をはじめとした労働者の基本的権利についての認識や理解が不十分なため、 資本主義的蓄積の一般的法則は、一方の極における富の蓄積と、いま一方の極における貧困の したがって、職場にはかならず不満と要求が充満している。 "討議をしても不満や

よる団体交渉にゆだねられた。それでは、一歩大衆次元におりた幹部請負主義にとどまる。組合 けれども、そのほとんどがアンケート式に要求を集約するだけで、その解決は支部・分会役員に

この運動を定式化したものが「一人一要求運動」であった。一時は、多くの組合で採用された。

員相互間の、あるいは職場幹部と組合員とのあいだでの討議がないかぎり、たとえ要求は解決さ れても、職場における階級的団結をつくりだすことにはならない。幹部討負による「モノ取り」 運動を克服することにはならない。自発性を育てることにはならない。

要求」運動を大衆路線の原則にたって展開するためには、「大衆討議」の場と組織を保証すると では大衆路線を構築することはできない。 とが前提条件となる。とくに全国的なマンモス組織などでは、組合大会議案書のような統一要求 ・統一運動の基礎になるものですらが、一人に一部渡らないような例もめずらしくはない。それ つまり、それではまだ大衆路線を貫徹しているとはいえないのである。したがって、「一人一

求を組織し、職場における組合運動の実践として発展させることである。要求を吸いあげる職場 の活動は、 ならば、それは発展のない井戸端会議に終わる。われわれにとって必要なことは、その不満と要 合員は自由に発言することができる。だが、そこでの討議の内容が不満の堂々めぐりにとどまる 大衆討議を組織的に保障する運動のひとつが、五人組などの小集団方式である。とこでは、組 「行動の組織づくり」でもあることを忘れてはならない。

がもう翌日には戦制の耳にはいり、差別待遇の材料につかわれていることが判明した。このよう 動家だけの発言にかたよらない配慮をすることである。そのために多くの組合で採用している! つの例が「一人一発言」運動である。しかし、これも単なる形式だけではうまくいくものではな また「一人一要求」にもとづく大衆計議をおこなうときに注意しなければならないことは、活 ある組合での点検の結果、みんなが発言しなかった最大の理由は、その日にしゃべったこと

意味では、たとえどんなに小さいことであっても、労働者一人ひとりの権利は断固として守りぬ な事情があるかぎり、幹部や活動家がいくら組合員に口を開かせようとしても無理である。その くという風結のモラルをつくりあげていくことが大切である。

#### \* 職場の世話役活動

など、こまやかな面倒見が必要である。 こと、活字に慣れない仲間には、機関紙のなかでもとくに重要な簡所を赤マジックで囲んで渡す まらず、家庭生活をも含めた全人格的な相談にまでおよぶからである。組合情報を早く知らせる 世話役活動の範囲は、きわめて広範であり、多面的である。その活動領域は職場の問題にとど

による会議の模様についての報告であるはずである。 らである。そうだとすれば、活動家がしなければならないことは早計な判断ではなく、家庭訪問 しているのかもしれない。資本家にはそうした悩みはない。高給で看護人を雇うととができるか 的であると結論づけるのは早計である。病気の親や妻子の面倒をみるために、心ならずも欠席を ある。職場会への出席率が悪いというだけで、その人を組合無関心派であるとか、まして反組合

つまり、世話役活動は「モノ取り」的な団結でなく、心をつなぐ人間的なきずなを結ぶ運動で

を理解することが必要となる。その具体的活動例を紹介しておく。 したがって、世話役活動の前提条件として、組合員一人ひとりの性格、 "B組合国の家庭は"、賃金差別によって生活が苦しく"、 奥さんが仕事にいくようになった。 趣味、

員は炊事しながら会議に参加ができ、みんなの足なみが、しだいにそろうようになっていきま 組合員の家にいって、できるだけ炊事場の近くで会議を開くことにしたのです。するとB組 会議に参加できないというわけです。そこで、(五人組の)組長は他の人に相談した結果、 奥さんの仕事は夜遅いために、B組合員は中学生の子どもの面倒をみるために、終業後は組合

開催についても考えるべきであろう。われわれの運動は意志なき物体の積み木細工ではない。人 なったはずである。そのことを考えるならば、五人組を中心とした輪番制による各家庭での組会 当局側の組織分裂攻撃が激しかったときを忘れてはならない。彼らは例外なく家庭訪問をおこ

間を組織するものである以上、心の結びつきがなければならない。

とつをときほぐし、階級的な意識に成長させていくことが活動家にとっての任務となる。人間は ある。こんにちのような情報過多状況のなかで、混乱させられているのである。それらの一つひ のの考え方に汚染されているために、労働者の階級的意識と対立した感情にとらわれているので 人生三○年、四○年を資本主義社会のなかで生きることによって、無意識のうちに資本主義なも と誤りに満ちたものはない。活動家の主張に耳をかさないのは、彼らに意識がないからではない。 **ッうちの職場の連中は窓識がないから困る〟という 意見をしばしば聞く。 この言葉ほど傲慢さ** 

や学習への参加など、なにかのきっかけ、助機があって組合活動に関心をもってきたはずである。

活動家といわれる部分であっても、最初から階級意識をもって生まれてきたはずはない。

みな意識をもっているかぎり、それは可能である。

186

害悪の被害をうけているはずだからである。世話役活動は、その確信をもってとりかかる必要が せることができる。たとえ潜在的にもせよ、ひとしく労働者であるかぎり、資本主義がもたらす そのきっかけを「無関心」な組合員にあたえていくならば、かならず関心ある労働者へと成長さ

機関決定を報告し、それだけで行動に立ちあがらせようとするだけでは十分でないことを理解し まさにそれこそが真の意味におけるオルグだということを確認しておきたい。 たん

## 训 職場点検活動

なければならない。

る職制は、つねに機会があれば、一方的労務指揮権を発動して、資本の思いのままになる職場を つくりあげることをねらっている。組合の要求を無視し、権利を剝奪するために牙をみがいてい 職場における労働条件や組合活動の基準の一つに労働協約がある。資本とその手先になってい

その結果、上部機関では「確認」がとれているのだから、それが実施されていない職場はその分 をおとなった姿勢をみせながら、職場ではまったく逆の行動を職制に指示しているわけである。 場に足をふみいれてみると、それらがまったくいきていない事例にしばしば 出 く わ す。全逓の 「労務政策変更闘争」の背景も そとにあった。つまり 当局は、上部機関との団交では一定の譲歩 したがって、たとえ上部機関で締結した協約・協定あるいは確認事項であっても、ひとたび職

に混乱をつくりだし、そこにクサビをうちこむやりかたが、最近では当局側の常套手段になって けになっているのではないかという不信をもつような事例が多くなっている。こうして組織 会指導部に問題があるのではないかと考え、一方、職場組織からみると「確認」そのものが尻ぬ

きたとすらいえる。マル生のばあいもまったく同様である。

もって職場を再点検すると、多くの権利がなしくずし的に奪われているととに気づくはずである。 悪労働假行であり、管理運営権にたいする侵害行為であるなどという理由で、つぎつぎと破壊し 題は職場における組合運動いかんによって決定されるものであると考えておくことが必要である。 はできないという常識がのさばっているばかりか、公務員や未組織の職場では、実働超動手当を 書かされている職場は多い。 残業は命令できるものでないにもかかわらず、それを拒否すること が基本的には「生きた人間」であるという立場で、また具体的には、労働者の基本的権利意識を つある。労働基準法ですらが守られていない職場が少ないとはいえない。したがって、われわれ で落とし、さらには就業規則を最優先させようとする傾向は、すべての産業と職場にひろがりつ てきている。協約についてもこれを無視するばかりか、最低の労働基準である労働基準法の線ま 定員不足を理由に年休が完全に取得されていない職場はざらであり、年休をとるために理由を 会社・当局は、こんにちまで労働組合が努力をかさねてつみあげてきた職場の権利や慣行を、 したがって、現在の段階では、上部機関における「確認」はいわば最低の歯止めであって、問

とらないままに放置されている。

労働法の常識からみても、協約については労査ともども「相互履行」---組合の立場からは、

188

れる傾向が強まっている。 履行の罰をうける。 方的労務指揮権排除の権利と考えるべきだが――の原則がある。それに違反することは契約 だが職場の現実は、協約が公然とふみにじられ、就業規則が一方的に改悪さ

す「差別」が拡大されてきている。 されている「労使対等決定」の原則であるにもかかわらず、実際には、 件の変化であっても、資本が一方的に変更してはならないことの権利保障が、労働基準法で規定 としての賃金は、職場における合理化によってとり返されている。たとえどれほど小さな労働条 法律的権利だけではない。われわれが犠牲をだしてまでストライキをうちぬいて獲得した成 「対等」どころかますま

利侵害を嘆いたり、法律論的違法性だけを追及するだけでは十分ではない。なぜなら資本主義下 決定されるということである。労資関係の底にある原則は階級闘争だという認識である。 権利などについては軽視してよいといっているのではない。要するに、法律や協約の解釈は、 ク内のものでしかないからである。ただ誤解があってはいけないので説明しておくが、法律的賭 における法律は、それがたとえどれほど立派に沓かれていても、結局は資本主義的階級関係のワ んなる法律的な技術論がすべてなのではなく、基本的には、対立する当事者間の力関係によって 職場点検闘争は、職場闘争の出発点である。 このような職場の点検闘争が職場闘争の出発点とならなければならない。同時に、 それらの権

きめが必要となる。団体交渉権の確立が不可欠となる。 約・協定にもとづく労働条件の現状を維持するだけでも、職場闘争と職場協定・確認事項のとり 改正のもたらす例は、如実にそのことを物語っている。したがって、国鉄のような職場では、協 協定が締結されたその翌日には、すでにそれだけでは律しきれない職場条件が発生する。ダイヤ 技術革新が進行するにつれて、職場の労働条件は日一日と変化する。中央や地方機関で協約

倒的に多いのが、わが国の現状である。 労働者一人ひとりが労働組合をみずからの組織として自覚し、階級意識を育てていくという点で もっとも大きい意味がある。しかも、労働基準法に違反して、それすら作成しない中小企業が圧 せればたりるというものではない。もっとも身近な職場賭要求獲得運動への実践的参加を通じて いうまでもないことだが、職場の団体交渉は、中央・地本で締結された鮨協約を当局に遵守さ

め、その自覚にもとづいて労働組合を結成し、労働条件についての集団的契約として締結された、 いる。そこから労働者の不満が発生し、バラバラに切り離されていた従業員が労働者としてめざ 就業規則は、基本的にいって会社・当局側の利潤狵得・拡大を最優先する立場でつらぬかれて

織攻撃そのものであるといわなければならない。抑圧的であれ、あるいはZD型であれ、労務管 ところに独占の目標がある。 ている資本のねらいはとこにある。労働組合を、事実上、従業員懇談会組織へと変質させていく 理の究極目標は「職場に従業員はいても、労働者は存在しないようにすることである」と公言し ものが協約である。協約は組織的な力によってかちとった労働条件である。 しくずしに改悪する攻撃は、労働者の団結を解体してバラバラな従業員に解体させようとする組 つまり、協約が労働者の団結行動による成果であるとすれば、就業規則を優先させて協約をな

を容認する結果になるからである。当局側のねらいはストを打てない労働組合を育成することに なぜなら、団体交渉権を承認することは、それが決裂したばあいの解決手段であるストライキ権 その当面する課題として、当局は団体交渉を破壊し、労使協議制にすりかえようとしている。

交の順にしたがって、その比率は逆転し、職場団交は八五%までが管理運営事項であるというも 勁──」、もしくは「管理 運営事項」そのもの であり、地本団交─地区団交─支部団交─職場団 条件に影響はあたえるが基本的には管理運営事項に属するもの――たとえば機械化に伴う人事移 その分析は、中央団交の内容は八五%が労働条件に関するものであるが、のこる一五%は「労働 成功した。そのまきかえしをはかった郵政当局は、行政監理庁の分析を基礎に反撃に移ってきた。 のであった。そして、それは本来、団体交渉の対象でないから拒否すべきであり、 かつて全邇は、無期限三六拒否戦術を背景とした『権利闘争』によって、職場団交権の獲得に 一労働条件に

影響はあたえるが、基本的には管理運営事項に属するもの」については、団交ではなく「話しあ

い」、もしくは「協議事項」として対処せよというものであった。

この分析と方針のうえにたって、当局は職場における団交事項は二四、三六協定につきると称

えどんなに小さな労働条件の変化であっても、けっして一方的にはやらせないという決意とたた はいえる。しかし、さきにいった労質関係の現状からすれば、いまもっとも必要なことは、たと 織が未成熟であるわが国の労働組合では、苦情処理ですらが有効に利用されていないというとと 化させ、団交については中央・地方機関だけにしぼろうとするととろにある。たしかに、職場組 つまり、当局の意図していることは、職場次元における労働条件の問題は「苦情処理」に矮小 『判を押すだけだから一分間だけなら団交に応じる』という状態になっていたわけである。

かいであり、すべての問題を団交で解決するという方向であるといってよい。

文字どおり、協議制へと変質させていこうとする意図があるからにほかならない。その攻撃はす であったとしても、あえて「現場協談制」という表現を固執したのも、将来のいつの日にかは、 い」という意見をくりかえした理由もそこにある。同時に、たとえ事実上は団交を容認したもの でにはじまっている。すでに現場職制は「権限外事項」と「協議側」という名称をたてにとって、 国鉄労組が追求した職場団交権確立闘争の過程で、当局がしつこく「苦情処理で解決すればよ

その事実を職場に定避させるにたる職場組織を確立しなければならない。現場協議制をテコにし うとも、労資間における労働条件の解決は、すべて団交であるという態度を堅持するとともに、

団交を否定し、すべてを上移する態度を示している。労働組合は、たとえ名称がどうなっていよ

ίť

それぞれの職場には、上級機関で締結した協約では律しきれない労資假行、

中央協約を上回る労資低行が長い間の労資関係のなかでつくりあげられ、それが労働者の権

## 職場闘争と到達闘争

た団交の定例化の意義は、

今後ますます大きくなることを確認しておきたい。

関係によってつくりだされた統一と団結の姿がある。 明らかである。それぞれの職場には、それなりの歴史があり、伝統がある。そして、 つくりあげられた職場慣習=不文法的な職場協定が根をはっている。そこにはまた、 戦場闘争は、 職場生産点における独自要求にもとづく職場労働者の創造的な活動であることは 独特の人間 そのなかで

懇談会、レク育成運動である。 発性」と「創造性」を偽装的に保障する2D運動=目標管理方式であり、当局側が先導する職場 の結果であった。それ以降における労務管理が、P・R、H・Rであり、さらには労働者の「自 る生産性向上運動も円滑に進行するものではないことを資本が自覚したのは、 とのことは労働組合運動の側にとっても配慮しなければならない課題を含んでいる。つまり、 「ホーソン実験」

それらの点を無視して、画一的な『上意下達』式の指導を押しつけるだけでは、独占が企図す

193

もっとはっきりいえ

利、既得権として存在しているということである。

**倒行をきずきあげることにあるといってよい。その積み重ねが、協約改訂期における改善要求の** 闘争の芽をつみとる結果になる。したがって、基本的には、職場闘争の任務は中央労働協約によ 央集約主義」ともいえるこの考え方があまりにも先行すると、職場大衆の創意性をおさえ、 るような職場協定や慣行は、かえって統一闘争の阻害条件になるという言い方がなりたつ。 って規定された権利条項を職場に定着させることにもあるが、同時に、それをこえる職場協定や 形式的な組織運営論や、形式的な統一闘争論の立場にたつときには、中央労働協約からはみで

義だけにたよってきた一部幹部のなかには、大衆の意見を無視し、機関の統制にたよって決定を れをのりこえるということは、みずから大衆要求をほりおこし、組織し、職場に労働組合を構築 のりこえる任務をもっている。だが官僚主義的幹部のダラ幹たるゆえんは、自分の主観、自分の 押しつけることが「指導性」であるかのように錯覚しているものがある。われわれは当然それを 的な運営に終始しているときに、それに反発するところから発生しがちとなる。たしかに経験主 わゆる「直接民主主義論」を理論的根拠とする「山猫スト」讃美論である。指導機関が官僚主義 していくことでなければならない。 大衆闘争的基盤をつくることになる。幹部請負的協約闘争を克服する道である。 一闘争の発展をさまたげる可能性があることについて注意しなければならない。その一つが、い しかし、 あるいは自分のスケジュールで大衆の素直な意見や要求を抑えつけるものである以上、 職場闘争が本来もっているその性格ゆえに、それを絶対視するときには、 かえって紡

言葉でいえば簡単なようだが、このことは大変にむずかしい。

たかうということは、「穴掘り的」になることではなく、他職場との交流をつよめることである。

阻害するだけである。 ができないで、観念的な飛躍を夢みるものがいる。言葉では「大衆の意見」といいながら、実際 には、職場大衆のなかの一握りの部分だけでとびあがる傾向がある。これでは大衆的統一闘争を ところが、 「直接民主主義」論者のなかには、大衆を組織することのもつ意義を理解すること

他の連中は少しもたたかおうとしない』という考えは、たとえどれほど職場闘争の成果を獲得し 条件をつくっていくならば(実際にはできない)、職場間の断層はますますひろがり、結果として は分裂のスキをあたえることになる。『俺たちの職場ではこれほど苦しんでがんばっているのに、 は埋没を意味するものではない。もしある職場だけが、他の同種職場とかけはなれて有利な労働 ていてもけっして階級意識が成長したということはできない。 階級的な力とは、「ますます拡がる団結の輪」である以上、自分たちの職場闘争を徹底的に つぎに注意しなければならないことは職場闘争への埋没である。徹底的にたたかうということ

果を一般に公表することが、結果としては、「いきすぎ」、「他の職場との均衡上」という理由で、 「隠し田」的に温存することを 評価するわけにはいかない。 たとえ、われわれが どのように「隠 恋いかえされる危険性をもつことは否定できない。だが、それゆえをもって、そ れ ら の 成果を なぜなら、職場闘争の成果は、往々にして「隠し田」的になりがちだからである。その獲得成

し田」的に認識していようとも、職場末端にまで支配網をはりめぐらしている当局からみれば、

えてくるであろう。そのとき、大衆化されていない「隠し田」の取上げは、他の職場からみて当 ガラス張りでしかない。当局は、戦略的判断にたって、ある段階では、その職場に拠点攻撃を加

りまえということになってしまうのである。

である。 的確に把握されていなければならない。その任務をになうものとして存在しているのが上部機関 であり、その実践が「到邌闘争」である。との到邌闘争を前進させるためには、全職場の情勢が 職場の先進的部分を防衛し、同時に、他の遅れた職場の労働条件を引き上げる運動が職場交流

すでに述べたことではあるが、ここでもう一度整理しておくことにする。 もっとも、抽象的に「独自性」などといった問題を論ずると、とかく誤解がうまれやすいので、 きにのみ、はじめて職場の独自的なたたかいも前進するものであるといわれなければならない。 まして上部機関の指導を排除するものではない。逆である。上部機関との密接な連携があったと 職場闘争の「独自性」といっても、労働者の統一闘争とかけはなれて存在するものではない。

ある。このなかには、当然に、本部段階で結ばれた労資の協約・協定などの具体的展開や、その 「尻ぬけ防止」のたたかい、さらには職場協定や権利の確立などが含まれる。 第一は、保安衛生、福利厚生、その他いっさいの作業・労働条件にかんする職場要求の実現で

在1000有關的

チの職制支配にくわえて、生産性向上運動とともに、いわゆる近代的労務管理が導入されはじめ、 |民主化|、職場における権利闘争として位置づけられている。戦前からの伝統的な古いアメとム 第二は、職制支配への抵抗であり、職制の圧迫、締めつけなどの排除である。これは、職場の を提起する。」

る「小集団活動」方式にほかならない。 らせ、組合活動に参加させ、そのなかで階級意識を自覚させていくことである。 という合言薬にみられるように、一人ひとりの組合員を、日常的に、職場でたたかいに立ちあが 第三は、活動家づくり、組織づくり、組織強化である。いわゆる「幹部闘争から大衆闘争へ」 そうした大衆闘争をより徹底化しようという迎動として提起されたものが、職場生産点におけ

いわば新旧二重の支配・圧迫にたいする抵抗として、職場のたたかいを組織することである。

いるので、すでに紹介したところであるが、あらためて引用しておく。 こと等をのべてきたが、これらの諸要楽諸要因は当然職場闘争と統一闘争という基本的な問題 ができないものがあること、逆に職場のもつ部分性が部分のエゴイズムを誘発する危険がある 職場要求と職場闘争にはそれ自体に全体闘争への発展的要因が内在し、発展させなければ解決 また「職場闘争と統一闘争」との関連については、『組織網領草案』でその原則を明確にして 「職場闘争は産業別統一闘争や 地域共闘の 基礎でありその中味を充実させるものであること、

的な統一として把握し、上部機関と職場機関との連絡体制を緊密につくりあげることにある。 要は、 職場関争か、統一闘争かといった、観念的な二者択一的な問題ではなく、 まさに介証法

た。たしかに、そのカベは厚く、深い。だが宿命論におちいってはならない。運動の発展にかん して弁証法的法則について確信をもって実践するとき、かならずそとに展望がうまれてくる。そ のなかからでてきた反省は、つねにどのようにして「企業意識を克服」するかということであっ 戦後の日本労働組合運動もすでに二○数年の歴史を経過してきた。そのたたかいの勝利と敗北

由をもって春岡の意義を消算主義的に否定しようとする態度は正しくない。一定の時期に、たた 側面を強調する傾向がみられる。たしかにそういった側面がないとはいわない。しかし、その理 かうすべての労働者が結集するこの日本独特の「脊闘方式」は、日本労働運動の特殊性がうみだ の最初のきっかけとなったのが春聞であった。 した産業別統一闘争の前進と展望をきりひらいている。 とんにち、春閩について語るものの一部には、マンネリ化やスケジュール主義として否定的な

**賃金格差となって固定化されていた。たまたま大企業に職をえたものは「寄らば大樹の蔭」と安** 心し、不幸にして中小企業につとめたものは、「会社が小さいのだから賃金が安いのもやむをえ ヨーロッパのように産業別に組織されていないわが国の現状では、企業規模の格差はそのまま

りストに入ろうとはせず、またストライキに突入しても、つねに企業に打撃をあたえてはならな はつねにもたされる現状におかれてきた。そのため、不満があっても、よほどのととがないかぎ **黎競争で一歩後退し、自分で自分の首をしめる結果になるのではないかというおびえを、労働者** 企業におけるストライキは他の同種企業の経営者を喜ばせ、ストライキをおこなった企業が、企 また組織が企業別であるために、企業間競争を労働者がまともにうける弱さももっていた。 い」という、 あきらめのなかに安住していた。

いという意識が沈澱していた。

が、どれほど勇気をあたえたかは測りしれないものがある。同じ要求額をかかげてたたかうとと には欲しい〟という気持が、組織強化にむけての意欲となる。 働者は「差別」を肌で理解する。そのととが到遠闘争にむけての原動力となり、 のなかから連帯がうまれてくる。また安結額にちがいがあればあったで、低く妥結した組合の労 てすべての労働者が、統一的な要求をかかげて、同じ時期に統一闘争を展開するという「春闘」 このような状態におかれていた労働組合にとって、同種産業が、そしてまた産業の種類をこえ ″よそさま並み

助だからである。われわれが総括しなければならない視点は、春園の技術的・戦術的批判ではな しても、脊闘共闘委に結集する労働者数が年々増加するのは、「春闘方式」が法則に 育てることになることを否定するものはいないだろう。たとえその中味に質的なちがいはあるに 賃上げ標準額によってその材料があたえられたととだけでも、企業意識をこえたものの考え方を 企業のワクに閉じこもって比較する材料がないままあきらめていた労働者に、脊岡相場という かなっ

歴史的に評価されてきている階級的意義の確認でなければならない。

公労協につづいて公務員共闘も、ストライキ行動によってスト権を奪還する闘争へとふみきって たものということができる。それにつづいて、国家公務員・地方公務員の公務員共闘が前進した。 強化された。同一の賃金決定機構をもつとのたたかいは、ある意味では、産業別統一闘争に準じ 高まってきている。民間労組が一歩後退したあとでは、それを補うかのように公労協統一闘争が ているのは事実である。だが春闘をたたかうなかから、産業別組織化にむけての気運はしだいに たしかに、まだ日本の労働組合は、産業別を称していても「連合体」というシッポをくっつけ

滅宣言」も、その効力を発揮することはできなかった。 か、独占資本主義下における労働運動の必然的な発展を阻止することはできなかった。「春聞絶 六○年代後半、日経連は産業別統一闘争の破壊と企業別組合へと分解する攻撃をくわえてきた

は日弧(民間)と組織統一を達成し、全電通は機器メーカーを結集した電通共闘、全専売は食品 ば国鉄労組は私鉄総連、運輸労連、全自交、全港湾をはじめとして、「車ヘン」の産業を総結集 産業別統一関争をめざして、同一産業に属する部分との交流や共闘へと発展していった。たとえ ろに置点があったが、やがてそれをのりこえ、さらにはスト権のあるなしにかかわらず、本来の それだけではない。たとえば、公労協についていえば、当初は賃金決定機構の同一性というとこ した大産業別の交運共闘を結成した。また国労は、国鉄関連産業労組(国関労)を主導し、全場 こうして六○年代後半には、民間、公労協、公務員が全戦線に立ちならぶ春闘へと発展した。 べき」とはっきり述べている。

されているのだから、この路線にそった大産業別組織をつくることが急務だと提唱した。 ンターに属する組合がすべて組織され、IMF・JC(国際金属労連・日本加盟協議会)が結成 て国際的な産業別組織であるIMF(国際金属労連)には、日本における四つのナショナル・セ 新産別、中立労連をとわず、横断的な産業別組織をつくりあげるべきだというわけである。 労連とともに食品共闘を結成している。 いうととであった。そして産業別機能を重視するためには、総評のワクをとりはらって同盟会議、 つの理由は、 日韓会談を締結した一九六五年ころから、総評内部から総評批判の声が芽生えてきた。その一 総評の産業別指導が不足しているということであり、産業別機能を軽視していると そし

属共聞にかわって、「同盟の金属関係四団体との連携をよりつよめ、同盟路線での結集をはかる 同盟を中心として結集」することが明記されており、さらに総評が中心となってつくっている命 鉄鋼労連の一部の幹部で結成している鉄鋼連絡会議の文書によると、「四団体のワクをこえて、 、わゆる右殼的「戦線統一論」の物的基盤がそれであった。しかし、「戦線統一」を推進する

別労働組合連合会」とつけるかもしれない。しかし、それに結集しようとする多くの組合が、 部指導を「支配・介入」として排除しようとしている事実からいっても、それは産業別統一 働組合の組織原則を「企業別」組合であるとし、その「組合民主主義」の名において産業別 の前進にならないばかりか、真の意味での産業別組織とはいえない。 |統一」と称していても、これでは 総評の解体以外の なにものでもない。名称は 「大金属産業 闘争

ル生闘争と交道産業別ゼネストは、その突破口を開いたたたかいとして評価できる。 である。そのためにはまず春岡の階級的強化からはじめることである。七二春岡における国労マ

れわれにとって必要なことは、統一要求、統一行動を通じた産業別、たたかう産業別の結集

## ♀ 生活点検闘争

トの過程であった。 生活点検闘争の課題は、職場闘争や春闘の発展につれて、その内容も変化し、豊富化されてい 生活点検闘争が組合運動のなかで一定の比重を占めるきっかけとなったのは、炭労の六三ス

人相互にとりかわす盆砦のつけ届の旧慣や正月の門松など、数多くの虚礼による出費があった。 イキの足をひっぱるととのないような「冗費節約」の視点で生活をふりかえるとき、親せきや友 ある諸権利や労働諸条件の点検からはじまったように、日常生活の点検からはじまった。ストラ 主婦会が提起した課題が「生活改善」運動であった。それはあたかも、職場闘争が職場の足元に する。この生活苦が長期ストの足をひっぱる結果となった。この反省のうえにたって、結成した 貯金のたくわえのない家庭では、子どもたちの授業料に事欠き、食糧購入などの日常生活が困窮 との長期ストライキのなかで、はしなくもあらわれた弱点は家庭生活面での「破綻」であった。

殺を保持するための料理講習会へと発展した。 これらの旧慣打破にはじまった「生活改善」運動は、やがてスト期間中のきりつめた生活でも栄

せる自覚をつくりだし、企業のワクをこえた地域住民闘争を発展させる道をきりひらく。 主婦との「家族ぐるみ」の団結を固め、さらに地域における政治的・経済的諸課題に目をむけさ 争を発展させる契機ともなる。職場と地域での結合は、職場到達闘争を前進させ、職場労働者と った職場で働く労働者が、地域交流を通して他の職場実体を知ることとなり、そのことが到達闘 主婦会を中心としたこの地域連帯活動は、職場労働者の地域連帯・交流をも活発化する。

があった。資本の近代的労務管理が、職場管理体制から「生活管理」体制にまでおしすすめられ おける就業規則になぞらえた寮運営規則をつくり、舎監制度を実施した。 政治活動や学習活動を抑制し、監視するために、職制権限をもつ舎監を配置した。そして職場に てきたことを反映するものであった。会社・当局は、就業時間外の寮生活のなかでおこなわれる 六○年代後半の「生活点検」闘争の大きな課題となってきたもののひとつに、寮「生活」闘争

を封じこめることが目的であった。 生活」を名目とする門限もまた、そのほんとうのねらいは、青年労働者の政治運動や学習会活動 寮生がB棟の同僚を訪れることにすら、そのつど「面会届」の提出を強要した。 そのねらいの一つは、寮自治会制度の解散にあった。郵政マル生が強化しているとろ、 「健全な青年の

して、これまで寮生がきずいてきた自治制を破壊する攻撃が激化した。たとえば「電気洗孲機の 国鉄労働者が生活している寮でも例外ではなかった。ちょうど職場におけるマル生攻撃と前後

203

会組織の運動として展開されるかぎり、ことごとく拒否された。『寮は生活の場であって、 台数を増加しろ」とか、「洗面所を改善しろ」などの寮生活から出てくる自治的諸要求は、 にまで労資関係をもちとむのはまちがっている。というのがその理由であった。

採用し、実施する2D提案制度とまったく同質のものであり、「要求先どり」による組織破壊攻 を実現した。との攻撃は「下から」の職場諸要求や団交を拒否しながら、個人的な提案であれば そして、自治会組織としてでなく、個人的な希望として提案するときには、ただちにその要求

**戦の寮生活における実施であった。** 

ラザー・システム(職兄制度)などの全人格的支配が職場と寮生活の両側面でつよめられている。 せまったととが、処分権の濫用として会社が敗訴している。 もと私生活の自由を侵害してはならないという精神に立脚した規定でもある。だから、判例でも ある。また労働基準法第九四条で規定している自治会役員の選挙にたいする干渉の否定は、もと 一九六一年の八幡製鉄所事件として、寮生が外部講師を招いておこなった講演会を理由に退寮を 近代的労務管理にもとづく、青年労働者攻撃として、ビッグ・シスター(B・S側度)とかブ 法律論的にいえば「事業の施設における私生活の自由はおかされない」のがこんにちの権利で

例もかちとっている。 は寮内におけるビラ配付にたいする懲戒行為は、組合運営にたいする支配・介入であるとする判 署名活動は私生活の自由に属するものであるということで解雇無効の判決がおりている。 また政暴法反対の署名を寮内でおとなっていたととによって解雇された旭化成事件も、

海峡石质

けで測定するととは不可能である。髙物価、インフレ、税金、社会保障、教育費の高騰などによ 本の搾取と収奪がつよまるなかで、労働者としての生活領域は労働力再生産構造のなかで重要な ウェイトを占めてきているからである。いまでは労働者の生活は、単に企業内で受け取る貸金だ って再収奪されているからである。 七〇年代にはいるや、「生活点検」闘争はさらにその領域をひろめる。とんにちの国家独占資

義をもつ時期を迎えている。との実践活動を通して、賃金の基礎理論を追求していく運動の質的 発展が展望される。 調査」を総合し、それを生活防衛・改善闘争の有力なテコとして発展させていくことが重要な意 そのような情勢のなかで、いまあらためて労働者個々人の生活点検活動にもとづく「生活実態

組合青年部の組織と運動

i 「親組合」と背年部の問題

ないととだが、基本的には労働者階級内部の矛盾であって、けっして決定的に対立するものでは わゆる親組合と宵年部とのあいだにおける「矛盾」と「対立」をめぐる問題である。 労働組合組織論の重要な課題の一つに青年部の問題がある。そとでつねに議論されるのは、

いうまでも

ない。にもかかわらず、どの組合においてもたえず問題となる原因はどとにあるのか。まず、そ

るため、獲得した質金配分に際しても、その格差が依然としてあらわれてくる。したがって、閾 かかわらず、かなり大きい賃金格差があることである。しかも、それがかなり固定的となってい 争時において活発な行動を展開した背年部であればあるほど、質金配分をめぐっての不満も多く なるということになる。 の問題の所在を明確にしておく必要があろう。 その第一点は、年功序列型賃金体系に深いかかわりがある。労働の質的内容が変わらないにも

年部とのあつれきは比較的少ない。 である。したがって、中小企業を多くかかえているような民間の諸労組においては、親組合と肖 度であり、五○歳代をこえると、むしろ二○歳代の腎年労働者と同等か、もしくは低くすらなっ ている。賃金格差をつけるには、全体的にあまりにも劣悪な賃金状態であるというのがその原因 での賃金格差はきわめて少ない点である。四○歳代と二○歳代との格差は、せいぜい一○対八程 ただ、ここで指摘しておきたいことは、中小企業のばあいには、年配凮と青年労働者のあいだ

組合形成期における熟練工(職能別)労組の欠陥を克服する産業別労組の特徴は、非熟練労働者 パのばあい、賃金格差は熟練、半熟練、非熟練とのあいだに存在している。そして、かつて労働 に組合加入資格をあたえるものであった。 わが国における『親組合』と青年部との関係はややこれに似ている。つまり「親組合」の組合 第二は、賃金問題とからんだ組合運営の問題である。同一労働同一賃金を原則とするヨーロッ 「親組合」に編入されるばあいが多い。

運営は、いわば中堅熟練労働者凮を中心とした「熟練工労組」的な動きとなりがちであり、それ しとれを民間の電機、自動車、金属などに適用すると、八○~九○%までが背年部に吸収されて が少ない公労協や公務員組合では、背年部の年齢制限が三○歳までとなっている。ところが、 青年部との問題をこの側面からとらえなおしてみる必要があろう。 とが、ある意味での産業別指向性として表現される性格を付与されることになる。「親組合」と **員」の比率が高いというところに特徴がある。いきおい、組合運営の軍点がそこにかけられてき** るという現象を呈しているということである。とくに、企業別労働組合の欠陥として指摘されて にたいして青年部の運動は、いわば非熟練層の不満を結集した「産業別労組」的な運動を要請す しまう。そうなれば、組合運動自体が背年部運動へと変質されるという誤りにおちいる。したが た。それにくらべて背年部層は、仕事上の発言権も少なく、企業への執着意識も少ないというと いる「労資の癒着」的性格の一要因を役員構成上でみると、係長(主事)、主任などの「役付組合 って、民間諸労組における 背年部は、 第三は、青年部の年齢構成にからむ問題である。労働力構成のうえからいって音年世 年齢制限も二四歳以下が多く、 それも 既婚者はいわゆる 代の比率

会的にも指導的位置に立っているわけである。それが青年部ということで「被指導的」条件にお るかられっきとした中堅熟練層であり、また二人程度の子どもをもっているとすれば、 るのも当然であろう。たとえば、中卒で三○歳ともなると、動統は一五年、高卒でも一二年とな その意味では、公労協型青年部運動と民間型のそれとのあいだには、おのずとちがいが出てく

世代が組合指導部の担い手になる以外にない条件下におかれているわけだから、問題のおとりよ 題が、公労協、公務員系労組に多い理由の一つはとこにある。民間中小労組では、まさに宵年部 運営上は「指導」「被指導」という関係にはめとまれるからである。「親組合」と背年部との問 かれる以上、そとに一定の矛盾関係が発生するのも、ある意味では当然ということになる。 うがない。そのかわり、公労協、公務員などにいう青年部運動は、逆に展開しにくいという側面 なら、その実体からすれば、むしろ「指導性」をめぐる意見の相違であるにもかかわらず、組織

つぎの三項目によって檘成されている。 第四は、いまの年齢構成ともからむ規約上の問題である。一般に、青年部の規約を要約すると、

- けるので、「親組合」は成人労働者の階級的義務として、学習活動、サークル、レク育成な 背年は、精神的にも、肉体的にも未成熟であるにもかかわらず、資本はその発展を抑えつ 機関決定のワク内ではあるけれども、組合運動の「行動的中核」として活躍する。
- (3)を推進していく。 労働背年だけにとどまらず、ひろく背年一般として、その他の背年とともに平和迎勁など

どに「特別支出」をおこなっても育成・指導していく。

のいかんによっては、⑴と⑵があたかも対立する内容であるかのような運営となって現われる。 つまり、⑴が三○歳までを含むとすると、たんに「行動的中核」にとどまらず、「指導的中核」 右の三つの規定は、基本的にいってなんら矛盾するものではない。だが、資年部 (年齢) 構成

側面だけが「親組合」の指導として強調されると、青年部活動はたんなる「下請機関」となり、 のような運動としてあらわれると、そとにいわゆる「二重権行使」問題が発生する。一方、 レク活動に限定されてしまう。 骨年部をめぐる問題の所在は、 ほぼ右のようなものである。

背年部運動の歴史的経過を簡単にふりかえっておこう。

その第一期は、産別会議時代における青年行動隊運動である。

既成の権威が崩壊状態にあっ

終戦直後においては、背年の自然発生的な直線的エネルギーが、 ったのは当然である。だが、産別会議を指導した共産党自体が、こんにち自己批判しているよう 「戦略なき戦術」の状態であったとすれば、それら背年行動隊の行動様式が、戦術左翼型の連 へと傾斜していったのは必至であった。 文字どおり、運動の牽引車であ

得分会の背年行動隊運動であった。それは尖鋭な革命的行動のようにみえるが、 の一典型は、地域人民闘争路線にもとづく「職場放棄」運動となってあらわれた、国労北海道新 に象徴されるような即物的な抵抗闘争が中心であった。いきおい「指導部をのりこえて……」と ら反幹部闘争的突きあげを展開し、また職場闘争の側面においては、「人民裁判的」つるしあげ いう背年行動隊の運動は、指導部の「指令」を無視した独自行動として展開されるにいたる。そ したがって、一面では、産別会議の指導に批判的であった非共産党幹部にたいしては、 一部の活動家園

だけが分散的に職場を放棄したという点では、階級的労働組合の組織原則を逸脱した分散的なた たかいであったといわざるをえない。

発生であった。 をもつということになると、組織原則からすれば、それは単一労働組合の組織分解活動となり、 一種の「赤色労働組合主義」的な誤りというととになる。これがいわゆる「二重権行使」問題の たとえ、主観的にはどれほど「革命的」であったとしても、背年行助隊が独立した「指令権」

第一期青年部運動としての背年行動隊の歴史は終幕する。それが組織論上にのとした問題が「二 重権行使論」であった。 から民同運動を通じて、総評結成へとつづく労働組合運動の再編成期でもあった。そのなかで、 なく、軍国主義的組織である」という名目で解散を命じた。その時期は、同時にまた、産別会議 領軍は、背年行動隊のラディカルな行動の側面をひっかけて、「背年行動隊は民主的な組織では 背年行助隊運動がこのような状態にあるとき、占領政策の反動的再編成を企図したアメリカ占

年行動隊によって経験させられたところから、背年部は反幹部闘争の組織になることが懸念され あった。その一つの理由は、中央集約主義的傾向にあったためであり、いま一つは、かつての背 第二期は、一九五五年前後からはじまる。総評結成当初の指導部は、青年部の結成に消極的で

年労働者自身による「下から」の動きであった。というのは、朝鮮戦争の特語景気によって雇用 だが、総評結成二~三年後には、二つの側面から背年部結成の気運が生じてきた。 一つは、背

とも下稻みにある臨時工、非常勤職員による、労働条件改善要求は高まった。要求を獲得するた 年の正規社員=本工と比較すると、それに近い賃金格差があった。当然のことではあるが、もっ 厳の背年労働者のあいだには、ほぼ二対一という大きい賃金格差があった。しかも臨時工は、同 圧倒的に背年労働者が中心であった。当時、大企業においては、三二歳の平均成人労働者と一八 労働は拡大されていったが、そのほとんどは臨時工や非常勤職員として採用された。もちろん、

めの組織として青年部の結成を求めた。

じめた総評は、労闘ストをきっかけに戦闘的となり、「幹部闘争から大衆闘争へ」のスローガン いあげる。一九五三~五四年に激化した軍事基地反対闘争が、さらにその気運をつよめた。 のもとで職場闘争を展開しはじめた。闘争の激化は、必然的に背年労働者の行動エネルギーを吸 とうして、「下から」と「上から」の要求とが合致するなかで、総評傘下各組合のなかで背年 いま一つは、総評運動の戦闘的前進であった。いわゆる『ニワトリからアヒルへ』と成長しは

を要求し、本俸スライドのベースアップ闘争のなかで配分に不満をもつ背年部が、「一律アップ」 の搾取」をうけているという表現でとりまとめられていた。その立場から「同一労働同一賃金」 して低賃金体制下におかれているが、さらに青年労働者は、年功加給型賃金体系によって「二重 ための補助的機関として位置づけられた。とくに賃金面についていえば、日本の労働者は全体と

の方針を提起して、しばしば「親組合」の賃金妥協と対立した。

部建設運動がすすんだ。それは、いま述べた経過からして、青年独自の要求を組織し、たたかう

第二期青年部運動がさらに飛躍的な発展をとげる契機となったのが、六○年三池・安保闘争で 211

池の申し子」として社会主義背年同盟が結成され、民主背年同盟が最的にも大きく拡大した。 く行動力を発揮し、たたかいのなかで階級意識を身につけた。政治的自覚を高めた。「安保・三 あった。三池と安保の高揚した大衆闘争のなかで、総評冑年部に結集した背年労働者はいかんな

安保闘争後も、背年部の直線的エネルギーは依然として持続された。だが、労働組合運動は一

歩後退の方向へと傾斜しつつあった。とくに反合理化闘争においてその傾向がつよかった。とと **重権行使論」がささやかれはじめ、背年部の「下請け機関」化にむけた「統制」がつよまる。そ** に若干の「対立」関係が発生する。反幹部闘争への発展を危惧した「親組合」のあいだで、「ニ

組織されないまま、分散的、暴発的なエネルギーとして発散した。エネルギーの無政府主義的な 関心」が強調されたのはこのころからであった。だが、国家独占資本の体制強化策はますますつ よまる以上、青年労働者がいつまでも無気力にとどまるはずはなかった。しかし、それが十分に の機会をつかまえて、資本は近代的労務管理を中心とした背年労働者対策をつよめていった。 その結果、青年労働者は一時期、無気力におちいった状態を示した。組合運動にたいする「無

## Ⅲ 近代的労務管理に対決する組織運動

ふきあげ、それが一九六○年代後半に一時的にあらわれた極左的運動であった。

う歴史的総括は、背年労働者一人ひとりのなかにはじまっている。また、六○年代における労働 争」や、「極左的行動」では、これからの大衆的背年部運動を強化していくことができないとい 組合資年部の第三期は、すでに七〇年代闘争とともにはじまっている。いたずらな『反幹部闘

組合運動にあったように、 が、まるで組合幹部の現役軍とOB軍とのたたかいの様相を示している事実をみるにつけても、 ことはできないという反省も十分におこなわれている。あるいは、職場における団体交渉の現実 「戦略なき戦術」主義ではだめであることの教訓もえたはずである。 「指令教条主義」的な運動では、これからの組合運動を強化していく

占資本による近代的労務管理そのものであったといってよいであろう。六〇年代後半からはじま それらのたたかいのなかからの教訓とともに、背年労働者がみずから学びとってきたのは、独

かに六〇年代における労働者の一括支配型労務管理とは異なっている。 ようにみえる。 活動にたいする会社・当局の育成資金は、「人間性尊重」にむけての資本の政策転換ですらある 発性」を埓重しているようにみえる。また、それにともなう職務・職能給は、能力 に た いす る させるかのようなかたちをとる。強圧的な勤務評定にかわる「自主申告制度」は、労働者の「自 その特徴である。2D運動や目標管理型の労務管理は、現象的には、労働者の「創造性」を発揮 廃止は、機械によって人間がしばられる不都合を解消した「自己疎外」からの脱却に思え、レク った急速度な技術革新と、それにともなう背年労働者をテコにした合理化再編成の攻撃は、明ら 正当な評価」であり、「自己能力の開発」に役立つような錯覚をあたえる。タイムレコーダーの 研修制度を通じて、一人ひとりの労働者を洗脳していく、いわば長期的な「非攻撃型」攻撃が

の労働者にたいする分割支配にほかならない。職場委員会や寮自治会といった組織的要求にたい

これらの多面的かつ多様な労務管理攻撃は、これまでの「包括的」支配と異なり、一人ひとり

しては断固として拒否する資本が、同じ要求であったとしても、2D提案として、個人的な要求

生じる。「階級的云々」よりも、目先の効果達成に眼が注ぐ。競馬新聞が電車の網棚にあふれて に分解すればただちにその要求をいれる最近の事情をみれば明らかなはずである。 ノ」をあたえるという「要求先取り」型の攻撃といってよい。生産力の発達とおびただしい供給 それらの基本的なねらいはなにか。一言でいえば、階級性の否定である。それを捨てれば「モ 青年の欲望をかきたてる。そとに欲求さえ達成できれば、その手段は問わないというスキが

いる社会現象をみればよい。

部運動にとっての最重要課題であるといわなければならない。 政治闘争、思想闘争 的活勁でしかなかった。だが、資本主義の経済的・政治的矛盾が深化するなかで体制的危機感を 学習陶争である。正直にいって、六〇年代の労働運動では、学習運動は片隅に追いやられた補助 ではまったく有効性をもちえない。本質を理解させる運動は、いうまでもなく学習運動であり、 代的労務管理の階級的本質を理解させていく活動が必要となる。いわゆる「網打ち」的な組織論 い比重をもってきているといわなければならない。労働者階級の三つの闘争領域 つよめている独占が、思想攻撃的側面を強化している現状のなかでは、学習闘争はきわめて大き このような情勢のなかで青年部運動を組織していくためには、一人ひとりの青年労働者に、近 ――のなかで、もっともおくれている思想闘争を強化していくことが、背年

るが、それは職場闘争の項で述べているのでここでは省略する。したがって、思想性にもとづく

もちろん、学習闘争と並行して、職場の権利点検・摘発闘争を活発化していくことは当然であ

214

よぼすことはできない。 的な活動として実践されていかなければならない。抽象的な論理だけでは大衆運動に影響力をお よって、中・髙齢労働者にも影響をあたえていくことは確実である。思想性は、そのような具体 **青年部によるねばりづよい「日刊新聞」運動が誠実に積みかさねられていくならば、その事実に** 論闘争と激しい大衆行動だけで中・高齢労働者と対比するところに、「対立」的関係が発生する。 提起しておきたい。青年部世代が、中・髙齢組合員を言葉だけで説得するのには限界がある。

長期視点にたった――青年部運動としての日常的な実践活動としては、「日刊新聞」運動

の現実のなかに閉じこもっているはずである。それは春闘や年末闘争時には組合活動が機能 春闘とストライキという一時的な行動の統一に成功したとしても、そのあとでは企業別労働組合 などの社会的領域に属する分野の諮要求をかかげた国民的統一行動をたたかうことである。 の欠陥ははっきりしている。これを克服する道は、 いるが、 な交流や連帯活動がおこなわれていたかといえば、 第三は、企業をこえた青年労働者の交流と連帯である。すでに述べたとおり、企業別労働組合 しかし、その実態からいえば、産業別中央指導部間における戦術調整が中心であった。 、ル生闘争がマル生共闘の気運をつくり、さらに産業別統一闘争を前進させた。 交通産業ゼネストであっても、各地域、各職場において、交運共闘に属する組合間の日常的 それ以外のときには職場に組合運動が存在しない幹部請負型企業別組合の欠陥と同質の かならずしもそうとはいえないはずである。 企業のワクをこえた産業別統一闘争や、

のであるといえないだろうか。

を達成しなければならない。第三期の前進指標をそこに求めることが必要である。 必要なことは、日常的な産業別交流であるといわなければならない。青年部は率先してこの任務 こんにち、われわれが労働組合の組織原則を産業別労働組合であると認識するとすれば、いま

第五章

統

戦線と労働組合

組織としての労働組合を結成した。

逆に労働者は、

一揆的な闘争と一時的団結の弱さを自覚するにいたった。労働者は永久的な

歴史の流れと労働者階級の勝利

然発生的な爆発で終わった。だが、その後における資本の専制支配がより苛酷なものとなったと ざし、人間らしい生活を求めてたたかう。 いする自然発生的なたたかいからはじまる。非人間的な苛酷な労働条件や生活諸条件の改善をめ **最初のとろは、そのたたかいは一揆的なものでしかなかった。耐えきれなくなった労働者の自** 労働者は、 最初は資本主義的諸矛盾の「結果」にたいしてたたかう。長時間労働や低質金にた

方の極での「貧困の蓄積」をうみださざるをえないという法則性をもっている以上、労働者にた と弾圧をくわえた。しかし、資本主義社会が、一方の極における「富の密積」と同時に、いま一 最初は、小さな職能利益擁護集団にすぎなかった労働組合は、やがて独占資本主義の段階に入る いするいかなる弾圧も規制も、その歴史的な流れを押しとどめることができるはずはなかった。 世界のすべての資本家たちが、労働組合の結成を抑制するために、団結禁止法による法的規制

みずからの組織を産業別労働組合へと再編・発展させていった。その過程で数多くの非熟練

労働者を組織に結集した。たんに個々の資本家にたいしてだけでなく、労働者のたたかいは、

階級の二つの組織の協力と統一行助が前進するなかで、資本主義体制は危機を深めていく。 る。直接的に、「原因」そのものを根絶することを目的とした社会主義政党を結成する。労働者 にたいするたたかいからはじまった労働者階級の闘争は、いまや資本主義的諸矛盾の「原因」そ のものへとむけられていく。その時点において、労働者階級の組織もまた、組織的な飛躍をとげ 働者階級のたたかいもまた、国家権力そのものへの対決をめざしてすすむ。資本主義の「結果」 移行していく。国家権力を直接前面に押しだした労働者支配を開始してくる。それに応じて、労 本家階級にたいする労働者階級のたたかいへと発展していく。階級闘争として展開される。 階級闘争が発展するにつれて、独占資本はその体制防衛政策として国家独占资本主義体制へと

おいて発展させ、社会主義革命として実現させたのがレーニンであった。 ンゲルスであった。マルクス・エンゲルスの理論と実践に導かれながら、それを帝国主義段階に この資本主義的歴史法則を分析し、法則にしたがった運動を展開したのがマルクスであり、

盾が激化した。その矛盾が第二次大戦となって勃発した。最初は帝国主義戦争として勃発した第 崩壊させることはできなかった。一般的危機はますます深まり、そのなかで帝国主義国の相互矛 た。労働者階級の二大部隊——社会主義政党と労働組合——を中心とした反ファシズム闘争は、 ロシア革命を押しつぶすために、反革命の「神聖同盟」を組織したが、ソヴェト社会主義国家を 二次大戦は、ソヴエト社会主義国連邦の参加によって、反ファシズム闘争の性格をもつにいたっ シア革命以降、世界の資本主義は一般的危機へと突入した。危機を迎えた世界資本主義は、

**爬した。危機を深める資本主義世界体制は、もはや社会主義世界体側を封じとめる力を失った。** して朝鮮、ベトナムに人民民主主義諸国家が誕生した。一国社会主義は社会主義世界体制へと発 第二次世界大戦は、反ファシズム勢力の勝利をもって終結した。東ヨーロッパに、 中国に、そ

帝国主義支配に抗する民族独立運動と結合した。

にほかならなかった。

「平和共存」を余儀なくされた。「平和共存」は 国際階級闘争における 労働者階級の前進の成果

界体制と資本主義諸国家の労働者階級、そしてすべての民族独立闘争をたたかう国際的な労働者 リカ帝国主義のドル過剰はドル不足へと転化し、戦後資本主義を防衛するIMF体制の危機は、 スミソニアン体制の崩壊となってあらわれてきている。ベトナムの民族独立闘争は、 資本主義世界体制は、 アメリカ帝国主義への従属のなかから自立した日本独占資本は、危機に瀕するアメリカ帝国主 勤労国民による反帝国主義戦争勢力の支持をうけながら、勝利をにぎりつつある。 アメリカ帝国主義を柱として、そのたてなおしに狂奔した。だが、 社会主義世

義に肩代りして、アジアを中心とした帝国主義的支配体側の樹立をめざして狂奔しているとはい |面をもった反独占の政治的統一戦線運動の前進となって強化されつつある。 かつては防衛的な側面をもって出発した反ファシズム統一戦線運動は、いまや積極的な攻撃の すでにその歴史的宿命は明らかである。

てきている。七五年には、パリのランブイエでアメリカ、西ドイツ、イギリス、 とくに一九七五年を境として、いまや国際的帝国主義主義体制はきわめて深刻な危機に直 フランス、 イタ

221

失業、国際収支の赤字 かった。七六年には、プエルトリコのサンファンで、また七七年にはロンドン会議を開催したが、 日本の六大帝国主義国が会議をおこなったが、そこではトリレンマ―― ――の悩みをうちあけるだけで、なんら解決の方向を見出すことはできな 髙物価

結果はまったく同じように解決の方途をみいだすことはできなかった。

戦線運動も大きい髙揚をもたらしている。 を獲得し、またアンゴラ人民戦線解放運動も勝利した。ポルトガル、スペインなどでは、 ズム的政権の長い歴史をくつがえした政治の民主化が進行している。フランス、イタリアの統一 一方、七五年にはベトナム社会主義共和國の誕生を中心に、インドシナ三国人民の解放、 ファシ

いっぽう、社会主義世界体制を中心とした全労働省階級と動労被搾取国民が結合した、国際的統 戦線運動は着実に前進しつつある。 国際階級闘争は、いまや新しい局面に直面している。帝国主義的緒勢力はますます危機を深め、

迦動をテコとして、社会を変革させることができるということである。世界は、いまやその方向 割を与える。それは防衛的性格から積極政策への転換であり、議会を中心とした政治的統一戦線 にむけて確実に動きはじめているのである。 国主義的軍事進出を封じこめる力をもってきたととを物語るものである。帝国主義的軍事進出や ファシズムを抑制することが可能となったこんにちの情勢は、統一限線運動にも新しい意義と役 全ヨーロッパ安全保障体制の確立は、帝国主義陣営による対社会主義国封込め政策が、 逆に帝

けをつくったのは、

めすべての勤労国民の諸要求を抑圧し、

**とれを反ファシズムという政治的統一目標にむけて組織し、統一闘争として発展させるきっか** 

人間的自由を剝奪した。

フランスにおける二大労組――フランス労働総同盟と統一労働総同盟――の

統

戦線の歴史的教訓と現代

して、統一戦線運動の有力な一隅を担う組織力を構築することが国労にとっての大きな課題とな の意味は「国労新綱領」のなかでも明らかにされているとおり、階級的労働組合の歴史的任務と っているからである。 きわめて簡単に統一戦線運勁の歴史的教訓を総括しておきたい。いうまでもなく、

剝奪し、人間性を奪いとり、残虐な人間の殺りくをおこなった。ファシズムは労働者階級をはじ 改悪されて生活不安に追いとまれ、地域住民の自治制は破壊された。思想・信条・信仰の自由を しつけた。殷産物の価格支持制度を破壊して農民の生活を窮乏化させた。老人は老齢年金制度を あった。フランスやイタリアにおける反ファシズム統一戦線運動はその実践であっ ファシズムの支配は、労働者からいっさいの権利を奪い、低貿金、長時間労働、 一戦線運動が革命戦略として位置づけられたのは、一九三五年のコミンテルン第七回大会で 労働強化を押

運動の中核的推進力である二つの労働組合の共同闘争と統一行動を通じて、労働組合の戦線統 とに結集した。社会党、共産党を中心として反ファシズム統一戦線要網も作成された。それらの 統一ストライキ闘争であった。学者や文化人を含む広範な人民的諸組織が反ファシズムの旗のも 国革命もまた、統一戦線運動の産物であった。朝鮮に、キューバに、そしてベトナム民族解放統 とたたかったすべての政党と政治活動を保障しながら、社会主義的政権として誕生している。中 を生かして、東欧人民民主主義諸国家が誕生した。それらの諸国家は、こんにちなおファシズム が遠成され、フランス労働総同盟が結成された。反ファシズムの政治的統一戦線運動が髙揚する なかで、労働組合の戦線統一が実ったのである。 第二次大戦は、国路的な反ファシズム統一戦線運動の勝利をもって終わった。この国際的教訓

独占」社会主義への展望をもった積極的、攻撃的統一戦線運動へと大きく前進した内容をもつも 保障などの社会的領域へと拡大した労働者要求を統一して、空前の統一行勁を組織した。イタリ **盛りあがってきた。一九六八年にはじまるイタリア、フランスの労働運動は、滅税、** のである。そして、これらの統一行動、統一戦線運動の歴史的高揚を背景として、ポルトガル、 あかった。それは一九三〇年代の「反ファシズム」という受身の統一戦線運動にくらべて、「反 の締結とフランス労働総同盟、民主総連合などの労働組合運動を中核とした統一戦線運動が盛り アでは社・共を中軸とした革新自治体がつぎつぎと誕生し、フランスでは、社・非共同政府縄領 一戦線運動はひろがりチリに人民連合政府が樹立された。 時衰えていた国際的統一戦線運動の波は、一九六〇年代後半から七〇年代にかえてふたたび 住宅、社会

過程でアンゴラ人民戦線が高揚し、ついに社会主義的な変革をかちとった。 なった。ポルトガルにおける民主化迎動の発展は、それまでの独裁的支配体制をゆるがせ、その であった。それはまた、インドシナ三国人民の運動にいっそうの革命的高捌をもたらす要因とも その画期的な転換の一つは、一九七五年のベトナム闘争勝利とベトナム社会主義共和国の誕生

スペインなどの「ファシスト的独裁国家」に巨大な民主化運動が燃えあがった。

はますます深まり、経済戦争はいちだんと激化の様相をおびてきている。 告白するだけで、なんら解決の道を見いだすことはできなかった。七六年のプエルトリコのサン 資本がかかえる『トリレンマ』――髙物価・インフレ、大量失業、国際収支の赤字――の悩みを ファン会議、つづくベルリン会議でも結論は同じであったばかりか、帝国主義諸国相互間の矛盾 フランス、イタリアの六大帝国主義陣営の首相がランブイエに集合した。しかし、現代国際独占 す多くの矛盾をかかえこむにいたった。一九七五年には、アメリカ、ドイツ、日本、イギリス、 統一戦線運動の国際的発展の条件は成熟しつつあるといえる。 とれらの国際的統一戦線運動の髙揚とうらはらに、帝国主義世界体制は「出口」のないますま

tighte <mark>weiterbiere</mark>

### · IMF·JCの結成

う深めるとともに、反独占・反自民の政治的統一戦線構築の客観的条件をもつくりださざるをえ とのような国際的政治・経済の危機を反映して、日本の資本主義体制もまたその矛盾をいっそ

そして左翼的労働組合運動も壊滅的打撃をうけていた。 急速に統一戦線運動が盛りあがっていったが、そのとろわが国では、社会党(左派)も共産党も、 くらべて弱い。ヨーロッパでは、コミンテルン第七回大会の提起をうけて、一九三五年前後から しかし、わが国では統一戦線運動の経験はきわめて浅く、またその主体的条件もヨーロッパに

Towns Big things -

である。しかも、この年は戦後世界を特徴づけたアメリカ帝国主義の支配体制が弱体化し、矛盾 て、やがて大衆的な規模で意識化されてくるととになる。その一転機となったのが一九六五年代 とえ萌芽的なものであったとしても、ひとたびそれが発生するや客観的諸条件が成熟するにつれ の三池・安保闘争がその出発であり、それもきわめて萌芽的なものでしかなかった。しかし、た その意味で、わが国における統一戦線運動は戦後までまたなければならなかった。一九六〇年

を累積するなかで、ベトナム戦争をエスカレートするときであり、 トナム反戦統一行動を盛りあげることを触発したのである。 それがまた、わが国における

のであった。同時に、アジアにおける反共盟主国として地位を固めることを目的とするものであ それは過剰生産恐慌への危機をはらむ日本独占資本の、帝国主義的海外進出への突破口を開くも った。日斡条約はまぎれもなく、帝国主義的反共条約であった。 一九六五年は日本独占資本にとって一つの転期であった。転機は日韓条約の締結に象徴される。

性向上運動を、というわけである。 活を豊かにするという短絡化された論理を横行させることであった。そのためには、 **益論である。激化する国際経済競争に耐えぬいて国民経済を発展させることが、国民の経** して、独占資本がおこなうイデオロギー攻勢の常套手段はナショナル・インタレスト=国民的 よりお いた日本の労働者階級は、ふたたび統一闘争にむけての気運を盛りあげつつあった。それをなに この政治反動攻勢をまえにして、原水禁の分裂や「四・八声明」以来、混乱と対立とを深めて それたのは、 いうまでもなく反動的な政府と独占資本であった。 帝国主義的海外進出に際 さらに生産 済的

動の 換えとして経済的「オコボレ」を頂戴するという思想にほかならない。体制的合理化と貸上げと という主張となってあらわれる。政治反動が激化しようとするまさにその矢先で、 を経済闘争だけにしばるということは、資本主義体制に屈服し、政治反動を承認することの引き 生産性向上運動に反対の立場を通してきた総評の一角、 、なかに動揺がはじまった。それは労働組合運動の闘争領域を、経済闘争だけに局限すべきだ 鉄鋼労連がこの攻撃に屈した。 労働組 合進動

総評運

の物々交換でもある。

が豊かになるという論理が成立する。 れによって「企業の危機」を克服し、 かす。この状態をそのまま許すならば、たとえその内容が帝国主義的な市場拡大であっても、そ そとに 企業別労働組合の「現実」が存在するかぎり、企業規模の格差は賃金格差となって反映する。 〝理屈をいっても腹はふとらない〞という現実主義が頭をもたげる。資本がそれをそその 「企業基盤の充実」とそが、労働条件改善の近道であると 「企業基盤が充実」しさえすれば、貸上げにとっての条件

立するわけである。 それに比例して、自動的に賃金が上がるという俗説を流す。労資協調の「生産性基準原理」が成 さらには、いたずらに賃上げ闘争などをやらなくても、生産性向上運動さえおこなっていけば、 とうして「企業基盤の充実」=生産性向上運動への積極的協力という等式が組み立てられる。

いう論理的すげかえがおこなわれる。

った。一九六六年、総評・鉄鋼労連がこれに加入する。その結果、IMF・JCには総評、同盟 この独占の意向にそって、日本労働組合の右翼的再編成を企図して結成されたのが、IMF・ (国際金属労連・日本協議会)である。結成当初は、中立労連や同盟系労組がその中心であ 中立労運、新産別の四全国組織と、上部単産をもたない大企業労組が組織されたことにな

ればならないという確認のもとで組織拡大・強化をすすめてきた。その基本路線を放棄し、IM 日本の労働組合で中核的位置を占めてきた総評は、わが国における「戦線統一の母胎」でなけ

F・JCを母胎とした「戦線統一」を提唱したのが、一九六七年の「宝樹論文」であった。その 総評の右翼的解体=反共戦線統一にほかならなかった。

### 

動への積極的協力と、それによる「成果配分」を主張した。 的経済闘争を強調することによって非イデオロギー的外装をほどこした資本主義擁護イデオロギ あった。それは「政治的中立」の名による現資本主義体制追認の思想であり、 **ーへの屈服を意味するものであった。事実、JC組合とそれを支持する指導部は、** IMF・JCが提起した労働組合運動の基調が、 「政治的中立」であり、 「労働組合主義」で 「労働組合主義」 生産性向上運

治的反動が強化されてきていることを認識してきたということである。労働者階級の政治的自覚 である。一言でいえば、労働者階級の統一闘争を必要とする政治的・経済的客観情勢が発生して るならば、その運動はたんに労働者階級の闘争の盛りあがりにとどまらず、すべての勤労国民や は必然的に反独占の政治闘争にむけて発展する。まして社会主義政党のつよい指導がおこなわれ ととを、いやでも思い知らされるような職場事情が一般化してきたということである。また、 かとらえきれなかった労働者であっても、「合理化」問題はすべての職場に共通するものである いたということにある。六〇年三池闘争の時期には、 問題は、 自然発生的にも高まりつつあった。これをそのまま放置しておくならば、 たとえ一時的ではあれ、なぜとのような右環的「戦線統一」が進行したかということ 「不況産業」の例外的「合理化」攻撃とし 労働者階級の運動

市民をもまきこむ一大国民的政治闘争へと発展することは必至である。

党単独得票率四七・二%をこえるという政治状況が発生している。また六〇年以降の社共の対立 もようやく克服され、六五年から「一日共闘」というかたちで統一闘争にむけてのきっかけをつ - 一九六五年七月の参議院選挙では、全野党の得票率は四七・四%に達し、はじめて自民

かみとることになったのである。

的『戦線統一』運動の背景には、そうした政府・独占の意志がはたらいていることは明らかであ るための、目的意識的な組織攻勢を開始してきたのも当然であった。労働組合運動における右翼 的であるとしても――、そうした政治的矛盾の表現であったといえる。 限の《三無政策》で救済したのにたいし、九八〇〇件の小・署細経営が倒産するという経済矛盾 のなかで、没落する小ブルジョアジーが反独占・反自民の政治勢力へと移行する――たとえ一時 二五〇億円に達する赤字をかかえた山一証券にたいして、政府が直接、無担保、無利子、無期 このような情勢をむかえた政府と独占資本が、統一戦線運動にむけての発展を未然に防ぎとめ

働組合レベルだけの「戦線統一を!」と主張しながらも、その論文の副題に「社会党政権の樹立 の階級的性格をうすめる必要がある。この要望をみたす運動として組織しようとしていたのが、 かも、そこでいう『社会党政権』は、反独占の政治方針を貫くものであってはならない。社会党 をかかげるという論理的矛盾に満ちみちていたのは、むしろ当然だといわなければならない。し たがって、宝樹論文が政党レベルでの「不毛な」イデオロギー論争はさておいて、

ける改良主義的再編成運動と結合していた。 「社・公・民」政治路線にほかならなかった。 労働組合運動の 右翼的再編成は、 政治

...レベル

にお

共が進出し、七三春崗が高揚期をむかえた政治闘争を背景として階級的なたたかいを推進したと この情勢は、七○年代にはいっていっそう鮮明となる。七二年末の衆議院選挙にお いて、

き、社・公・民政治路線と「戦線統一」が破産の運命をもった事実が、そのことをはっきりと裏

関連をもって動かなければならなかったのか、この問題を分析しておく必要がある。その基本的 國において社会主義的な民族独立運動が成功したばあいはどうなるか。外国資産の国有化は必至 要因は、いうまでもなく国家独占資本の帝国主義的海外進出である。六五年以降、東南アジアの 「開発途上国」にたいする政府や独占の投資は拡大の一途をたどっている。 それと同時に、労働組合の右翼的再編成が、なぜIMF・JCといった国際労働組合運動との かりに、 それらの各

環が労働組合運動である。それもまた、先進的な日本の労働組合が「援助」し、 形式はあくまでも「援助」と「連帯」というかたちをとらざるをえない。その「連帯」活動の一 たちをとる。その「指導」の結果、政治闘争を否定する労働組合運動が形成されるならば、 ておくことが必要である。だが、大戦前のような蹊骨な帝国主義的抑圧は、不可能となっている。 そうである以上、政府や独占としては、それらの国における社会主義的政治勢力を未然に抑え 「指導」 するか

や独占の投資・財産は安定する。労資協調を基礎にした「国民的利益」論の政治・経済的背景は

占の戦略的立場であることは明らかであるといわなければならない。 **これである。労働組合にアジア反共体制の一環を担わせていく。それが現段階における政府・独** 

# 政治的統一戦線と労働運動の統一

# 闘争領域の拡大と反自民・反独占国民春闘

れ、その逃勁は破産した。それは客観的な法則性からはずれた運動をおこなうものがたどる歴史 的宿命であるといわなければならない。資本主義的矛盾の拡大と深化がそれを許さないのである。

右翼的戦線統一の主唱者は、一九七二年を再編成の時期に設定した。だが、その期待は裏切ら

業、あらゆる職場のなかに貫徹してきた。搾取の強化がつよまった。そればかりではない。 合理化体制として、その矛盾と規模を拡大・深化させずにはいなかった。独占価格とインフレに よる物価上昇、住宅難、酷税、劣悪な社会保障、さらには職業病、労働災害、交通災害、産業公 や金日本の地域・住民をもまきこんだ過疎・過密体制として、言葉をかえていえば、日本列島総 自然環境の破壊、PCB、水銀禍などなど、もっとも基本的な生きる権利や健康までが奪わ 「九六○年代にはじまったスクラップ・アンド・ビルドの体制的合理化は、いまやすべての産

れつつある。しかも横暴な独占は、人間生活にかかわるすべてのものを買い占める。政府はそれ

人間的差別が大きくなる。いまや労働者とすべての動労国民の不平、不満は、一触即発ともいう 的矛盾へと拡大され、集中されている。その全過程を通じて、社会的格差はいっそうひろがり、 を野放しにしているばかりか、逆に促進する。 いわゆる国家独占資本の搾取と社会的収奪の強化である。経済的矛盾の累積は、

、き爆発寸前の状態にすらなっている。

闘争だけでなく、社会的・政治的領域にむけてその闘争領域を拡大していかないかぎり、 政策と対立していく内容をもった課題別の要求をかかげる市民・住民運動との共同闘争を展開 直接的に「反独占」の方針をかかげていなくても、運動をすすめていけば、結果として独占の路 治的方針をかかげる社会主義政党や民主主義政党との協力体制を強化していく必要がある。 ていく必要に迫られる。 条件を改善することはできない。また、そうした闘争領域を拡大していくためには、反独占の政 とのような客観情勢は、労働組合の闘争領域を拡大させずにはいない。もっとも直接的 生活諸 な賃金

資本主義的政治・経済体制を前提にした圧力団体の地位に引き下げようと狂奔してきたのである。 である。経済闘争の領域にだけ封じこめようとしたのである。もっと厳密にいうと、労働組合を 撃をくわえ、あるいは巧妙な近代的労務管理を駆使して、その戦闘性を奪いさろうとしてきたの ことを認めた政府と独占は、屈服させた労働組合に、擬装された社会的・政治的諸課題へのとり にもかかわらず、社会的・政治的な矛盾が労働者階級のうえに襲いかかることを防ぐ道がない それゆえにこそ、独占資本は、これらの運動の中核となる労働者階級と組織にたいする分裂攻

に発展した「四・一七年金統一スト」は、年金制度のもつ収奪性と自民党政府の欺瞞性を国民の とした反独占の政治勢力が大きくつつみこんでいったことは周知のとおりである。そして七三春 的合理化——生産性向上運動にたいして、真向からの対決をおこなった。それを社会党をはじめ れが右翼的「戦線統一」運動にほかならなかった。たしかに、その結果、 まえに暴露したのである。 た。とくに国労マル生運動がその方向性を示した。民間大手労組の破闘性を奪いとった資本主義 をシワ寄せられる中小企業労働運動が戦闘性を支えた。あるいは市民運動がそれをカバーした。 くみをさせざるをえない。擬裝された統一般線運動を側面から促進させていかざるをえない。 一時的には右傾化の道を進んだ。とくに民間大手労組がそうであった。だが、その間、より矛盾 そして七〇年代に入るや、公労協が労働組合運動の階級的高揚にむけての突破口をきりひらい 労働者階級を先頭とするすべての民主勢力の力による、独占資本の孤立化政策はいっそう進行 「政治春闘」としてのきっかけをつかんだ。五三単産三五〇万人を結集して、空前の規模 国労新綱領がめざす道 日本の労働組合運動

りはじめた。さらに七四春間の直前には、反独占政治勢力の結集にとって重要な意義をもつ「イ 社党の革新連合国民政権がそれであった。政治的統一戦線の樹立はしだいに具体的なかたちをと 日本社会党の国民連合政府、日本共産党の民主連合政府、公明党の中道革新連合政権、そして民 し、七四年七月の参議院選挙前には、金野党がそれぞれの政権構想を発表する政治情勢を迎えた。

### 234

を自覚したのである。

もちろん、

これにたいする政府・独占の反撃も強化される。彼らは、

が、共通する政治・経済的課題にむけて統一闘争を開始した。 ンフレ共闘」が組織された。社会変革運動の三つの構成要素である、 春闞は社会的領域へとそのたたかいを発展させ、「国民春闘」としての性格を明確にした。 政党、 労働組合、

民主団体

て位置づけられねばならない」と、統一戦線形成の中軸となるととを明確にした。 ものとして、その強化にとりくむ。そのために国民諸階層の要求を代表する当事者の組織と多様 から司法闘争まで)に対する抵抗闘争をもうらし、それが反独占民主主義統一戦線の中軸をなす 評も、その運動方針のなかで、「われわれの諸要求実現の闘いや、既得権侵害(職場の労働条件 かつ多面的な共聞、民主的な共闘の構築の活動の展開をめざす活動が、政治活動強化の中心とし

「上から」あたえられた権利、それゆえに また奪われた 労働基本権を、「下から」の組織力と闘 **閩にわたる公労協のスト権奪還ストが整然とうちぬかれた。いまはっきりと、日本の労働運動は** 労働署や地域住民にたいするオルグ活動を通じて、統一戦線の構築とそが緊急な課題であること 五春聞は敗北であった。しかし七五国民春闘とスト権奪還ストを真剣にたたかいぬいた労働者に 争力によってとりもどそうとするだけの力を蓄えてきたのである。賃金闘争の面からすれば、 |国民春聞||路線は、確実な 第一歩をふみだした。この運動の 髙揚のなかで、七五年秋には九 とのような情勢のなかで、七四年参院選は「保革伯仲」を実現した。政治的統一戦線の高揚と 敗北感はなかった。むしろ、この困難なたたかいを勝利させるために、企業のワクをこえた

階級的労働組合への道を

はない。彼らの攻撃の強化は、つまるところ、労働運動をますます階級闘争として発展させる条 して使うであろうという理由で、頑強にスト権付与を抑えにかかった。しかし歴史にあともどり すすむ公労協にスト権をあたえるならば、経済闘争の武器にとどまらず、社会変革闘争の武器と

件をつくりだすだけである。

政治的にもまた、七六年梁院選、七七年参院選で、社・共を抑えこんだかにみえる。 思想攻撃をかけることによって、一時的にはのりきることに成功したかのようにみえる。そして 政府と独占資本は、みずからがつくりだした経済危機を、七六春闘では「屈用か、賃金か」の しかし七七年参院選の結果をみれば、自民党の単独得票率はついに四○%台を割って三五・七

氷山がどうであれ、海面下でははっきりと「反自民」の政治構造が形づくられつつあるといえる。 の四つの連合的組合せが、自民党単独得票率をこえるにいたった。議員数の増減という海面上の %に減少している。その結果、「社・共・公」、「全野党」、「社・公・民」、「社・公・民・新自」 なるとき、彼らが選択する道は明らかである。 自民党単独政権の崩壊は、もはや時間の問題である。その政治選択を求められる情勢が明確に

あるが、「反独占」ではない連合政府である。だとすれば、彼らが選択する道は明らかである。 勢のもとでは統一戦線政府をめざす連合政府となる。そして後二者の組合せは、「反自民」では した連合政府であることを明確にさし示している。いまこそ、この網領を実現するため、すべて さきの四つの組合わせのうち前二者は、「反独占・反自民」の連合政府であり、一定の政治情 |国労新網領」がめざす道は、 この二つの「連合政府」のうち、 統一戦線政府への展望をめざ

付論

―マレクス・レーョンのツ閾組合論 階級的労働組合の性格と任務

## 労働組合機能論の本質

ように定義している。 労働組合運動史の古典的名作といわれているウェッブの 「労働組合史」は、 労働組合をつぎの

する恒久団体である。」 また、イギリス労働党の理論的指導者G・D・H・コールは、つぎのように規定する。 労働組合とは、一種または二種以上の職業に就業する労働者の結社をいうのであって、その |労働組合とは、 賃金労働者が、 その労働生活の諸条件を維持または改善することを目的と

であり、資本主義政治・経済支配体制を絶対的な前提条件としているところに問題がある。つま って労働組合の性格はすべて説明されているようにみえる。だがこの規定はきわめて機能主義的 右に紹介した二つの規定は、労働組合にかんする古典的定義である。たしかに、この規定によ 紐合員の日常の作業に関連した経済的利益の保護推進を目的として運営している結社である。」 「労働組合主義」思想を前提とした労働組合の規定にとどまっているということである。

規定のなかでは隠されている。 であり、搾取がつづくかぎり、労働者階級は永久に解放されることがないという本質が、 さきの

産力の発達があるわけではない。マル生の実物教育がそのことをわれわれに教えている。 果はすべて生産手段の所有者の蓄積を拡大するだけである。労働者の生活を豊かにするために生 ている社会である。どれほどすぐれた機械が採用され、いかに生産力が発達しようとも、 資本主義社会は生産手段の私有側を基礎とし、最大限の利潤を獲得する目的をもって生産され その成

いりきな

だすことを明らかにした。 それが法則であるかぎり、資本主義社会が存在するかぎり、労働者階級の完全な解放はありえな 働者を搾取することによってのみ生存することができる。いわゆる「窮乏化法則」がそれである。 ある。それに抵抗する団結を解体することが必要である。組織的にも思想的にも抑圧する必要が い。マルクスは『資本論』のなかで、資本主義の法則性をくまなく分析した。資本主義的蓄積の ある。資本と質労働は対立する。どのようにしても和解しえない階級対立が存在する。資本は労 利潤の狓得と資本審積のためには、労働者の生活諸条件や労働条件を低く抑えることが必要で 一方の側における宮の崟積であるとともに、一方の側における貧困の嵡積をうみ

うだいするものとして限定している。現象を説明してはいるが、本質を語っていない原因はそこ 私的所有を絶対的な真理であると前提し、労働者の運動を少しでもよけいにそのおこぼれをちょ 解放については語っていない。資本主義社会が永久につづくことを前提にしている。生産手段の ウェッブやコールは、労働組合運動の現象については説明している。だが、労働者階級の真の

n, stagger

とを明らかにした。

てとらえることによって、労働者を永久に資本主義の鎖のもとにしばりつけようとしているので とくに、コールの規定をみれば明らかなように、それは労働組合を職能的利益を守る運動とし

にある。

であった。 とれらの俗論を真向から否定したのが、 マルクスやエンゲルスの思想であり、その労働組合論

ルクス主義と労働組合

**ことを実証的に分析するとともに、その専制支配にたいする労働者の抵抗が必然的に発生すると** 『イギリスにおける労働者階級の状態』は、 資本紊積が労働者階級の 貧困をうみだすものである

ルクス・エンゲルスの理論は、なによりもまず資本主義的搾取の現実から出発する。

の運動は、資本主義的諸矛盾のばらばらなあらわれにたいしてはそれなりに有効な武器とはなり 「経済法則を変えることはできない」ことを明らかにした。この経済法則を変えないか 243

それらの自然発生的な抵抗は、当時、職能別労働組合の組織化へと発展していったが、それら

えても、

ぎり、労働者の貧困からの解放がないとすれば、労働者階級の運動は、労働組合やストライキを

そのものを打破する以外にない。それはなにによって得られるのか。労働者階級の恒常的な団結 こえる運動が必要となる。 労働者が人間らしい生活を獲得するためには、搾取の廃絶が必要であり、資本主義的経済法則

害を分裂させる。しかし、賃金の維持という、彼らがその主人たちにたいしてもつこの共通の 「大工業はたがいに見ず知らずの多数の 人間を一つの場所によせあつめる。 競争は彼らの利

である。マルクスの『哲学の貧困』はその点について述べる。

利害が、反抗という同じ共通の考えで彼らを結合する。すなわち、団結である。」

資本主義的蓄積法則が存在するかぎり、労働者の団結もまた、歴史的必然性をもってうまれて 《組合は、ないよりあったほうがよい》などといった選択の問題でなく、法則的な産物で

あり、階級闘争をたたかう部隊として発展する。

最初は、賃金引上げのたたかいからはじまる。しかし、そのたたかいのなかで、「賃金よりも る。……この闘争——まさに内乱というべきもの——を通じて、きたるべき戦いのために必要 なあらゆる要素が結合し発展する。いったんこの点まで達すると、結社は政治的性格をおびる。」 して、労働者にはその結社を維持することのほうが貸金を維持することよりいっそう重要にな `はじめは孤立していた団結は集団に結成される。そして、つねに結合している資本をまえに

団結を』という意識をもったとき、そこに階級意識の誕生がある。それは階級の廃絶を目的とす る意識と団結の発展であるがゆえに、「政治的性格」をおびるのである。

徴がある。 態は、資本主義的経済法則がつらぬいているかぎり共通しているとすれば、労働者階級の団結も ころプロレタリア国際主義を本質としているところに、マルクス・エンゲルスの労働組合論の特 さな職能的利益を擁護しようとする、それまでの労働組合運動と「理論」とはちがい、窮極のと 党宣言』は、まさにその組織 マル 国際的な組織でなければならない。「万国の労働者よ団結せよ!」で結ばれている『共産 . クスとエンゲルスは、その理論を実践的な行動として展開した。労働者階級のおかれた状 ――共産主義者同盟――結成の網價的宣言にほかならなかった。

の根本命題を提起した。 また、 - 共産主義者は、 労働者階級の直接当面する目的と利益を達成するためにたたかうが、 『共産党宣言』は、労働者階級の階級闘争はすべて政治闘争であるという問題について

絶滅するということである。「労働組合は社会主義のための学校だ」であるという考え方である。 いうことであり、したがって、「政治闘争」ということの意味は、資本家階級を打倒し、搾取を ているといってよい。「未来を代表する」というのは、いうまでもなく新しい社会を建設すると 当時、多くの労働組合は「公正な一日の労働にたいする公正な賃金!」を要求してたたかった。 このわずか二、三行の言葉のなかに、マルクスやエンゲルスの労働組合論がみどとに要約され 現在の運動のなかで同時に運動の未来を代表する。」

正」な賃金などというものは存在しないことを見破っていた。そして、それらの「保守的」なス だが、資本主義的経済法則を分析したマルクス・エンゲルスは、賃金制度が存在するかぎり、「公

ガンのかわりに、 革命的なスローガンをかかげることを提唱した。 それは「賃金制度の 廃

止」である。

を促進する組織された手段」として位置づけることである。 たたかった。けれども、より重要な任務と目的は、「賃労働と資本の支配の制度そのものの廃止、たしかに労働組合は、直接の当面する目標として、賃金の引上げと労働時間の短縮をかかげて

エンゲルスは、論文『労働組合』のなかで、それを説明していう。

闘争(資本主義打倒をめざしたたたかい)とを区分し、労働組合運動から政治闘争を排除し、経 路に目がくれて『政治的ストライキやぶり』に変じた」ことを痛烈に批判した。経済闘争と政治 目的、 この立場から、マルクスはイギリスの労働組合が、一時「仕事と賃金がふえたという一時的順 自己目的ではなくて手段であること、また、きわめて必要で有効な手段ではあるが、より高い 「賃金引上げと時間短縮とのための関争や、現在おこなわれているような労働組合の全活動は、 | 賃金制度の全廃という目的を達成するためのいくつかの手段の一つでしかない。……」

れる自分自身の生産物の一部分で満足させられているという事実のうちにふくまれている。資働者階級が自分の労働にたいして、この労働の全生産物を受けとるかわりに、賃金と名づけら「労働者階級の経済上の屈辱の内容をなすものは、賃金の高い低いではない。この屈辱は、労「労働者階級の経済上の屈辱の内容をなすものは、賃金の高い低いではない。この屈辱は、労 っさいの労働手段 - 労働手段の所有者であるという理由で、全生産物を着服する。だから、労働者階級が ――土地、原料、機械など――の所有者となり、 それによってまた自分自

済闘争だけに限定しようとする運動や「理論」を痛烈に非難していう。

どまってはならない。未組織ゆえに、もっと劣悪な生活諸条件や労働条件のもとで苦しんでいる 偏狭さにみちていた。だが、マルクスやエンゲルスの思想はそんなケチなものではなかった。 や本工だけの利益しか考えない組合が多い。まして、一九世紀の労働組合運動はそうであった。 べての働く人々の解放にあった。労働組合は、 身の労働の生産物の所有者となるまでは、労働者階級の真の救いはないのである。」 こんにち、 なお日本では、小さな「職能的利益」にこだわっている組合が多い。熟練労働者層 「組織された労働者」だけの小さな利益擁護にと

ぎのように描きあげている。 人びとのためにたたかわなければならない。 「労働組合 ——過去、 現在および未来」のなかで、 マルクスは労働組合の木来あるべき姿をつ

労働者階級の完全な解放という偉大な利益のために、労働者階級の組織化の焦点として意識的 会的・政治的運動を支持し、自分を全階級の行動的闘士かつ代表とみなさなければならない。 に行助することをまなばなければならない。労働組合はこの目標にむかってすすむあらゆる社 「労働者が資本の直接の侵害に 対抗すること▲その元来の目的≫とは別に、 今後労働組合は、

働組合は、その目標が狭量な、利己的なものではけっしてなく、ふみにじられた幾百万の人々 抗さえおこないえなかった農業労働者の利益に、注意ぶかく心をくばらなければならない。労 をもらっている職業、たとえば、例外的に不利な事情のためにこれまでどくわずかな組織的抵 それは、 の全般的解放にむかってすすむものであるという確信を、労働者階級の広大な大衆に、きざみ かならず組合外部の人々をも味方にひきつけなければならない。もっとも劣悪な貸金

つけるであろう。」

性がなくはない。だが、真意はそうではない。マルクスが起草した第一インタナショナルの規定 を読むと、なにか労働組合が直接的に社会主義革命をになう組織であるかのように理解する可能 つまり、資本主義的搾取の廃絶をめざす政治闘争と、労働者の直接的、経済的なたたかいとを統 が、労働者階級の団結を社会主義政党にまで発展させることを義務づけていることでもわかる。 的につかみ、前進させることをマルクスは強調したのである。 ただし、マルクスの時代には、現在のような社会主義政党はまだなかった。だから、右の文章

### ⇒ レーニンと労働組合

経済主義と労働組合主義批判

う点では、具体的に述べられているわけではない。それは理論的な未整理ということではなく、 性を明らかにした。けれども、一面では、社会主義政党と労働組合の区別とその相互関連性とい たとしても、労働者はかならず終極目標にむけてたたかいを発展させていくという歴史的な必然 マルクスは、労働者の団結は最初は目先の直接的な利益の獲得、つまり自然発生性からはじまっ マルクス主義は、資本主義が産業資本の段階から独占資本主義へ移行する過程で形成された。 つまり、

歷史的 に社会主義政党と労働組合が結成された。 たいする労働者の団結は、産業資本主義の時代とはくらべものにならないほどに強化され、 義の時代へと突入した。資本の集中は労働者を巨大企業のなかに集中していった。矛盾の拡大に 九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、世界資本主義は集中と集積をかさねながら独占資本主 な制約があったからである。政党と労働組合の組織化が未成熟であったということである。

るマルクス主義でもある。 ス主義であると規定することができる。さらには、社会主義が世界史の現実となった時代におけ この時期にレーニンが登場する。その意味で、レーニン主義は、帝国主義段階におけるマル

金一体」としてつかむことにあった。レーニンは、マルクスが起草した第一インタナショナルの 八六六年ジュネーブ大会決議を高く評価していう。 レーニンの労働組合論を特徴づけるものは、 「経済闘争と政治闘争を結合して単一不可分離の

労働組合の目標は『狭隘な』ものであってはならず、幾百万の被抑圧労働人民の全般的解放を ないこと、労働者階級の一般的な政治的・社会的運動のそとに立ってはならないことを認めた。 めざしてつとめなければならないことを、みとめた。」 決議は、 労働組合がその 注意をもっぱら『資本にたいする直接の闘争』にかぎってはなら

特徴は論文『ストライキについて』でもみられる。一般的にいって、ストライキの意義は、 はなく、企動労被搾取国民大衆の企般的解放運動の一選として規定したということである。 労働組合運動をたんなる賃上げ、時間短縮などの経済闘争機関として位置づけるので

が社会主義と労働運動を「全一体」のものとして理解するレーニンは、前者の経済主義的把握や、 トによれば、 条件を改善するための有力な闘争手段であると規定される。あるいは、アナルコ・サンジカリス ゼネラル・ストライキは社会変革のための「唯一の手段」であると規定される。だ

後者の政治主義的な一面的な理解を否定する。たしかに、ストライキは経済関争の有力な手段で はあるが、それ以上に重要な意義は、労働者が階級的な団結の意識を自覚することにあると分析

その意識の変化過程をみどとに描きだしている。

を放棄し艱難をおそれずに労働者の事業をまもっている同僚たち全部のことも考える。あらゆ 利を主張し、自分ひとりのことや自分の給料のことだけを考えないで、自分といっしょに作業 労働者は声たかくその要求を表明し、雇い主に彼らの圧迫のすべてをおもいださせ、自分の権 らいもせず、自分たちの状態についていろいろ討論することもない。ストライキのときには、 るストライキは、労働者に多くの艱難をもたらす……。 普通の平穏なときには、 労働者はだまって自分の苦役を耐えしのんでおり、 雇い主にさか

者のストライキについて語った。一つの工場で罷業がおこりさえすれば、たちまち非常に多数 だくことができるであろう』と、社会主義の偉大な教師のひとりエンゲルスはイギリスの労働 を屈服させるためにもこれほどの艱難に耐える人々は、また金ブルジョアジーの力をも打ちく 同僚が闘争をはじめたのをみると、いつも士気の高まりを感じる。『ただひとりのブルジョア するものを軽度する。ストライキの惨苦にもかかわらず、近隣の工場の労働者は、 そして、これらすべての惨苦にもかかわらず、労働者は、同僚全体にそむいて屈い主と取引 自分たちの

らゆるストライキは、巨失な力で労働者と社会主義の思想に――資本の圧制から自分自身を解 影響力はそれほど偉大であり、一時的にもせよ、奴隷たるととをやめて金持と平等の権利をも 放するための全労働者階級の闘争という思想に導く。」 の工場で一連のストライキがはじまるというばあいが、しばしばおこる。ストライキの精神的 た人間となっている自分の同僚たちの姿は、それほど労働者に伝染的に作用するのだ!

≓ i 過大評価におちいり、運動をそこで自己完結しようとする傾向が発生することを危惧したのであ の第一義的な任務が賃上げや労働時間短縮などの経済闘争であるだけに、ともすると経済闘争の いた。いわゆるベルンシュタイン主義がそれである。 レーニンはけっして労働組合を軽視してはいない。だがマルクスも指摘するように、 しかもロシアにおける社会主義・労働運動が出発しようとする、まさに一九〇〇年代初頭 ロッパでは、社会主義政党の運動をすら経済闘争に解消してしまおうとする傾向が発生して 労働組 合

本主義政治・経済構造そのものを変革することが必要であると認識していたからである。 くるからである。労働者階級にとっての最大の苦痛である失業を根本的になくするためには、 慌が発生してその商品にたいする需要がなくなるときにでてくる失業にたいしては無力となって を有利にするためのものであり、したがって、労働力が商品であることを前提とするかぎり、 いと考えた。なぜなら、労働組合とストライキ闘争は、それ自体としては労働力商品の販売条件 労働組合は意識水準の低い労働者をも組織に加える大衆組織である。組織目標からすれば、 資本主義的矛盾の根顔を深く洞察したレーニンは、その傾向を徹底的に批判しなければならな 産

業に従事するすべての労働者を組織する広範な大衆組織である。だがそれだけに、「現瞬間の要 それが「労働組合主義」である。『何をなすべきか?』はその課題を鋭く分析したものであり、 求と利益」を前面にたてることによって、社会の根本的改造という終極目標を忘れがちとなる。

労働組合主義的意識のもっとも特徴的な言葉を、つぎのように述べている。 のためにたたかっているのだということを意識して、闘争を』おこなわなければならない……。」 で貴軍であるとか、労働者は「なにか未来の世代のためなどでなく、自分自身と自分の子供と しかも、「こういう文句は、ひどろ酉ヨーロッパのブルジョアの愛用の武器となった」と述べ 「一ルーブルにつき一カペイクましてもらうほうが、 どんな社会主義やどんな 政治より身近

ているのである。

本主義体制の矛盾から眼を閉ざそうとする。一言でいえば、搾取を廃絶しようとする政治闘争を 資本家陣営は労働者に――ただし、その一部にだが――「経済的利益」を与える道を通じて、資 「経済闘争」は自然発生的なたたかいである。 そして、 資本主義の体制的危機が強まるなかでは、 なかに閉じこめようとはかる。この思想が労働組合主義である。レーニンはいう。 おとなわないような労働組合運動へとねじまげていく。労働組合運動を「純経済闘争」のワクの 解放を求める賃金闘争や長時間労働に反対する運動は、自然発生的にま きおとる。その意味で、 資本主義の蓄積が、同時に、労働者階級の貧困を蓄積する法則をもっている以上、貧困からの

ーによる労働者の思想的奴隷化を意味する。」 「自然発生的な労働運動とは、労働組合主義であり、 組合主義とは、 まさしくブルジョアジ

労働力商品を少しでも有利に販売することで満足する、 目標を達成する道へと前進する。レーニンはいう。 的統一にもとづく運動があって、はじめて労働組合は当面する経済的要求を解決しながら、終極 る政治的団結体、つまり社会主義政党からの思想的「扱助」が必要である。その両組織の弁証法 しまう傾向が発生する。この誤りを防ぐためには、労働者階級の組織としては最高の団 経済闘争を主要な闘争領域とする労働組合は、往々にして経済主義、労働組合主義におちいる。 社会変革闘争と改良闘争の統 **「狭隘な」運動にみずからを閉じこめて** 結体であ

すんで、労働組合を古いやりかただけではなくて新しいやりかたで教育し、それを指導しなけ しはじめたとき、労働組合は、どうしても、ある種の反動的性格、 うまでもなく、労働組合の「政治的中立性」を批判したものである。労働組合運動 ばならない。」 プロレタリアがもつ階級的団結の最高形態、 つまりプロレタリアートの 革命的な党が成長 ある種の同業組 合的な狭さ、 には、

253

的として組織された政治的団結か、当面する長時間労働・低賃金反対を目標として結成された経

のではない。なぜなら、その両組織はともに労働者階級の組織であり、

党とはちがった闘争領域や機能があることは事実である。

しかし、

それは機械的

直接的に搾取の廃絶を目 に分離すべ

もっているからである。労働力商品の有利な販売を求める闘争の過程において、労働力を商品と 済的団結体であるかのちがいはあるとしても、資本主義的搾取に対決する運動としては共通性を

概念として固定的に理解すると、独占資本主義体制は永久に存続することになる。労働組合運動 機能がある。それによって労働条件をよりよく改善することができる。しかしこの規定を動かぬ 者のひとりであるベルンシュタインのテーゼ、「窮極目標はどうでもよい、(組合)運動がすべ り、ひいては社会主義革命の放棄であり、社会主義政党と労働組合運動との機械的分離である。 てである」という考えがそれである。とのテーゼが意味するところは、経済闘争の過大評価であ して販売する制度それ自体の廃絶を目的とする意識を形成させることが必要である。 産業独占に対抗する労働力供給独占体の形成だというわけである。たしかに労働組合にはその それを論理化したのが、労働組合は労働力商品の独占的販売機構であるとする主張である。 だが、第二インタナショナルの指導者は、これを切り離した。ドイツ社会民主党の理論的指導

衆組織である。したがって、それらのたたかいは、資本主義がはきだす矛盾の「結果」にたいす 義的諸矛盾の「結果」にたいするものであるとしても、搾収にたいする闘争をおこなう階級的大 る運動である。それは、直接的に資本主義社会の根絶をめざすたたかいではない。矛盾の「原因」 そのものに目標を定めた運動であるとはいえない。そこに労働組合運動の一定の「限界」がある。 けれども、労働組合がその他の一般的な大浆組織と異なる点は、たとえそのたたかいが資本主 たしかに、労働組合運動は当面する目先の生活条件や労働条件の改善を要求して結成された大

は、たんなる圧力団体の位置に転落してしまう。

衆組織であるというととである。

改良闘争の成果も大きく達成される性格をもっているということである。 質的に必要とされるだけでなく、社会の根本的改造をかちとる闘争が前進するなかで、はじめて 搾取の廃絶を直接的な目標として組織された社会主義政党との協力関係が、本

合主義』を批判したものであった。同時にまた、労働組合を直接的に社会変革闘争の機関として 位置づけようとする、アナルコ・サンジカリズム的な思想にたいする反論でもあった。 かった。その決議は、労働組合運動の任務を経済闘争に限定しようとする「経済主義」「労働組 を定式化したのが、一九〇七年の第二インタナショナル「シュツットガルト決議」にほ 労働者階級の迎動が、本来もっているこの性格にもとづいて、社会主義政党と労働組合の関係 かならな

であった。 したものであり、労働組合は「政治的中立」の立場にたつべきであるとする思想に反撃したもの 言葉をかえていえば、社会主義的政治闘争と労働組合運動とを絶縁させようとする思想を批判

働組合の中立性』は、マルクス・レーニン主義的労働組合論の本質をみごとに描きだしている。 滅し、社会主義制度をうちたてることである。労働組合の任務は、労働の利益に有利な働き手 **に正党派的に境界線をひいた。彼らはいった。『社会民主党の任務は、資本主義的諸関係を絶** このシュツットガルトの決議にたいして論評をくわえた、つぎに紹介するレーニンの論文『労 「メンシェヴィキは、党の目的と組合の目的とのあいだに、 古典的マルクス主義的に、

の販売条件をかちとるために、資本主義制度の限界内で労働条件を改善することである』と。

組合とのあいだには堅い結合がなければならない」という結論にたっした。」 おこなうことはできないことを証明し、ここから『社会民主党と社会民主党の指導すべき労働 あるという結論が導きだされた。ボルシェヴィキは、現在では、政治と職場との区分を厳密に とこから、労働組合は無党派的なものであり、 **『ある職場の労働者全員』を包括するもので** 

## 踏級的労働組合と改良主義組合

織されたものではないとしても、その終極的な目標は「質金制度の廃絶」によって達成されるも るとと、したがって労働組合は直接的に資本主義的社会・経済制度の根本的改造を目的として組 労働組合化させることが、もともと広範な大衆組織である労働組合の組織を狭くする結果になる うな経済闘争の機関に矮小化させようとしたことを、きびしくいましめたものである。また党を という立場から、むしろ労働組合の大衆組織的性格を認識していることにもとづくものであった。 が経済闘争を強調したことが誤りであるということではなく、社会主義政党を労働組合と同じよ を否定するものでもない。ベルンシュタインにたいする批判にしても、それはベルンシュタイン それはけっして労働組合を軽視することを意味するものではない。また、労働組合の独自の機能 だが同時に、いまひとつ一貫している立場は、労働者階級の貧困の原因が資本主義的搾取にあ ルクスやレーニンは、一貫して社会主義政党の歴史的役割と任務とを強調している。しかし、

のであると位置づけていることである。

労働組合がもっているこの基本的性格からするならば、社会の変革的過渡期においては、社会

けに限定してしまうとすれば、社会の変革的過渡期においては、結果として、その闘争にブレー その有力の任務を果たさなければならない。そうではなく、労働組合運動を労働条件改善機能だ 主義政党と協力しながら社会変革闘争の有力な一翼として労働組合が参加することは当然となる。

ということである。 ばならないととは、「ある種の保守性」への転化は不可避的な宿命として規定したものではない キをかけることになる。 としてつかまえるとそうなるというわけである。 ある種の反動性」におちいると指摘したのは、 まさにその点にあった。しかし、 レーニンが『左翼小児病』のなかで、革命的過渡期においては労働組合は「ある種の保守性」、 **「労働組合主義」あるいはベルンシュタイン主義的に、労働組合を固定概念** 注意しなけれ

義運動との結合、統一闘争と切り離すときに、そのような傾向が発生するものであることを警告 と労働組合の「機能上」のちがいをととさら強調する理由もそとにある。労働組合がその闘争に しているわけである。資本主義的矛盾が厳化する帝国主義時代になると、政府と独占資本が政党 参加することは当然である。 労働組合運動の独自機能を強調するあまり、社会全体の根本的改造のたたかい、つまり社会主

らないということである。労働組合もまた、客観情勢の変化のなかで、その主要な機能もちがっ てくるということである。この労働組合の基本的性格論争を迫った客観情勢が、第一次世界大戦 また政治闘争の機関でもあるというととである。経済闘争の機関だけに限定した規定をしてはな したがって、まずことで整理しておく必要があることは、労働組合は経済闘争の機関でもあり、

組合へと大きく分離した。 にほかならなかった。これをきっかけとして、労働組合運動は改良主義的労働組合と階級的労働

資本が求めたのは戦争への協力であった。 く、労働組合運動が一定の社会的影響力をもっているような国々においては、戦争を遂行するた めに労働者の協力を求めて、ある種の「譲歩」をおこなう。その譲歩の代償として、政府と独占 その分離をうながす基本的な要因は、資本主義の危機そのもののなかにあった。いうまでもな

とにほかならなかった。つまり、労働組合の任務を経済闘争に限定することであった。 的政治闘争の放棄を意味するものであり、社会主義的政治闘争と労働組合運動とを分離させるこ 歩の代償が戦争への協力であった。また戦争が政治の延長である以上、戦争への協力は社会主義 戦時挙国一致内閣」の閣僚に 迎えたことは、 まさにその『譲歩』にほかならなかった。その譲 第一次大戦が勃発したとき、資本家階級とその政府が第二インター系の改良主義的組合幹部を、

という認識にもとづいて「戦争反対」の決議をおとなってきていたからである。 同一の資格にもとづいて加入を認め、それゆえにまた労働組合も政治闘争をおこなうべきである 社会主義政党(運動)と労働組合運動とは共通する基盤をもっているという立場から、両組織を

そのときから、第二インタナショナルは事実上崩壊した。なぜなら、第二インタナショナルは

であり、労働組合はいかなる条件のもとであっても、あくまでも労働条件の維持・改善という「本 社会全体にかかわる大きい課題は、労働者階級の政治的組織である社会主義政党がとりくむべき にもかかわらず、第二インタナショナルに所属する改良主義的労働組合幹部は、戦争といった

来の任務」に闘争を限定するという名目のもとで、政治闘争(戦争反対)を放棄したのである。 ィンテルン小史』は、その結果、 との分離は、 つぎのように述べている。 ロシア革命をきっかけとして、いっそう鮮明となり、決定的となった。 「大衆的労働組合の内部では、鋭い思想闘争がおこった」とし フプロフ

向けた。労働者に、終極目標――搾取と抑圧にもとづいた制度の廃止――のためにもたたかう 伝し、闘争を改良闘争の枠内に制限しようとして、労働者を、部分的経済要求のための行動に きいれまいとつとめた。」(国民文庫、一三ページ) ととをよびかけた革命家たちとは違って、改良主義者たちは、大衆を積極的な革命的行動にひ 「改良主義的指導者は、『階級平和』や『資本主義が社会主義へ自然成長している』などと宣

『小史』は、これに対抗する階級的労働組合の潮流について、つぎのように述べている。 革命的反対派に団結しはじめ……一連の国々で階級的労働組合が結成された。……国際労働組 合運動の革命的部分は、資本主義打倒のための闘争に積極的に参加することをめざした。との ねばならないとされたのである。」(前掲、 ようなところから、労働組合運動が世界の革命的労働運動の全般的戦略のなかに位置づけられ との思想的潮流は、一九一九年二月にアムステルダム・インタナショナルに結集した。 「古い、改良主義的労働組合内の、 もっとも先進的で意識的な労働者たちは、 労働組合内の

との立場にたって、一九二一年七月、「革命的な職業別組合および産業別組合の第一回国際

一五ページ)

大会」=プロフィンテルンが倒立された。

259

としても、それは労働組合が政党に変質するものであってはならないということである。 こと」である。だが、ここでもっとも重要なことは、たとえ終極目標をめざした闘争に参加する の廃止――のためにもたたかうこと」であり、「資本主義打倒のための闘争に積極的に参加する とこで述べられているとおり、階級的労働組合は「終極目標――搾取と抑圧にもとづいた制度

組合が共産主義インタナショナルに、支部として加入しなければならない」と主張した。ここに 動家は、「世界の情況がますます『革命化しつつある』とみなされているようなときに……労働 解にある。労働組合はあくまでも、社会主義者だけの組織であってはならず、労働者の広範な組 を政党に解消することではない。そのような考えは、大衆的労働組合の組織原則にたいする無理 一歩いきすぎの誤りがある。労働組合が社会変革的政治闘争をたたかうということは、労働組合 プロフィンテルン創立大会で大きい議論となった点もことにあった。かなり多くの左翼組合活

異なった二つの潮流に分裂することになるのである。 矛盾が激化する変革的過渡期のなかで、階級的労働組合と改良主義的労働組合とは、はっきりと 労働組合はあくまでも圧倒的多数の労働者を組織する大衆的組織である。しかし資本主義的諸

繖でなければならないのである。

### 階級的労働組合と大衆路線

困難な課題は、階級的労働組合を構築していくうえでのその筋道である。くりかえすようだが、 改良主義的労働組合と階級的労働組合との相違はいまや鮮明となった。だが具体的にもっとも

する意義をもっているところに組織的特徴がある。 倒的多数の労働者を単一の労働者組織に結集した、その団結力そのものが資本の専制支配を抑制 準の労働者もいれば、自然発生性にとどまっている低い水準の労働者も含まれている。しかし圧 労働組合は労働者の広範な大衆組織である。そとには社会主義的政治意識にめざめた高い意識水

合に分裂をもちこむということである。このような組織分裂攻撃は、資本主義的危機が深まる帝 資本が買収した一部の『上層』プロレタリアートを『労働貴族』として利用し、大衆的な労働組 のばあい、資本が直接的に労働組合の組織分裂をめざして支配・介入するかたちをとらないで、 して、目的意識的に組織分裂をおこなってくることもまた、否定できない歴史的事実である。そ 速にもちこむことは、一歩進みすぎた誤謬となる。だが同時に、帝国主義段階では資本の意志と 国主義段階で激化することを無視してはならない。 したがって、『階級的労働組合の構築』の名において、先進的な(党的)意識水準の運動を急

離させ、これをプロレタリアートの広範な大衆からきりはなす」傾向をつよめていく。 **強し、形成し、強固にする。こうして帝国主義は、「労働者のあいだでも、特権をもつ部類を遊** の一部をさいて、プロレタリアートの上層部分を買収し、そうすることによって日和見主義を培 よって他国を搾取し、独占的髙利潤を獲得するととである。帝国主義勢力は、 こうして日和見主義的潮流が意識的に形成されるものであるとすれば、階級的労働組合もまた いうまでもなく、帝国主義段階を特徴づけるのは、資本の帝国主義的海外進出と世界の分割 との独占的商利

それらの潮流にたいして断固たる態度でのぞまなければならない。問題はその組織方針だが、改

組合からの脱退と「新しい革命的労働組合の建設」であった。その組織方針は、労働組合の圧倒 良主義的労働組合に機械的に反発した一部の「極左小児病」主義者が提案したものが、改良主義

的多数が改良主義的幹部によってにぎられているという組織認識にもとづくものであった。 そこにレーニンの組織認識との決定的なちがいがあった。レーニンは帝国主義段階における日

からうまれてきたものである以上、かならず革命的・階級的な潮流を強化する基盤も強化されて 和見主義的潮流の傾向的な発生について述べると同時に、それは資本主義の危機と腐敗性のなか したがってまた既存の労働組合を分裂させようとする勁きであると判断したわけである。 いると判断した。すなわち、日和見主義は改良主義的幹部が労働者大衆から分離したものであり、

外部から改良主義的労働組合を破壊することではなく、その内部で大衆の不満や要求を吸いあげ、 そのような認識にたつとすれば、階級的労働組合構築の道筋は、「新しい組合」を結成して、

合から脱退して、「左翼」の呼びかけによる新しい労働者組織を結成しようとする運動を『左翼 ないかぎり、社会変革が達成されない以上、結論はそのようにならざるをえない。 大衆に依拠したたたかいを展開することであるという結論になる。圧倒的多数の労働者を組織し そのような認識にもとづいて、レーニンはドイツの「左翼」共産主義者が、改良主義的労働組

きだす。これは――ゆるすことのできないばかげたことであり、共産主義者がブルジョアジー 「彼らは労働組合の上層部が反動性と 反革命性とをもつからといって、 組合内の活動を拒絶しろ!! 新考案の形の労働者組織をつくれ!!……といった結論をひ 労働組合から脱退し

小児病」のなかで批判して述べた。

こだらっ、こことが動且合は「665重り反動生に最大の奉仕をささげるのと同じことである。」

なかった」からである。 る以外に、世界中のどとにも、プロレタリアートの発達はおこらなかったし、おこることもでき っているとしても、 なぜなら、たとえ労働組合が「ある種の反動性」や「ある種の政治的中立主義」への傾向をも 「労働組合を通じる以外に、労働組合と労働者階級の党との相互作用を通じ

テルンが提起した組織方針はこんにちもなお有効である。 新しい組合を結成しようとすることは、極左主義的誤りであるという立場にたって、プロフィン いかなる理由があれ、圧倒的多数の労働者が組織されている(改良主義的)組合から離脱して、

「『しかし諸君は労働組合をどういう意味に解するか?』 とわれわれはこれらの同志達に質問

労働組合は単に上層・官僚・家屋・金庫・沓籍・組合員証を意味するか?

それともわれわ

これらの労働組合を彼等の家屋とみなしていることを忘れ給うな。労働組合の中には労働者達 ようと欲するのは形態か、それとも何か別のものか? これらの労働組合を創った労働者達は、 れは、労働組合を、その内に組織されている幾百万の労働者の意に解するか? 諸君が破壊し を裏切った多くの人々が潜んでいることは事実だ。しかし、だからといって家屋そのものに石

だ、労働組合には行動の能力がない。労働組合に組織された大衆の数干万の軍隊は 袖をぶっかけて焼き払わなければならないか? - 諸君は、労働組合の革命化は見込のない企て れはドイツの場合をいっているのだが――永遠に労働組合官僚に服従しているだろうという意

単にあらゆる背徳の総体として排斥してはならない。」(ロゾフスキー『プロフィンテルンの成 見なのだ――それならわれわれは革命のあらゆる希望をまったく断念しなければならない。わ れわれはいかなる犠牲をはらっても労働組合を獲得しなければならない。そして、それらを節

レーニンの思想はここにみどとに実っている。

立と発展』)

# マー 客観的情勢の変化と労働組合の本質

るということである。 時に、その関争過程を通じて、その「原因」にたいしてもたたかうという基本的性格をもってい とである。言葉をかえていえば、資本主義的搾取の「結果」にたいするたたかいをおとなうと同 ての性格が、社会の変革的過渡期においてはより前面にたちあらわれるととを承認するというと として、一面的に規定しないところにある。労働組合が内在的にもっている政治闘争の機関とし マルクス・レーニン主義的立場にたつ労働組合論の特徴は、労働組合の性格を経済闘争の機関

革命を達成したあとでは、さらにまた新しい機能をもつことになる。その新しい機能、機関的任 務について、『左衆小児論』はつぎのように規定している。 巨大な一歩前進である。しかし、党はさらにすすんで、労働組合を古いやりかただけではなく とのように搾取を廃絶するためにもたたかう機関としての性格をもっているかぎり、社会主義 「プロレクリアートが 政治権力をとることは、 階級としてのプロレタリアートがなしとげた

り、また国の経済全体にたいする管理を徐々に労働者階級(個々の職業のではない)の手にう あり、また長いあいだそうであるということを、わすれてはならない。 つし、ついで、はたらく人々の全体の手にうつしてゆくのにぜひとも必要な労働者の連合体で て新しいやりかたで教育し、それを指導しなければならない。だが同時に、労働組合は、プロ レタリアがその独裁を実現するためにぜひとも必要な『共産主義の学校』であり、予備校であ

理の機関」として位置づけられている。それだけではない。『左翼小児論』はまた、つぎのよう **ここでは新たに、労働組合は「共産主義の学校」という性格を与えられており、さらには** 

規定されている。だが、まさにプロレタリア独裁過程である一九二〇年から二一年にかけて、労 働組合の基本的性格をめぐる大々的な「労働組合論争」が展開されたのである。 ととでは「軍事的な建設の機関」でもあり、「プロレタリア独裁を実現する機関」でもあると ちろん、二カ年半どころか二カ月半も国をおさめ独裁を実現することができなかったろう。」 ったら、組合の熱烈な支持がなかったら、組合の献身的な活動がなかったら、われわれは、 「経済的な建設だけではなく、 軍事的な建設においても、 労働組合との固い結びつきがなか

定とは、どのようなものでなければならないかという問題である。 ついてくわしくふれるつもりはない。ここで紹介したいことは、労働組合の「性格」「本質」規 との論争は労働組合の性格をめぐるきわめて重要な議論が展開されたのだが、ここではそれ

この論争のなかで、トロツキーは、労働組合を「行政的・技術的生産管理機関」に強觀をおい

ブハーリンは、両者を折衷して「学校」でもあり、「機関」であるとものべ、それがあたかも弁 て説明し、ジノヴィエフは「共産主義の学校」であると主張した。そして「緩衝派」といわれる

証法的な把握であるかのように主張した。ブハーリンは、つぎのように述べた。 『同志諸君、そこでおこなわれている論争は、 諸君の多くに、 およそつぎのような印象をあ

かと、たずねあった。ひとりは、こう言った。『これは、ガラスの円筒である。これをそうで めの道具である。これをそうでないという者にのろいあれ』と。」 ないという者はだれであろうとのろいあれ』と。他のひとりはこう言った。『これは、飲むた たえる。ふたりの人がやってきて、演壇の上にあるコップとは、いったい、どんなものである

述べた。 これにたいしてレーニンは、それは弁証法ではなく折衷主義であると批判して、つぎのように

爾来の全世界との相互関係と『媒介』をもっている。コップは重い物体であって、投げつける りうる、その他、等々。」 していないか、にはまったく関係なく、美術彫刻や画をかいた品物として価値をもつこともあ 飲む役にたつかどうか、ガラスでできているかどうか、形が円筒か、それとも完全な円筒形を 道具となりうる。コップは文鎮にもなるし、つかまえた蟍の入れ場所にもなる。またコップは、 ップは、これら二つの属性もしくは側面だけではなく、無限に多くの他の属性、物質、側面、 「コップは、争う余地なく、ガラスの円筒でもあるし、飲むための道具でもある。しかし、コ

この弁証法的立場にたって、レーニンはプロレタリア独裁下の労働組合の役割をつぎのように

規定している。

る組織、訓練する組織である。それは学校であり、管理の学校、経営の学校、共産主義の学校 かし、労働組合は国家組織ではない。強制の組織ではない。それは教育組織であり、引きいれ 「工業労働者をひとりのとらず、包含し、組織の隊列にふくめる労働組合は、 最高権力をもつ階級、独裁を実現する階級、国家的強制を実現する階級の組織である。 統治し、

義的搾取に抵抗するなかからうまれ、したがってまた、その廃止まで迫る内容をもっているのが 働者の機関」であるといった一面的規定は正しくないということである。事柄の本質は、資本主 主義下における労働組合の基本性格であっても、「労働条件を改善し、権利を獲得するための労 労働者階級の組織の基本性格であるということである。 その意味からすれば、資本主義下における労働組合は、 ことであえて「労働組合論争」を紹介した意図は、すでに察知ができると思う。つまり、資本 「労働条件や権利獲得のための機関」

戦線運動の一翼をになう階級的機関」でもあると規定することが必要なのである。 であり、また「階級意識をめざめさせる学校」であり、さらに変革的過渡期においては、

267

これらの闘いを通じて、資本主義社会が労働者の搾取をつよめるものであることを認識し、 われわれは、 労働者階級の団結した力によって、生活と権利を守り、 労働条件を改善する

れわれは、労働者階級の解放をめざして闘う。 <解説> - 資本主義社会は、一方の側における富の蓄積が同時に、いま一方の側での貧困の

蓄徴をつくりだすという法則をもっている。 この階級矛盾と対立が、労働者階級のたたかいを必然的に発展させる。それは、歴史的法

則ともいえる。

組合にとって、固い大きな団結とそすべてである。 **このため、たたかいの手段としてうまれた労働者の団結体が労働組合である。だから労働** 

たし、このことを直接の目的としてきた。 **この性格から労働組合は、はじめは権利をまもり、賃金や労働条件の改善のためにたたかっ** 労働組合は労働者階級だけで組織され、労働者ならだれでも加入できる性格をもっている。

このようなたたかいは、資本主義制度がつづくかぎりやめることはできないし、ますます

自覚をより高い段階にたかめていく、未組織労働者の組織化が促進される。 必要である。 とうした改良の闘争は、また、圧倒的多数の労働者をめざめさせ、運動をひろげ労働者の

やがて、労働者は、これらの改良闘争は、資本主義をうみだす悪の結果にたいするたたか

いであるけれども、悪の根源そのものをなくすことはできないことに気づく。

組合の任務をとのことにかぎることなく、労働者階級の解放という偉大な任務のために、労 したがって、労働組合は改良闘争をいっそう重視し、たたかうことは当然であるが、労働

る労働時間の短縮と休日の増加、人間らしく安全に働ける職場の諸条件の確立、働けるあいだの われわれは、人たるに価する生活ができるような賃金の確保、健康を守り文化を享受しう

働者階級と動労国民をひろく団結させる中心とならなければならない。

屈用の安定と退職後の生活の保障をめざして闘う。

産手段をもたない労働者は労働力を商品として売る以外には生きていくすべがないからであ 間社会は存在しない。けれどもこの労働力は資本主義社会においては商品化されている。生 出をとおして直接・間接に自然に働きかけ、人間に有用なものをつくりだす活動なしには人 <解説> 労働力は人間がそれぞれもっている最も人間的な固有の能力である。労働力の支

を営みうるだけの賃金をたたかいとらなくてはならない。 んの権利である。それにはまず、労働者本人とその家族が社会の発展水準にふさわしい生活 とうした資本主義のもとで労働の担い手である労働者が人なみに生きていくととはとうぜ

短い労働時間と休日・年休日の増加なしには、自らの健康を守り、また現代生活に不可欠な、 人類が到達した文化の発展を享受することはできない。 労働時間の短縮と休日の増加も労働者が人なみに生きていくための基本条件である。より

視した生産の増大がはかられるとともに多くの失業者を生みだす。労働者は労働災害や職業 病によって直接に命を奪われ、失業によって文字どおり首を切られる。 資本主義のもとでは、利潤の拡大を目標として『合理化』が展開され、 労働者の安全を無

排して、労働基本権の確立をはかるために闘う。 の圧制から労働者をまもるには、労働者みずからの団結したたたかいしかないのである。 病気や老齢によって労働能力を減耗した労働者を資本は冷酷に切り捨てる。こうした資本 われわれは、労働者の生存権を守り、人間としての尊厳を維持するために、団結権、 争議権に対する法律上の制限・禁止を撤廃させ、政府・資本の側の不当な弾圧、干渉を

手段である。 は、労働者にとってその生存権をまもり人間としての尊厳を維持するためにかけがえのない もに不当に団結権、団体交渉権が制限され、争議権が剣奪されている。 のできない労働者の権利である。しかし、国鉄労働者は公務員および他の公企体労働者とと に立つ労働省の人間としての尊厳を維持するためにも、必要不可欠な、なんびとも珍うこと 存権をまもるための権利であるとともに、資本に対し隷属化するととを余儀なくされる立場 <解説> 労働基本権(団結権、団体交渉権、争議権)は労働者の健康で文化的な生活=生 ととに争議権の行使

争議権の奪還とそが、労働者にとって緊急かつ最重要な課題である。

たがって、政府・資本の側からの労働組合に対する不当な弾圧、干渉を排除して強固な団結 労働基本権は、労働者がそれを具体的に行使して初めて機能する権利である。

はじめて労働基本権なかんずく争議権の奪選が成功するであろうし、労働基本権が木当の意 を結成し、強力な行動=ストライキをかけてたたかいぬける力量を身につけることによって、

味で労働者の手に確保され、それが確立されるはずである。 われわれは、国鉄経営の民主化をはかり、すべての国民の社会的権利としての交通を守り

の交通を担っているとすれば、それは心から誇りとするであろう。 うるものでなくてはならない。国鉄労働者はその労働が真に国民のための社会的権利として 段である。それは人間の社会的活動に欠くことのできない資産であり、国民が平等に使用し <解説> 交通手段は、人間の行き来と人間にとって必要な物質の輸送のために不可欠な手

るという三重の意味で独占の利益に奉仕する社会的間接資本となっている。 **物資流通のために安価で迅速な輸送を保障し、それを起点に民間企業の《合理化》を推進す** されている。それは、国鉄が大独占に資材その他の面で膨大な市場を提供し、また大独占の ところが現実はそうではない。現在の国鉄は真の意味で公共的な役割をいちじるしく制限

き起とすようになっている。 され、農民や小企業の小口輸送に切り薬てられ、運賃は高められ、騒音その他の公害までひ その半面、労働者や勤労国民の日常的な交通は激しい混雑のもとに放置され、安全は無視

国鉄へのさまざまな要求をもつ国民諮階層と連帯してたたかい、国鉄の運営に労働者・勤労 このような独占奉仕の国鉄を改革し、国民の足としての真の公共性を確立するためには、

国民の意思を反映させる制度を確立しなければならない。

五 国際連帯を強化する。 職場に労働運動を定着させ、産業別労働組合の組織化を達成する。また、国内組織を統一 われわれは、産業や国籍のいかんをとわず、労働者として、資本主義の害惡を排除するた

地位は低下し、多数の半・不熟練労働者層が基幹労働を形成する。 主義の時代へ突入するにつれて、小さな職能の壁がくずされる。それに応じて、熟練労働の そのため、労働者の団結の力もまた熟練工(職能別)組合として発揮された。しかし、資本 資本主義発達が未成熟な時期には、熟練労働が、高い社会的地位をしめていた。

そのととが、結果として、資本の支配を容易にすることにもなる。 的多数の半・不熟練労働者層を組織から排除していくという、排他的組織へと転化していく。 いまや職能別労働組合は時代遅れとなるばかりか、その団結を強化することが、逆に圧倒

合の団結は、産業別労働組合以外にはない。一企業一組合、一産業一産業別労働組合、一国 利益をまもるために、目的意識的な連合を形成する。資本の支配に有効に対抗できる労働組 独占資本主義の時代は、 カルテルの例ひとつ考えてもわかるとおり、資本家陣営が共通の

とその意識が必要なのである。 分裂策動を阻止する組織原則である。もちろん、形態が問題ではなく、たたかう産薬別統一 一ナショナル・センター、そして一つの国際的労働組合連合の結成をめざすことが、資本の

とくに、企業別労働組合としての特質をもつわが国では、つねに「企業別脱皮」が提唱さ

証明されてきている。国鉄労働組合に即していえば交通産業別統一闘争の追求がその道であ れてきたが、その突破口は大産業別統一闘争のなかに求められるべきであることが実践的に

るが、同時に、国鉄関連労働者の組織化も緊急の課題となっている。

低賃金制確立、老齢者・失業者・傷病者・心身の不自由者に対する所得保障の充実、医療・環境 |かれている立場から、アジアと世界の運輸交通労働者との連帯の強化をめざす。 われわれは、闘うすべての労働者とともに勤労国民の中核となって、全国全産業一律の最 われわれは、国内における運輸交通労働者の産業別結集をめざすとともに、労働者階級の

教育・交通の諸分野の改善、税制の民主化、物価の安定など、生活を安定させる民主的制度を

めざして聞う。

げの成果を奪いかえす数々の追加的搾取の制度が巧妙に発展させられている。インフレーシ 代の資本主義がもたらした貧困の象徴である。そのうえ、国家独占資本主義のもとでは貨上 の生活を擁護するためには、労働組合はたたかいの領域をひろげ、 というものではまったくない。ラッシュアワー、受験地獄、医療の荒廃、環境破壊などは現 って資本主義の政権に迫って要求を前進させなければならない。 ョンはその典型である。生活の現代的発展を享受し、新しい搾取の形態とたたかって労働者 現代の労働者の生活は、個々の労働者がうけとる賃金の増額をはかれば安定する 全労働者のたたかいによ

**鵆によって、所得保障の最低限の基準を確立するとともに、現行の社会保障側度を改革し、** 

その分野には三つの課題がある。第一は、所得の保障である。全国全産業一律の最低賃金

に聞う。

びとが人間らしく生きるための所得保障と各種の制度を社会的に確立しなければならない。 老齢者・失業者・心身の不自由者など、生活がいちじるしく困難におとしいれられている人 第二は、住宅・環境・医療・交通・教育といった現代生活に欠くことのできない生活の社

会的諸条件の確保と拡充をはかることである。 インフレーションや税制などによる追加的な搾取のしくみにたいするたたかいで

らの国民的な諸要求は、統一戦線の発展なしには全面的には実現しえない。 国民に共通する要求でもあるから、統一戦線の発展の基盤となるたたかいである。またこれ とれらの課題の推進は、国家独占資本主義の搾取の形態との対決を含んでおり、 また勤労

る不当な弾圧、干渉を排除し、人間としての真の自由を確立し、平和で民主的な生活を守るため われわれは、基本的人権、ことに思想・信条、政治活動、集会・結社・表現の自由に対す

されるのである。 して、その権利を国民が十分行使するととによって、真の平和で民主的な国民の生活が確保 の自由等のいわゆる市民的自由は、人が生まれながらに持っている基本的な権利である。そ <解説> しかし、政府・資本の側は彼らの側に有利な体制を維持し、その政策を具体化するために、 憲法が保障する基本的人権なかんずく思想・信条、政治活動、 集会・結社・表現

いわゆる市民的な自由に対して不当な弾圧、干渉をつねにおこなっている。ととに反動化の

傾向をいよいよ深化させようとしている現状のもとで、その危険性は増大化しているといっ

かいとらなければならないのは、基本的な人権なかんずく、思想・信条、政治活動、集会・ てよいであろう。 こうした事情のもとで、国民の平和で民主的な生活をまもるために、まずなによりもたた

化をつくりあげるために闘う。また、資本主義の虚偽の宣伝と聞い、社会の真实を明らかにし、 自覚的な団結を強めるために、みずからの教育と学習につとめる。 われわれは、すぐれた文化的遺産を尊重するとともに、働く者の個性にみちた創造的な文

結社・表現の真の自由を確保することである。

改革するためには、労働組合は、労働者の自主的な文化活動の発展につとめなければならな 創造性は抑圧され、たんにいわば文化商品の消費者にとどまっている。こうした文化状況を な商業化されたエロ・グロ文化が氾濫し、真の人間性の開花は妨げられている。働くものの 創造的な文化をつくっていかなければならない。しかるに現代資本主義のもとでは、いびつ 要な位置を占めている。労働者は、すぐれた文化、学問の遺産を吸収し、広い視野にたって、 文化の分野は、経済および政治の分野とならんで、労働者のたたかいのなかで重

てあげられていく。とのなかでは労働者の団結は弱まり、組合組織はその基礎を捌りくずさ **喋のもとで、労働者が社会をみる収がくもらされ、資本に忠実な労働者が知らないうちに育** 同時に、資本主義の文化は労働者を資本主義の体制に永遠にしばりつけようとする思想攻

に自覚的な団結に到遠しうるのである。

れていく。こうした攻撃を打ち破る武器は、労働者の教育と学習であり、それを通じてのみ、

九 る。 組合が、日本における平和の大きな守り手となってきたことに、われわれは誇りをもってい 日韓条約反対闘争、ベトナム反戦のたたかいなど、 なければならない。平和四原則をめざすたたかい、各種の基地反対闘争、安保改定阻止闘争、 ての国民の共通の願望である。その願望と無縁の労働組合は、存在の意義をもたないといわ われわれは、戦争に反対し、アジアと世界の完全な平和をめざして闘う。 同時に、 平和は労働者のあらゆる生活の前提条件であり、同時にそれは支配層を除くすべ 国鉄労働組合のいろいろな側面でのたたかいは、平和と民主主義を守ろうとす わが国の労働組合、なかんずく国鉄労働

強化し、 軍基地を擁するばかりでなく、窓法を無視して自衛隊という名の帝国主義的な軍隊を維持 の地位をたかめようとする意図をもって、侵略的な日米軍事同盟を維持して国内に多数の米 いま日本の支配層は、平和をめざす世界の人びとの動きに抗して、アジアの支配者として

る多くの国民のたたかいに支えられて発展してきた。

人びとと手を結び、日米安保条約の廃薬、 |鉄労働組合は、 侵略的な諸策を実行しようとしている。 日本のすべての労働組合、平和を愛する人びと、およびアジアと世界の

てたたかう義務をもっている。

製造、貯蔵および使用の禁止と全面軍縮をめざし、全面的な平和の実現のために全力をあげ 日本の軍国主義化の阻止、あらゆる核兵器の実験、

279

べての勤労国民に共通する政治的課題と闘うための統一戦線の有力な一界であることを自覚して われわれは、労働組合の当面する課題である改良闘争をつみあげるとともに、労働者とす

その目的を達成するために社会主義政党との緊密な協力関係をつくり、すべての民主勢力と共

闘を推進しながら闘う。 統合させていく。 合をめざしてすすめていく。そして、さらには労働者階級の解放をめざすたたかいにむけて 覚を高め、たたかいの領域を経済的要求にとどめることなく、社会的、政治的諸課題との結 イキがもつこの意義はきわめて大きい。ストライキのなかで労働者は、みずからの政治的自 別ストライキは、労働者階級の団結力の大きさを一人ひとりの労働者に自覚させる。ストラ <解説> 労働組合は、職場生産点のたたかいを基礎に、産業別統一闘争を組織する。

盾をカバーするための前面にたちはだかる。労働者の賃上げの成果は、国家の財政金融政策 者だけでなく、農・漁民、そして零細経営者の生活基盤をゆるがす。 によってふたたび奪いかえされる。インフレーションはその一典型である。インフレは労働 国家独占資本主義の時代には、国家権力そのものが独占資本の利益を擁護し、あるいは矛

の条件は成熟する。その際、もっとも重要な位置を占めるのは社会主義政党であり、それと 勤労国民の利益と一致する。この故に、ひとにぎりの独占資本を孤立化させる統一戦線結成 **ととにおいて、労働者のたたかいはたんに組織労働者の利益を安るだけでなく、すべての** 

### 資料 I 国鉄労働組合新額額と解説

ていかなければならない。

義政党やすべての民主勢力と協力しながら、統一戦線の有力な中核組織として運動をすすめ 密接な連繋をもつ組織労働者と民主的諸組織の力である。したがって、われわれは、社会主

化課せられている。

その理由は二つある。

国鉄の民主化と「国民の交通・国民の国鉄」と

する闘い

《合理化》反対闘争の発展としての国鉄「民主化」の闘い

同時に、との原則的方針は、現段階でいっそう大きく発展させなくてはならない任務がわれわれ とによって搾取の強化に反対し、搾取の制度そのものの廃絶をめざして闘う階級的自覚を高めて 合理化\*と一貫して隅い、労働条件の低下を阻止するだけでなく「過程」をせいいっぱい闘うこ 国労の歴史は反『合理化』の闘いの歴史であった。国労は搾取と支配の強化の体系 とし ての 《合理化》に反対するとのような路線は、現段階でもいっそう堅持されなくてはならない。

資本は今日の国鉄の一定の部分についてみずからにとって不可欠な部門ではなくなったと考えて に大きく変化しつつある。貨物 "合理化" をめぐる政府当局の方針が象徴的に示すように、独占 第一は、国鉄をめぐる情勢の新しい展開である。 わが国独占資本の支配と搾取の体系のもとでの国鉄の位置づけが、低成長段階への突入ととも

いる。また政府は、財政をより効率的に独占擁護に使うために、これまで政策的見地から維持し

てきた社会的サービスをつぎつぎと切り捨てていこうとしている。

"合理化"(ただし要員だけは絶対に拡大されなかったが)が展開されてきた。 わされてきた結果にほかならなかった。つまり高度成長期にはとのような全体としては拡大型の 担も、独占資本の製品市場となるとともに輸送コストを軽減するための投資がすべて国鉄に背負 も、事業体としての国鉄そのものは「成長」を続けてきた。赤字の一要因であるぼう大な利子負 国鉄労働者はこれまでも『合理化』政策で大きな犠牲をこうむってきた。しかし、その場合で

いまは、この前提条件が変化したといわなければならない。

かの画期があった。 する聞いは、国民のための国鉄を維持し発展させる課題と切り離せなくなったのである。 どおり崩壊させられようとしているのであり、国鉄労働者の歴用や労働条件のッ合理化〟に反対 国民生活にとって不可欠な分野であり、国鉄労働者の労働と生活の前提である国鉄自身が文字 第二は、国鉄労働者の力量の発展である。国鉄労働者の反ッ合理化〟の聞いの発展にはいくつ

を!」という方針が浸透するにつれて、現場段階での労働組合の規制力が確立されるようになっ 〇年前後の志免闘争などを通じて、『合理化』により国鉄労働者の『ナマ宮』を切らないという るようになったといえる。一九六〇年代後半には「現場協議側」が確立され、 とはいえないが、少なくとも労働者にとって経済的条件の低下を防ぎうるだけの規制力をそなえ 原則がしだいに確立されてきた。配置転換についても、労働組合側の意思が全面的に貫徹された まず一九五七年の新潟圏争以来、労働基本権率還岡争が一貫して闘われてきた。ついで一九六 「職場に労働運動

開始時期或何之中

組合側 産の組織化を容易にすすめることは困難になったといえる。国鉄当局側がはげしく動揺 徴的に示している。 もスト権問題に関して「条件付き付与論」を公式に表明するに至ったのは、 によって、人事権の一定の分野をふくめて事実上労働組合側の公式もしくは暗黙の了解なしに生 一九七〇~七一年段階の国鉄「マル生」は、 の規制力を減殺しようという試みであったが、労働組合が事実上この試みを打ち破ること | 国労・動労の組織破壊を行うことによって労働 とのような経過を象

的なあらわれに歯止めをかけうる力量を備えてきた。 どまっている。しかし、少なくとも労働組合が力を結集すれば企業のなかでは『合理化』の具体 ついたばかりであるといえるし、新技術導入などに対する組合の規制は結果として労働条件にと てられてきたというわけではない。たとえば、安全などの基本的な問題についてはようやく緒 もちろん、これは前進面を図式的に示したのであって、 明確な規制力があらゆる分野でうちた

を変更させなければ、国民に不可欠な交通を守り、国鉄労働者の雇用と労働条件の保障をはかる る条件が生まれている。また、そのような条件を生かし、国鉄をめぐる独占と政府の国鉄破壊策 だ形成されていないし、また統一戦線の中核を構成する革新諸政党や政治勢力は大きく前進して 独支配体制は大きく動揺をはじめている。残念ながら、独占資本に反対する強大な統 一方、資本主義の危機の深化のなかで、わが国の独占資本の政治支配の形態である自民党の単 国会内の野党勢力を結集して闘えば政治的なレベルでも一定の政策上の前進をかちとりう しかし、七七年春閩における滅税の閩いが示すように、労働組合や大衆団体が力を合 戦 似線はま

破壊する政府・当局の方針そのものを労働者と国民の民主的要求にもとづくみずからの積極的な 活条件の低下となるような国鉄「破壊」の計画を地域住民の要求と結合して阻止する、③この二 住民とともに闘ってきた「国民の足」を守る闘いをさらに大きく発展させなくてはならない。す における抵抗をいっそう強める、⑨反〃合理化〞闘争を地域のレベルにひきだし、働く国民の生 なわち、①屈用の不安定と労働条件の低下につながる個々の具体的な『合理化』にたいし、職場 つを統一した運動と組織をつくりだし、国民生活と国鉄労働者の雇用・労働条件をまもる前提を この二つの条件を考えるとき、国鉄労働組合は、これまでの反 ″ 合理化』 岡争や全交延・地域

民党政府およびそれに従う国鉄当局に対する国鉄労組を中心とする金労働者・働く国民のはげし もり、同時に国民生活の重要な分野を維持・改善させることはできないが、それは独占資本・自 させることはできない。しかし、国鉄を民主化することなしに今や国鉄労働者の雇用と生活をま て全面的に実現する根拠が与えられるのである。 い闘いの結果として、国鉄の企業内でも政治のレベルでも、独占の支配を打倒したときにはじめ むろん、国鉄労働者と勤労国民の民主的な意思を国鉄のあり方のなかにただちに全面的に反映

|再建|| 案のもとに変更させるものとして発展させなければならない。

具体的に反映させていかなければならない。とのように、圓鉄労働者と国民の意思を回鉄のあり て発展させ、闘争の過程を通じて、国鉄のあり方の重要な部分に国鉄労働者と働く国民の意向を 現段階では、このような国鉄民主化の展望のもとに、個別の闘いをいっそう系統的なものとし 民主的規制は、

現実に実現することは国鉄労働組合の現段階の運動の焦点となる。 方の重要な部分におしつけていくあり方を民主的規制と呼ぶとすれば、 このような民主的規制を

国鉄にたいする民主的規制の関いは、職場の『合理化』反対闘争とそのなかで形成される自覚

的な主体の成長なしには発展させることができない。

動労国民の交通を擁護し発展させる闘いと結合し、国鉄のあり方自体に系統的にむけられていか な聞いの基盤を形成することにもつながる。 と多くの国民との共同の闘いを通じて、わが国経済金体と国鉄の民主化を実現するための広はん なければならなくなっている。また、国鉄における民主的規制をうちたてる聞いは、国鉄労働者 **〃合理化〃に反対する闘いは、いまや企業のなかの労使関係に限定されるのではなく** 

て可能となるのである。 われわれが提案する国鉄「再建」は、このような意味での民主的な規制の展開のなかではじめ

## 2 民主的規制のレベルについて

づく具体的な政策をおしつけていく過程であり、これはつぎの二つのレベルで構成される。 社会的 レベルにおける国鉄への民主的規制

独占と政府の国鉄政策を拒否するだけでなく、国鉄労働者と国民の要求にもと

| 回鉄内の民主的規制

との二つの側面を結合することによって、民主化の**闘いを企業内に限ることはできなくなり、** 

政治的・社会的レベルの規制を企業内でうけとめざるをえないし、企業内での規制を社会的レベ

社会的レベルの規制をめざす運動の中心とならなければならない。 では、国労の各級機関の位置と役割を明らかにしなければならないし、同時に国労の各級機関は ルへ結合することによって、民主的規制をいっそう確実なものにすることができる。企業内規制

って、民主化のための関いの組織はこの焦点に即して検討されることになる。 つぎに大切なことは、何を規制するか、ということであり、その焦点を明らかにすることによ

らない。 民主的規制の発展のためには、まず交通にかかわる要求の掌握と規制目標を設定しなければな

国民の直接要求=公共輸送の確保(路線、ダイヤ、交通機関の調整など) **国民の間接的要求=無公害、資源の節約、安全、開発** 

交通労働者の要求=雇用と労働条件の確保

すなわち、

ればならない。 を条件として規制の目標を具体化する。さらにこれにもとづき、つぎのような措置を実現しなけ

空間發展 的 原面 灰土

鉄運賃、他産業との関係が含まれる。 総合交通政策の樹立。このなかには交通調整、投資のコントロール、国鉄の位置づけ、国

開等が確立されなければならない 国鉄経営の民主化。国民と労働者の恋見の反映、官僚統制(中央集権制)の打破、

悄報公

44 わしい経営形態と機構、さらに進んで市場メカニズムへの介入の方式が樹立されなければな 市場メカニズムに依拠した国鉄の私企業路線との対決。社会的サービスのにない手にふさ

ルの両面で組織としてつくりださなくてはならない。 こうした甌いを現実にすすめるためには、民主的な規制の力を社会的なレベルと企業内のレベ

その組織化の中核=主体を国労がになわなければならない。なぜなら、民主的規創とは闘うと

とであり、国労はその力量を主体的にもっているからである。また、国労は地理的にも職能的に

も地域的にも一定の影響力をもち、これを統一的に聞いうるからである。

そして組織づくりの基本は、闘いと政策が統一できるととを前提につぎの柱をたてる。 「国民の交通・国民の国鉄」における 要求と必要性を掌握する中心は 国労である(職場委

| 日会、地域委員会から本部中執委員会まで)。

(m) 心的な役割をになう。 との場合、国労は具体的提案をもつ主体として登場し、問題提起を行い、資本と対決する中 政策形成の中心としての国労。国労はみずからを中心に広く国民諸階層の総意を結集する。

44 社会的レベルから国鉄に民主的規制を行う主体の有力な一部としての国労の役割。

(=) 全交運のもとで総合交通政策会議を設置し、国労はその中核として運動を進める。 企業の内部からの民主的規制の主体としての国労の位置で企業内労働組合には関連企業労

働者を含め、共闘のイニシアチブをとる。

要であり、 民主的規制は闘いであるととから、国労は組織形成の中心としてまず自己を確立する決意が必 主体である自己を確立しないでいくつかの組織をよせ集めてもそれは闘う力とはなり

えない。

### 民主的規制の目標

求」で明らかにしているように、今日まで独占資本と政府・自民党が国鉄に対しおし進めてきた 政策、国有企業を媒介として進めてきた反労働者的・反国民的な政策の変更であり、独占資本の 国鉄民主化の関いの目標は、これまでわれわれが内外に提起してきた 「国鉄の民主 的 再 建 要

いま国鉄は

国鉄支配をうちやぶって労働者と国民の支配をうちたてることである。

全体的な交通システム・交通政策からくる交通・國鉄の破壊。

国鉄を媒体とする独占資本の経済・社会政策などによる労働者や国民に対する搾取と収称。

運賃・投資・サービスの内容など国鉄の意思決定における非民主性。

労使関係を含む国鉄経営にかかわる非民主性

体系にくさびを打ち込み、逆に国鉄経営のなかに労働者と国民の意思をおしつけようというのが 民主的規制である。 などによって、国鉄労働者と国民を搾取し支配する体系にくみこまれているが、このような支配

つまり、民主的規制は自覚の高い鍛えられた主体=国鉄労働組合を中心に、資本の「聖域」と

みなされている部分に積極的に介入し、国民の交通・国民の国鉄を具体的につくりあげる闘いで あるから、勤労国民と国鉄労働者の利害は共通する。ここに民主的規制は発展する必然性がある。

## 【民主的規制に関する討議資料】

### - 民主的規制の必要性

労働組合は資本主義のもとにあっては日常的に搾取の緩和と生活改善のための改良闘争を行わな ければならない。

労働組合は、その終局の目的を資本主義による搾取と支配からの解放においている。しかし、

うことができる。 このような改良闘争は、資本の専制的意思に抵抗し、その緩和や変更を求めるものであるとい

労働組合の中心が背景に実力行使をともなった団体交渉におかれたことからもわかる。 の労働や生活内容に深い影響を与えるようになっている一方、一定の条件のもとでは労働者側の 現代では、資本主義の危機の深化のなかで、資本の経済社会政策や技術過程がますます労働者 従来のとのような改良闘争は、主として労働条件に直接かかわる分野で行われてきた。 それは

要求を受け入れなければ資本主義体制そのものの維持が不可能になっているため、労働者側がみ

根拠が生まれてくる。また、そのような介入を行わなければ、生活や労働の悪化がいっそう促進 ずからの力量を増大させれば、従来は資本の「聖域」とみなされていた部分に積極的に介入する

される運命にある。

機の深まりの時代であり、いわば歴史的には資本主義から社会主義への過渡期の特質をもってい でつくりあげる経済と社会のあり方を準備するものとなる。これは、現代が資本主義の全般的危 危機の深まりの中では資本の政策との闘争によって新しい社会をになう労働者が新しい社会の中 を労働者階級のまわりにひきつけることもできる。つまり、現段階の改良の闘いは、資本主義の あるいは維持できないという時にはそうである。また、それをになうことによって国民の多数派 だけでなく、統一戦線形成の過程で経済や社会の運営の少なくとも一部は労働省側がになわなく 定の条件を媒介に社会主義への道を進むとすれば、資本主義のもとでその専制的意思に抵抗する てはならなくなる。とりわけ、独占資本が危機の深まりの中で国民生活にかかわる分野を放棄し の多数派を結獔し統一戦線をつくりあげていく過程をともなっている。反独占の統一戦線から一 しかも一方、現代における先進資本主義国の社会主義への道は、変革の主体をきたえつつ国民

組織化がどうしても必要となる。との闘いが民主的規制である。 を排して経済や生産の過程に労働者・国民の意思を反映させ、政策や行動を規制していく聞いの かくして、現在なお資本主義ではあるが、労働者や動労国民の要求を基盤に資本の専制的意思

るからにほかならない。

働組合の主体的な力量や、あるいは現にその労働組合のイデオロギーによって、このような顕い い。それぞれの労働者が属している産業の実情や、これまでの闘いの蓄積によってつくられた労 取り組みをはじめることは、それがいかに望ましいものであるとしても、期待することはできな 生みだしている。しかし、現時点ですべての労働者と労働組合がいっせいにこのための効果ある し、経済全般の民主化への展望のもとで民主的な規制をうちたてていかなければならない情勢を のもとにあっても動労国民とみずからの労働と生活を擁護するために、 への取り組みが不均等に発展するととは避けられない。 2 資本主義の危機の深まりは、 鲄 **|労が果たすべき先進的な役割** 一般に、つぎの時代を背負う任務をもつ労働者が、 経済や経営の過程に介入 なお資本主義

由は二つある。 いうのではなく、そのもっている力量を発揮して先進的役割を果たさなければならない。その理 この点にかんしていえば、国鉄労働組合は、わが国労働運動の全体の力量がそろうまで待つと

的所有のもとにおかれている部門では、より先進的に民主的な意味をおしつけてゆける根拠があ 主要な武器の一つとなっている。同時にそれは、議会や政府のさまざまな政治的規制をうけてい 私的独占資木の資本密積を保障し擁護するだけでなく、国民経済を一定の方向に誘導するための 第一に、国鉄は公企業であるという事実である。一般に国家独占資本主義のもとで公企業は、 企業の内外での民主的な力量を結集することによって、資本主義的なものであれ、 その意味で、それは資本の恣意や市場の法則だけでなく政治の力関係を反映せざる

る。また、その国民経済に占める位置を考えるならば、公企業にたいする民主的規制の前進は国

ければならない、という任務が生まれており、この任務を達成するためには、今日では資本の論 わち交通労働のあり方自体のなかに、資本の論理ではなく、働く国民の必要性を充足していかな の面においても、国民の社会的な必要性を充足するためのサービスを直接に供給している。すな 民経済金般の民主化のための重要なステップとなることはいうまでもない。 第二に、国鉄労働者のになっている交通労働の意義である。それは旅客の面においても、貨物

進めなければならないのである。 労働のにない手という二つの条件において、国鉄にたいする民主的規制を他の分野にさきだって このように国鉄労働者は、資本主義の危機の深まりという一般的情勢に加えて、公企業と交通

理を現実に打ち破っていかなければならないのである。

### **国鉄における民主的規制**

としての役割を果たすとともに、基本的な社会サービスの一つである人間と物資の輸送をになっ 国鉄は国有企業であり、国家独占資本主義の一機構であるが、独占資本の利益を保障する市場

位置づけに変化があらわれている、ということである。 わりはないが、日本経済が低成長へと移行してからは独占資本にとっても政府にとっても国鉄の そして、国鉄は独占資本の搾取と支配の体系の中に組み込まれていることは、現在も以前もか **聞いが国鉄における民主化であり、民主的規制である。** 

占資本は国鉄そのものを破壊しようとさえしている。具体的には

つまり、経済の高度成長期では、国鉄は独占の高成長のために活用され、

低成長期に入ると独

- 最気容揚策の対象としての国鉄=ますます位置が高くなっている
- 財政節約の視点=独立採算、企業性のいっそうの強制

社会的間接資本としての位置の低下=貨物安築死論

クラップ化に追い込まれてくる。

などである。 このような資本の論理に従えば、 国鉄は独占の利潤対策として新幹線などのビルドのほかはス

策と、その政策を実現する闘いのことである。そうしなければ、われわれは国鉄がスクラップ化 されるにまかせることになるし、国鉄労働者の労働条件も守ることができないからである。この ならない。その道とは、国鉄労働者が中心となり「国民の交通・国民の国鉄」づくりをめざす政 ことができなくなりつつあるとすれば、われわれはみずから国鉄「再建」の道をさぐらなければ 国鉄はもはやこれまでの経営方針では国鉄労働者の労働条件も必要なサービス内容も保障する

かつ特定の個人がその便益を排他的に享受するととができない資本施設のとと。 社会的間接資本とは、通信、運輸、教育、道路、公園、 継縛といった社会的に広く便益を提供し、

# 4 諸外国における国鉄民主化闘争の経験

労働者の雇用と労働条件が危機にひんしている点で、わが国の国鉄と西欧の国鉄とは共通の現象 りではない。国鉄の荒路の結果、一方では社会的に必要な「足」が切り捨てられ、他方では国鉄 をもっており、また国鉄に関連する諸労組がこの中で必死の闘いを展開している点でも共通性を 独占の支配のもとで、公共交通の基軸であるべき国鉄が荒廃にさらされているのはわが国ばか

をその計画のもとに国民に必要な社会的サービスを提供する真の公共輸送機関に再編する活動を **髄団体などもさまざまなかたちでの協力関係をうちたて、民主的な総合交通政策を樹立し、国鉄** 組はみずからが中心となるとともに、一方では全国組織、交通関連労組、政党、自治体や環境保 にこれを発展させる隣いに取り組まなくてはならない、という考え方にもとづく聞いである。 でのあり方を明確にし、すべての動労諸階層の共通の利益の上に立って、国鉄の荒廃を防ぎ、逆 いる。それは、国鉄労働者の屈用と労働条件を保障するためには国鉄そのものの国民経済のなか との考えは、たんなる観念的な構想やプログラムのレベルには終わっていない。各国の国鉄労 とのような状況のもとで、西欧の国鉄労組の闘いの方向は本質的に共通性をもちはじめてきて

の民主的規制の強化にもつとめている。その要点は、職場の労働者の統一を基礎とした労組間の 同時に、各国国鉄労組は、社会的レベルからの規制と一体のものとして、国鉄企業の内側から

現に行っている。とれは国鉄に対するいわば社会的レベルからの民主的規側の展開にほかならな

(1)

様でなくてはならない。

統一行動を背景にした企業活動の内容(投資政策を含めた)への積極的介入でもある。 バ各国の政治的条件に違いはあるが、そこには政治の革新という展望のもとで、労働組合の新し い活動方向が示されているといえる。 1

に取り組み、その中で屈用と労働条件を確立する助力を行うようになっているのである。 るだけでなく、広く労働者と協力し、国民との共闘をうちたて、その政治的前進と一体のものと して社会的レベルと企業の中の両面から真に社会的・公的なものとして「再建」するという活助 要するに、西欧各国労組(とりわけその先進的部分)は、たんに独占による国鉄政策を拒否す

## ・ 民主的規制と経営参加の違い

とりわけ日本生産性本部が提唱する「経営参加」との違いは明確にしておかなくてはならない。 と資本の側が「危機」にさいして労働側を体制内に引きこむための 武器としての 「経営参加」、 か、という危惧がある。そのような疑問がおとるのは、ある意味では当然であろう。民主的規制 いうことである。両者の違いは以下の点に見ることができる。 重要なことは、民主的規制と「参加」のあいだは形態的なものではなく実態的なものであると 民主的規側について、一部では改良主義的・労資協調的組合の主張する「経営参加」ではな

しかし、現代資本主義を考慮に入れれば、規制のレベルは多元的で、規制の主体や方法も多 「経営参加」の視野は 企業レベル(たとえば 重役会への参加)に限定されることが多い。

(2)体交渉は労使対立型であり、「参加」は労使パートナー型であるという考え方である。しか し、パートナーになっても労働者の労働や生活に経営の諸要素が浸透するだけであって、労 日本における「経営参加」は、従来の組合運動と異質なものと考えられる傾向が強い。

300

**働者の意思による規制は行えない。規制の思想は労使間の対立が基調にあってはじめて成立** 

たく無意味である。 国鉄など公共体に関していえば、多くの働く国民の民主的な意思に分断されたのではまっ

いとが結合するものでなければならず、企業内労使関係の視野だけでは民主的規制はありえ 民主的規制には多面的なレベルはあるが、何よりも企業のなかの労働者の聞いと国民の聞

(4) (3)らざるをえない。との過程は、社会主義権力のもとではじめて完成する。 る。それは現段階から出発するが、統一戦線政府の樹立以前にはごく初歩的なものにとどま 「経営参加」は、それ自体が自己目的 とされる主張が多い。民主的規制は 闘争の過程であ

労働者や国民が直接に事態にかかわるものでなくてはならない。 「経営参加」は、がいして 幹部の参加にとどまる。さまざまなレベルでの 民主的規制は、

民主的規制の闘いを具体的に組織することによって、「経営参加」との区別はおのずから

# 〔民主的規制についての統一見解〕

国労中央委員会

一九七七年九月六日

## 用語の概念はさらに学習・財職

題も含めて定式化することとするが、国鉄の民主的「再建」をかちとるために従来からの反合、 「国民の足」、「政策要求」の闘いを いっそう強めなければならない ことについては、大会で完全

民主的規制という用語の概念については、引きつづき学習と討議を深め、後日理論上の課

に窓思統一することができた。

な当面の聞いについては大会の方針にのっとりただちにはじめることにする。 反合闘争をさらに強化する路線 との基本的視点から、われわれは国鉄の民主化闘争を進めるにあたり、

一致できる具体的

大会で出された多くの意見や批判にとたえながら、本部が民主的規制を提起した理由を明

る路線の提起である。いままでの反合闘争は労働条件を中心に闘われてきた。ところが、これか か、反合闘争を民主的におきかえるとかということではない。むしろ反合闘争をいっそう強化す ①まず、民主的規制とは聞いであること。したがって、いままでの反合闘争がゆきづまったと

くらべ大きな発展をしている。だから、いままでの反合闘争だけでは対応しきれない情勢の変化 ら加えられる《合理化》はいままでと質的にちがってきている。質・最ともにいままでのものと

うなれば、公共性をもつ国鉄は国民の足を守ることができなくなるし、労働条件も改善すること えからすれば、人員を減らし(首切り)、業務を 思いきって 切り捨てることになるであろう。と ができなくなる。国労は国民の足を守り、国鉄労働者の労働条件を守るため、日本ではじめての **国鉄の現状からすれば、経営の収支をつぐなうことはもはや不可能である。政府・自民党の考** 

れた闘争を組織しようとしているものではない。 ②しかし、新しい路線とはいえ、民主的規制とは、いままでの国労の闘いとまったくかけはな

新しい路線——民主的規制を提起したのである。

労は「国民の足」とともに総合交通政策実現の闘いを部分的ではあるが闘ってきた。そして、国 現在まで国労は反合闘争を闘ってきたし、この闘いは職場から地域へ広がりはじめている。国

働きかけ、国会闘争として聞ってきた。 労はすでに総合交通政策に関する要求をまとめ、政府・当局に提出するとともに、野党各党にも

民主的規制とは、これら三つの闘いを総合的に系統的に発展させることであり、

闘う路線であ

政府・当局の窓思に制限加える

ఫ్త

**⑧民主的規制は、交通政策に関する資本(政府・当局)の意思に制限を加え、労働者・勤労国** 

要性が広く理解されることになる。

せ、「国民の国鉄」とする闘いである。 民の要求を政策として政府当局に認めさせ、彼らの大資本本位の政策を部分ではあっても変更さ

義の権力のもとではじめて達成できるものである。 もっとも、民主的規制は統一戦線政府のもとではある程度前進させることができるし、 しかし、とと数年来資本主義の全般的危機の深化にともなって政治勢力比は保革伯仲もしくは 社会主

ば、保守権力はとれら関う勢力の要求をある程度受け入れざるをえない。 とのような情勢の変化・発展から民主的規制の闘いの構想がみちびきだされたのである。

逆転の可能性も生まれている。労働者・勤労国民・民主団体・革新政党が英に統一して闘うなら

国民の理解と確信がいっそう確かなものとなり、労働者や勤労国民がみずから要求をさらにいっ 的ではあっても前進するととによって、統一戦線の必要性とそれへの志向について労働者・動労 ④このことから、民主的規制そのものは改良の闘いではあるが、この闘いを通じ、要求が部分 動労国民と共に改良の**闘い展**開

そう実現するため、それを阻むものは政治権力の性格にあることが広く明らかとなり、変革の必

るものであり、改良主義では断じてない、ということができる。 したがって、民主的規制の闘いは改良から変革へのアプローチのプロセスとして位置づけられ

⑥ここまで論じてもなお、民主的規制は労資協譌を基調とする経営参加に陥るのではないか、

経営参加とは根本的に違うもの

という疑問や不安が残るかもしれない。

民主的規制は職場・地域の闘いを基礎とし、との闘いの発展に応じ地方・本部で交渉――経営

権にかかわる問題を中心に――を強化することである。だから、資本が組合の要求を受けいれな

いときはストライキを含む大衆行動で彼らの意思を積極的に強制するものである。 日本における経営参加は、組合の一部役員が重役会などに参加し、資本の経営計画などに組み

こまれ、基本的な団体事項までもこの経営協議会で話をつけ、職場の関いを圧殺してしまってい

民主的規制と経営参加との根本的なちがいはつぎの三つにある。

||一関う方針は統一戦線の結成もしくは変革をめざしているかどうか。 |们労資が一致協力して経営方針をまとめるかどうか。

**|ハ経営権にかかわる問題を協議(交渉)する場合、闘いの戦列配置がなされているかどうか。** 

変革の力、国労が中心となって

⑥だが、われわれは民主的規制を提起すれば万事がうまくいくとか、その力は十分あるとかな

どと考えてはいない。

現在、野党間の共同政府網領もできていないし、統一戦線の結成もいまだしである。しかし、

ればならないが、このことは国鉄労働者がおもな資をになわなければならない。 変革への力をだれかが中心になってつくらなければならない。国民の足としての国鉄を守らなけ

国労はマル生で勝利し、スト権ストでも九日間の全面ストを闘えるまでに力を強めてきた。も

### 資料Ⅱ 国鉄の民主化・民主的規制

建」をかちとらなければならない任務が国労に背負わされているとわれわれは自覚している。と を実現するための聞いを組織するために、民主的規制を提起したのである。 とに国労が民主的規制を提起する根拠がある。 は日本の労働組合のなかにあって機関車の役割を果たさなければならないし、国鉄の民主的「再 ちろん、企業内問題のすべてを組合ペースで解決する能力を蓄積しているわけではないが、 **菌労は交通運輸のすべての組合・民主団体・革新政党に呼びかけ、「国民の交通・国民の国鉄」** 

### (監修)

篠藤光行(労働大学専任講師)

### (国労読本④組織編)国鉄労働者の組織と運動

袋印省岛

1978年5月20日 第1 網発行

編 者 国 鉄 労 働 組 合 発行者 柳 沢 明 朗 発行所 労 働 旬 報 社

並京都千代田区神田神栗町3-17-28

班 活 (263) 7141 (代)

树 替取取 0-180374

印图 真珠 社

